

インクルーシブ社会研究 17
Studies for Inclusive Society 17

対人援助の新展開
—理論・方法・制度の視点から—
New Developments in Human Services:
Theories, Methods and Institutions

編集担当：相澤育郎・矢藤優子
Editors: AIZAWA Ikuo & YATO Yuko

立命館大学立命館グローバル・イノベーション研究機構
「学融的な人間科学の構築と科学的根拠に基づく対人援助の再編成」／
「修復的司法観による少子高齢化社会に寄り添う法・社会システムの再構築」
Ritsumeikan Global Innovation Research Organization, Ritsumeikan University
“Constructing Trans-disciplinary Human Science for Evidence-Based Human Services” &
“The Restorative Justice toward the Era of Decreasing Birthrate and Aging Population”

2017年 3月

立命館大学人間科学研究所
Institute of Human Sciences, Ritsumeikan University

まえがき

*この「まえがき」は、本冊子の元となった公開シンポジウムの「開会挨拶」を刊行にあたって再構成したものである。

人間科学研究所 所長 松原洋子

2016年12月3日（土）、立命館大学人間科学研究所の2016年度年次総会「対人援助の新展開：理論・方法・制度の視点から」が開催された。本冊子はその記録である。研究所全体で取り組むシンポジウムを「年次総会」と銘打つようになってから、5年目を迎える今年は、立命館グローバル・イノベーション研究機構（R-GIRO）「学融的な人間科学の構築と科学的根拠に基づく対人援助の再編成」（矢藤プロジェクト）および「修復的司法観による少子高齢化社会に寄り添う法・社会システムの再構築」（若林プロジェクト）との共催というかたちをとった。



共催機関となった3拠点を結ぶものは「対人援助」概念である。人間科学研究所は、教育科学研究所（1990年設立）から2000年に改組されて以降、対人援助（human services）の分野で基礎から応用に至るまでさまざまな地域に開かれた研究活動を展開してきた。いまや参画する研究者の所属学部・研究科・機構が16を数え、約40のプロジェクトが活発に展開されている大所帯の組織である。

一方、R-GIROの2プロジェクトは、「少子高齢化」をテーマとして今年度学内で募集された研究プログラムに採択された新しい研究グループである。矢藤プロジェクトは、人間科学研究所を代表する女性研究者の一人、矢藤優子教授（総合心理学部）をリーダーとし、科学的根拠に基づく対人援助、特に子育てや発達支援について多方面から検討するプロジェクトである。もう一つの若林プロジェクトは、立命館大学生え抜きの若きリーダー、若林宏輔准教授（総合心理学部）が率いる、司法上の諸問題に対し「修復的司法と対人援助」をキー

ワードに学融合的解決を目指すプロジェクトである。両プロジェクトリーダーは人間科学研究所の運営委員でもあり、各拠点の構成員が研究交流することによる相乗効果は大きい。

当日のプログラムは、2つのシンポジウムとポスターセッションで構成された。企画の趣旨は本編に譲るとして、ここでは各企画の背景について説明しておく。

1つ目のシンポジウムは、「犯罪からの社会復帰に必要なものを考える：法と対人援助の視点から」である。2013～2015年まで人間科学研究所では犯罪被害者の支援や加害者の更正を扱う「修復的支援」のプロジェクトが展開され、同時期にR-GIROでは「法心理・司法臨床センター」が司法をめぐる各課題の解決を目指して組織された。当シンポジウムはそれらの研究蓄積を生かし、R-GIRO若林プロジェクトを中心に企画されたものである。2016年度から本学に着任した新進気鋭の若手研究者・相澤育郎氏（R-GIRO専門研究員）がコーディネーターを務め、本学の研究者3名に加え広島国際大学から毛利真弓氏を招聘して行われた。

2つ目のシンポジウムは、「縦断研究のこれまでとこれから：科学的根拠に基づく対人援助を目指して」と題された。企画の中心となったR-GIRO矢藤プロジェクトではこれからまさに「縦断研究」を進めようとしており、今回はその経験者である菅原ますみ氏（お茶の水女子大学）、安梅勅江氏（筑波大学）の2名を招聘してご報告いただいた。企画コーディネーターはプロジェクトリーダーの矢藤優子教授が自ら務めた。

2つのシンポジウムの間には、例年通りポスターセッションが行われた。ここ数年の例に漏れず、軽食とともに、あるポスターの前では和やかに、あるポスターの前では熱心な議論が交わされ、プロジェクト内外の研究者・来場者がインタラクティブに意見交換する場となった。

なお、当シンポジウムは、人間科学研究所の年次総会としては初めて、本学の大阪いばらきキャンパス（OIC）で実施された。研究棟「創思館」を擁する衣笠キャンパス（京都）の風光明媚な良さととはまた異なり、OICは2015年に

完成したばかりの新しい開放的なキャンパスである。2016 年度に新設された総合心理学部をはじめ、人間科学研究所に関わる研究者が多く在籍しており、2018 年度には「人間科学研究科(仮称)」が設置される予定となっている。今後、人間科学研究所にとって重要な拠点となることが見込まれるこのキャンパスで総会を開催できたことは、所長としても嬉しい限りである。

最後に、シンポジウムでご登壇をいただいた方々、ポスターセッションの発表者および当日ご来場された聴衆の皆様はこの場を借りて感謝申し上げたい。

立命館大学 人間科学研究所 所長

(同 先端総合学術研究科 教授)

松原 洋子

目 次

まえがき	1
松原 洋子（立命館大学人間科学研究所所長／先端総合学術研究科教授）	
シンポジウム 1 犯罪からの社会復帰に必要なものを考える： 法と対人援助の視点から	
企画趣旨	8
相澤 育郎（立命館大学立命館グローバル・イノベーション 研究機構 専門研究員）	
報告 1 犯罪からの社会復帰に必要なものを考える： 刑務所の視点から	11
毛利 真弓（広島国際大学心理臨床センター 特任助教）	
報告 2 犯罪からの社会復帰に必要なものを考える： 法と対人援助の視点から	21
中村 正（立命館大学産業社会学部 教授）	
報告 3 犯罪からの社会復帰に必要なものを考える： フランスの法と制度から	32
相澤 育郎（立命館大学立命館グローバル・イノベーション 研究機構 専門研究員）	
報告 4 犯罪からの社会復帰に必要なものを考える： オーストラリアの場合	45
森久 智江（立命館大学法学部 准教授）	
質疑応答	57
シンポジウム 2 縦断研究のこれまでとこれから： 科学的根拠に基づく対人援助を目指して	
企画趣旨	68
矢藤 優子（立命館大学総合心理学部 教授）	

報告 1	抑うつ世代間伝達に関する長期縦断研究 —慢性的逆境要因の連鎖の観点から—	69
	菅原ますみ（お茶の水女子大学基幹研究院人間科学系 教授）	
報告 2	子育て子育てエンパワメント：根拠に基づく実践システム	79
	安梅 勅江（筑波大学医学医療系 教授）	
質疑応答 1		84
報告 3	学融的な人間科学の構築と科学的根拠に基づく対人援助の 再編成	88
	矢藤 優子（立命館大学総合心理学部 教授）	
質疑応答 2		96
閉会挨拶		103
	矢藤 優子（立命館大学総合心理学部 教授）	
附録 ポスターセッション演題・抄録一覧		105
あとがき		121
	相澤 育郎（立命館大学立命館グローバル・イノベーション 研究機構 専門研究員）	

シンポジウム 1

犯罪からの社会復帰に必要なものを考える： 法と対人援助の視点から

毛利 真弓（広島国際大学心理臨床センター 特任助教）

中村 正（立命館大学産業社会学部 教授）

相澤 育郎（立命館大学立命館グローバル・イノベーション
研究機構 専門研究員）

森久 智江（立命館大学法学部 准教授）

相澤 育郎

(立命館大学立命館グローバル・イノベーション研究機構 専門研究員)

相澤 おはようございます。立命館大学立命館グローバル・イノベーション研究機構(R-GIRO)の専門研究員の相澤と申します。本日は第1部の企画と進行を仰せつかっております。よろしくお願いします。第1部のテーマは「犯罪からの社会復帰に必要なものを考える一法と対人援助の視点から」でして、われわれのグループは第3期R-GIROの「修復的司法観による少子高齢化社会に寄り添う法・社会システムの再構築」というテーマで研究をしています。



簡単に企画の主旨を説明させていただきます。昨今、犯罪からの社会復帰をめぐる諸状況は大きな変化の時期に来ていると考えております。ひとつは受刑者の処遇に対する注目が集まっているということです。2006年に改正された「被収容者処遇法」は受刑者処遇の原則に改善更生と社会復帰を明記しました。これを受けて、従来の刑務作業一辺倒の受刑者処遇の見直しが計られ、一般改善指導や特別改善指導が行われるようになっていきます。

また再犯予防対策の充実と強化、という方向性も打ち出されています。2004

公開シンポジウム「対人援助の新展開:理論・方法・制度の視点から」
(2016年度立命館大学人間科学研究所年次総会)

第1部 犯罪からの社会復帰に必要なものを考える:法と対人援助の視点から

第3期R-GIRO「修復的司法観による少子高齢化社会に寄り添う法・社会システムの再構築」共催

犯罪からの社会復帰をめぐる最近の状況

- 監獄法から被収容者処遇法(2006年)へ
- 受刑者処遇の原則に「改善更生」と「社会復帰」を明記
- 刑務作業一辺倒の処遇の見直し(一般改善指導・特別改善指導)
- 再犯予防対策の充実強化
- 犯罪対策閣僚会議「宣言(2014年)」による刑務所再入所者3割減少、協力雇用主の数3倍増加、RE-ENTRYができる社会の構築
- 再犯防止等推進法案(2016年11月)
- 罪を犯した高齢者・障がい者への支援
- 地域生活定着支援センターの設置(2009～)＝出口支援
- 刑事手続の早い段階で司法手続を回避する「第三の刑事政策」＝入口支援

協力雇用主を3倍に増加させるという具体的な数値目標も出されています。また、従来からの犯罪から社会を守るという視点に加えて、犯罪をした人を社会で受け止めようという、(RE-ENTRY) ができる社会の構築といった新しい視点も打ち出されています。

また、3つ目は罪を犯した高齢者、障害者、こういった人たちへの支援という視点です。本日来場の方はもう十分ご存知だと思いますが、地域生活定着支援センターが設置され、刑務所から社会に出ていく人たちへの支援が行われるようになっていきます。また、こうした実践の中でより早い段階での支援の必要性が認識されたことから、検察や弁護士さんや、地域生活センターの方々による入口支援の実践も行われるようになっていきます。こうした背景をふまえて、本日このようなテーマで企画をいたしました。

本日も登壇いただいている、私も含めて登壇するのは4人なのですが、それぞれの視点を簡単にご紹介しておきたいと思います。対人援助、臨床の視点から、まずお1人目は広島国際大学の心理臨床センターの毛利真弓先生にお話をさせていただきたいと思います。毛利先生は昨年度まで、

島根あさひ社会復帰促進センターにおいて、治療共同体の実践に携わっておられました。そうした実践の中から得られた知見や課題について、本日もお話していただければと思います。

お2人目は立命館大学産業社会学部の中村正先生です。中村先生は社会病理学の研究者であると同時に、児童相談所やNPO法人等の中で実際に違法行為や犯罪行為を行った人たちの支援にも携わっておられます。理論と臨床の相互の点から得られた知見や課題について、本日もお話いただきたいというふうに考えております。

次に比較法制度の視点からは私も含めて2つの視点からお話したいと思います。お1人目は立命館大学法学部の森久智江先生です。森久先生は刑事法学、

犯罪からの社会復帰に必要なものを考える4人の視点

＊対人援助・臨床の視点から

毛利真弓先生(広島国際大学心理臨床センター)
中村正先生(立命館大学産業社会学部)

＊比較法・制度の視点から

森久智江先生(立命館大学法学部)
相澤青郎(立命館グローバル・イノベーション研究機構)

日本の現状を踏まえた上で、それぞれの視点から犯罪からの社会復帰に必要なものを考えます。

特に犯罪学や刑事政策学の研究者でいらっしゃいますが、主にオーストラリアの比較法をなさっておられます。本日はオーストラリアの制度から見た日本の制度の問題点や、今後の示唆についてお話いただければと思っております。

最後に私、相澤からはフランスの犯罪からの社会復帰のための施策についてお話した上で、日本への示唆についてお話したいと思います。一般的に法学では大陸法系と英米法系に法文化は分かれていますと言われていますが、オーストラリアは英米法系に属しております。フランスは大陸法系に属しておりますので、それぞれの違った法文化から同じ問題に対してどのようなアプローチがなされているのかという比較法制度の観点からお話できればと思います。

最後に若干の質疑の時間を設けておりますので、ご質問がある方はぜひその際に、ご意見でもいいですので、していただきたいと思います。以上、現状を踏まえた上で、それぞれの視点から犯罪からの社会復帰について考えていきたいと思います。それではお1人目、毛利先生、よろしくお願いします。

毛利 真弓（広島国際大学心理臨床センター 特任助教）

毛利 毛利真弓と申します。よろしくお願いいたします。
今日は年次総会のシンポジウムという大切な場にお呼びいただき、大変ありがとうございます。そして相澤先生には事前にたくさんメールをいただいて、主旨などを伝えていただき、きめ細やかにコーディネートをしていただきました。相澤先生はもちろんですが、中村先生、森久先生と同じ場に立たせていただいて話をさせていただくことを大変光栄に存じます。



私は大学を出てから法務省に勤めまして、少年鑑別所で5年ほど、公務員として勤めました。そのあと民間のほうに職を変えまして、でも刑務所という同じ業界で民間側の臨床心理士として、官民協働刑務所の、島根あさひ社会福祉促進センターというところで、面接とか、治療教育プログラム、主にグループワークをやってきました。限られた経験ではありますが、それをもとにお話を今日はさせていただければと思っております。

お手元に資料があると思いますので、それを見ていただきながらという形になるかと思いますが、一番最初、刑務所処遇の変革というところで書かせていただきましたが、これは相澤先生のほうからたくさんご説明いただいたのもう飛ばしていこうと思いますが、法律が改正になったり、再犯率低下の目標が出されたりしたことによって刑務所の中では「教育を頑張らなければ」という雰囲気が高まりました。もちろん歴史的に川越少年刑務所、奈良少年刑務所など、長く教育に力を入れていた刑務所はあったんですけども、それ以外の刑務所は、作業が中心で教育が義務ではなかったこともあり、やれるだけやればいいのか、みたいなものだったのが、全国的にきちんとやらなければいけないという雰囲気になってきた、という現実があります。

刑務所の改善指導についてはご存知の方が多いと思いますが、基本的には国のほうからこういう人にはこういうプログラムをやりなさいと言われていたのは、スライドの特別改善指導の部分、薬物から始まって就労支援までありまして、標準プログラムというものに基づいて施設ごとに工夫しながら行っています。

次に一般改善指導というのはそれ以外の様々な教育なんです、施設独自で、必要だと思うものを施設の実情に合わせて行います。窃盗に関してのプログラムが必要となったら、いろいろ施設の人たちが勉強してきてやったりとか、お酒の問題もそうですね、そのようにやっています。

次に、より良くする努力というところのスライドに移りますけれども、一番取り入れられているのは一番上の四角のところですね、認知行動療法というやり方です。実際、認知行動療法は再犯率を下げることができたという実証効果が出ているということがあることと、あと、とてもわ

かりやすいんですね、理論構造がシンプルで、考え方をさえすれば行動が変わるという形でわかりやすくマニュアル化しやすい、教えやすいということもあって広まりました。実際には認知行動療法だけではなく、上に書いてある、自己統制モデルとか、再使用防止モデルとか、薬物依存や性暴力行動に関して、どうやって問題行動をやめるのか、ということに関して発展してきたモデルと組み合わせるような形で行っています。問題になっているところを変えて、もしくはやめて、避けて、不適切な行動をやめましょう、自己コントロールをしましょうというのが大きな考え方の軸になっています。

改善指導の内容

【特別改善指導】(標準プログラムあり)

- ・薬物依存離脱指導
- ・暴力団離脱指導
- ・性犯罪再犯防止指導
- ・被害者の視点を取り入れた教育
- ・交通安全指導
- ・就労支援指導

【一般改善指導】(標準プログラムなし、施設独自)

より良くする努力

再使用防止(RP)モデル
自己統制(SR)モデル
認知行動療法(CBT)
 ・再犯低下効果が実証
 ・手順がわかりやすい

リスク管理モデル
 ...症状対処
 ➢ 避ける
 ➢ 変える
 ➢ コントロールする

グッドライフ・モデル
 (GLM)
 動機づけ面接(MI)

長所基盤・全人的モデル
 ➢ ニーズに気づく
 ➢ 叶える(方法と自信を獲得)
 ➢ 人間としての力を伸ばす

しかし最近では、その下に書いた、グッドライフモデルとか、動機づけ面接というのが出てきています。これがでてきたのには、人間の行動を制限して、変えて、危険はところには行くな、あれはするな、この考えはするなという制約方式では、本人の動機づけも関わらないし、どうしたらいいのかわからなくなるといふ批判や限界を指摘されるようになったことが背景にあります。長所基盤・全人的モデルと書きましたが、もちろん問題行動をやめるといふことだけではなくて、「じゃあ、どうやったらより良く生きていけるのか」ということ、つまり、自分のニーズに気付いて、それも叶えて、人間としての力を伸ばしていく、ご本人の持っている長所を伸ばすアプローチも大事なのではないか、というようなことです。しかし今の刑務所の中では一生懸命この考えを取り入れようと頑張ってはいるけれども、やっぱり上の認知行動療法の制限のモデルのほうがとても根強いというのが私自身の印象でもあります。

しかしですね、やっぱり見落とされがち部分としては、1つ目には1つの技法、それも表面的なスキルの部分に偏りがちになっているのではないかということです、認知行動療法がいいとなったら、何かみんな「認知行動療法」って言って、飛びつくんですけども、心理療法について

変化に有効な治療要因をランバートという人が調べたところ、技法が治療に影響するのは15%でした。一方、大事なのは治療関係、セラピストとクライアントの関係のほうが30%と、技法の倍もあるのに、そういったことは全く無視されて、とにかく思考を変えることを教えるんだ、再犯防止プランを作らせるんだ、みたいなところに偏りがちのところがあるかと思います。

もうひとつ、欧米のほうは先に認知療法、認知行動療法・認知療法のやり方が広がったのですが、今は批判の時期に入ってきていて、どうもそうやってマニュアル化した認知行動療法をリスクや必要性を無視してやっていくことで、どうも再犯防止へのインパクトが低下しているんじゃないかというような研究

見落とされがちなこと

- Lambert(1992) 変化に有効な治療要因
「技法」は15%、「治療関係要因」は30%
- Porporino(2008)
マニュアル化した認知(行動)療法の拡大で再犯防止へのインパクトが低下している
- Yalom(1995)
グループでの対人交流が極めて重要。心理教育や認知行動原則に基づいてのみ行われれば治療的恩恵は十分に得られない

や意見も出ています。

そして、今、グループの関係性もお話申しましたが、ヤーロムという集団精神療法の専門家がこう言っています。グループでの対人交流というのが実は極めて重要なのに、心理教育とか、不認知行動原則に基づいてのみ行われているのではないかと…。そういうことだけが行われれば、治療的恩恵というのは十分ではないんじゃないか、と言っているわけです。つまり、日本の刑務所はすごく頑張って認知行動療法は再犯を低下させると言ったのでそれを取り入れて、頑張ってやっではいるんだけど、どうもそちらにガーッと偏りすぎて、見落としがちなのはないのかなというのは個人的には思っているところではあります。

もうひとつ大事な視点は、なぜ人は犯罪をやめるのかというものです。再犯を防止させたいので、どうしたら人間は犯罪をやめるのかという視点はとても大事だと思いますが、離脱研究という、「なぜ犯罪をやめるか」の研究においては、個人の自律性とか、周囲との絆がポイントだというふうに言われています。考え方を变えて自制するとか、反省するとか、そういうことではないということですね。

そしてベイジーという人は、基本的に衣食住があって、安心、安全な場があって、そしてそこでエンパワーされる人間関係の中で、自分が愛される価値があると認識すること、そして価値ある社会的役割を担うことによって、自分の人生の再分脈化を図る、これが犯罪からの回復のプロセスであり、そのプロセスに大事なことだ、と言っています。刑務所はそういうプロセスを踏ませることができているのか、というところで元刑務所の職員としては自問自答するわけですが、実際には、個人の感想ですが、なかなか難しいです。

イギリスの刑務所にいる 130 人の男性を対象に、刑務所の中にいた時にどういふ感情、感覚を持っていたかということと、出所したあとに再入や再犯した

離脱研究(なぜ犯罪を止めるか)

- 自律性 (Agency) や周囲との絆がポイント
- Veysey (2008, 2014)
 1. 衣食住があり、安心で安全な場において
 2. エンパワーされる人間関係の中で自分が愛される価値があると認識する
 3. 価値ある社会的役割を担うこと
 4. 人生の再分脈化 (過去の見方を変え、自分自身を再定義する)

かということとの相関、関連を見た研究があるのですが、希望とか後悔、ファミリーマンというのはちょっと訳せなかったのでそのまま訳していますが、家族の中の一員であるとか、大黒柱である、みたいな感覚と思うんですが、そういう感覚を持っていると、そうした感覚を持っていない人に比べて再入や再犯は下がる。しかしスティグマを刑務所の中で感じている、つまり自分は犯罪者であって、社会に出てからもそれを負っていかなければいけない、みたいな、いろんな卑屈な思いとか、否定的な感情を持っていると、それが無い人よりも再入や再犯が増えるというような研究があります。刑務所でスティグマを与えずにどうやってエンパワーして、自分が社会の中に戻った時に実際に社会的な役割を担える人間なんだと思って送り出せるかというのはすごく大事なことでないかというふうに、一職員としてはずっと考えておりました。

「マニュアル化を超えて」というふうに書きましたけれども、もちろん理論的基盤は理解されていることはとても重要です。「処遇の統一性を脅かす3つの可能性」をスライドに書かせていただきましたが、マニュアルの背景にある理論を理解していないとこうやってプログラムがすべっ

ていって、勝手に変わっていく危険性があります。きちんと研修がなされて、いろんな人たちができるようにコツが言語化されていくことは必要です。

しかしもうひとつ、やはり犯罪者というスティグマを与えて制限するような教育よりも、変化とか成長を促す関係性をちゃんと刑務所の中でも作ったり、社会に出ていく自信とか、希望を持つということを主眼においたりすることが大事とも考えています。そういったことも含めて、ということもありますが、私は先ほど申し上げた官民協働刑務所は、治療共同体という方法をとって関係性を作ることを重視した実践をしてきました。

マニュアル化を超えて

- 理論的基盤が理解されていることは重要
※処遇の統一性を脅かす3つの可能性 (Hollins, 1998)
 - ①プログラムドリフト…目的や狙いがずれていく
 - ②プログラムリバーサル…グループを害する行動
 - ③プログラムノンコンプライアンス…勝手に内容を変更
- 犯罪者という「スティグマ」を与え、制限するよりも、人間の変化と成長を促す「関係性」を作り、社会に出ていく自信と希望を

治療共同体とは何かを説明するとまた長くなってしまうんですけども、基本的には「共に暮らして、自分たちの手で社会的な共同体と安心、安全な場所を作って維持する」というコンセプトです。グループ・ミーティングがたくさん行われるので、そこで語って、手放して、新しい考え方を選び取る、というような方式をとっています。「共に暮らし」と書いてありますが、島根で行った刑務所内治療共同体の中では同じプログラムを受けている人が同じユニットでずっと生活をする、ずっと24時間顔を合わせている、というような環境で行いました。

治療共同体には、自らの希望で編入して、最短6か月から、希望すれば審査はありますが無期限、出所まで居ることができることにしていました。日本の刑務所の中ではかなり長い時間、週に12時間くらいの教育時間があります。2009年から始まって、2015年の6月までの累計ですが241名の方が受講をしました。

もちろんテキストによる学びもあります、認知行動療法のテキストも使って、基本的には思考を修正するという、まず最初はそういったことに気付いて、コントロールするということも大事なので、そこもやります。犯行サイクルを作ったり、怒りの対処をしたり、被害者について学

んだり、ということもやりますが、もっと大切にしていたのは、テキストでいい考え方を学ぶというよりはいろんなことを話して、感情を出して、課題を題材にして自分の話をして人の話を聞くことです。つらい被虐待体験とかも出てくるので、そういったことに向き合うメンバーが聞いてくれて支え合うという

官民協働刑務所での実践

- ◆治療共同体(Therapeutic Community)
- ◆ともに暮らし、自分たちの手で「向社会的な共同体」と「安心・安全な場所」を作り、維持する
- ◆語り、手放し、新しい考えを選び取る

＜日本の官民協働刑務所では＞

- ◆自らの希望で編入、最短6か月～無期限
- ◆週約12時間の教育時間
- ◆2009.2～2015.6 累計241名受講、うち174名出所



テキストによる学び

認知行動療法テキストによる思考の修正
犯行サイクル作り
怒りの対処、対人葛藤の解決方法
被害者について学ぶ
出所後のリスクとその管理

アメリカの治療共同体「アミティ」から購入した
テキストと、独自に作成したテキストを使用



ようなことも大事にしていました。グループの中でトラブルが起きた時にはそれぞれで話し合いをさせたりもしました。授業の中で、トラブルが起きた時はこう考えて、こう対処しましょうねというよりは、実際に起きた時にその否定的な感情に耐え抜いて、話し合って、ちょっと喧嘩したりして、それを乗り越えて、「おれたち、喧嘩したな…」っていう、そういう関係が持てることのほうが何十倍もその人の対人関係の能力を上げることができます。これは刑務所の中で行うのには、すごく反対があって、話し合いなんかさせたらもっと喧嘩がでかくなるだろうとあって、当初はリスクを懸念する国の職員の方たちの意見もありましたが、どういう目的でやるのか説明して、許可を得ながらやらせていただけた部分もありました。

彼らが自分たちで共同体の中で責任を持って後輩を教えていく役割を持ちますので、刑務所に長くいるほうが偉いんだみたいな従来の刑務所文化はありません。たいてい、強盗とか、マッチョな犯罪をしたやつが偉くて、性犯罪をしたようなやつは下だ、みたいな序列を作るんですが、

敬意というのは自分から勝ち取っていくというコミュニティを作って、新しい役割を得て、新たなふるまい方ができるという構図を作りました。

肝心の処遇効果評価なんですけれども、厳密な研究ではなく単純比較ですが、プログラムを終了した162名で検証したところ、同じ条件の、初犯で20歳以上の他の刑務所の平均に比べて再入所率の平均は低いものにとどまっています。効果も一定程度は示すことができている、というふうに思っています。

関係性からの学び

- 感情のワーク、家系図、葛藤の手紙etc.
→課題を題材にして、自分の話をし、人の話を聞く
→つらい現実(自分の過去を含む)に向き合う際にメンバーが支えあう
- 話し合いによる葛藤解決
- 共同体を維持する責任を自分たちで追う
- たくさんの「役割」
→敬意は自ら勝ち取る
→新しい役割→新たな振舞い方

次に、社会復帰に必要なもの、と書かせていただきましたが、制限管理というのが刑務所の基本的な歴史で、むしろそれをやってきたことで安全を保てていて、それで別に再犯率も海外よりは高くないんだ、というところが誇りでもあったわけですが、やはり成長と対話、人として受刑者に対しても扱って、成長、対話をしていくというのが犯罪からの社会復帰ということを考えれば大事とも思っています。

そのためにも、専門家が教えて、受刑者が学ぶというのは前提としてありますけれども、当事者とともに、教える側も話し合っ、処遇者も彼らから学んでいくというようなスタンスが大事だと思いますし、先ほど申し上げた、現実の人間関係を体験して、葛藤を乗り越えるといったようなことも、「どうせ」と言う言い方は変ですが、懲役刑としてそこにいなければいけないわけですから、関係を分断してただただ日々を過ごすというだけよりも、学ぶ場を作ると考え直していけばとても有効なのではないかと思っています。

次、社会復帰に必要なもの、2、というふうに書かせていただきましたけれども、共同体の一員としての自分を実感する機会というのもやはり大事だと思います。先ほど離脱研究の中でも申し上げましたとおり、刑務所というのは物理的、心理的、社会的に排除、隔絶されている場所です。

ですので、やはり家族とのつながりをどうやって刑務所の中でも保つかとか、一般市民に対しての開かれているかというところは大きいと思います。

海外の刑務所の中には、面会待合室のところに家族向けのパンフレットがあり、帰ってきた時にどうやってつながるか、子どもたちにどう説明するかとい

社会復帰に必要なもの①

「制限・管理」から「成長・対話」へ

- 「専門家が教え、受刑者は学ぶ」前提を寛容
:当事者とともに話し合い、処遇者も彼らから学び、やりとりをしてこそ、彼らは主体的に行動を変える
- 現実の人間関係の中で葛藤し、乗り越えた「自信」が社会に出てから糧となる(脱:我慢と忍耐)
- 「何を矯正するか」ではなく「何を伸ばすか」

社会復帰に必要なもの②

「共同体の一員としての自分」を実感・獲得する機会を

物理的・心理的・社会的な排除・隔絶

→家族との繋がり

家族の支援

→一般市民、当事者、

被害者とも開かれたコミュニケーションを

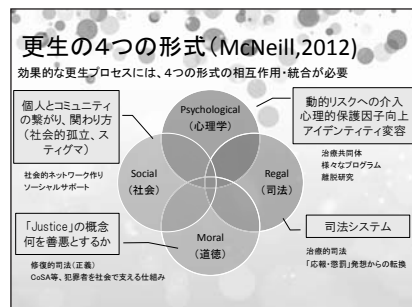
刑務所自体がひらかれていく必要性

うことを支援する団体があって、そこと繋がって家族自体が支援されるようになっていく所があります。しかし今の日本の刑務所は引き受けてくれて、彼の面倒を見てくれますよね、という存在としてしか家族をまだ見ることができていないところがあるなというふうに思っています。家族もケアされるべきところもあるので、そういったところにも手を広げながら、出所した人たちの支援もできたらと思いますし、やはり一般市民の感覚とか、開かれたコミュニケーションをしていく、刑務所自体が開かれていく必要性というものもあるなというふうに思っています。

さらに出所後の情緒的な支えの理解も必要で、例えば私たちは、仲間と一緒に、刑務所を出た人たちと一緒に3か月に1回集まるようにしたり、シンポジウムを開いたりして、彼ら自身がいろんなつながりを保てる場を作っています。シンポジウムを開くと、参加された方は受刑者の方たちが意外と普通でびっくりしたとかおっしゃって、まあ当たり前なんですけれども、そういうちょっとした無理解を解消するということから始まる面もあるかなというふうに思っています。

最後になりますが、マクニールという人が、更生にはいろんな形式が連動して働いていくことが必要だと言っています。スライドの上の部分の「サイコロジカル」というところが私がやっているところかと思えます。動的风险に介入して、心理的な保護因子とか、アイデンティティ

変容するというようなところですが、単にそれをやれば、そのまま出所したら変わるということではなくて、「司法システム」や「社会」も、コミュニティのあり方とか、つながり方とかっていうのも変わる必要があります。「モラル」のところは、ジャスティス、何を善悪とするのか、みたいなこと、そういった価値観そのものも関係があります。これらが連動しながら変化していくことで、犯罪から復帰していくことを本当に支援していける社会や体制ができ



ると思います。私個人はそんなに大きくは手を広げられないので、サイコロジカルのところだけ、というふうにはなってはいますけれども、いろいろな形で変化がつながっていて、刑務所を出所した人たち、罪を犯した人たちがよりやり直ししやすい社会になっていったらいいなというふうに考えております。ご静聴、ありがとうございました。(拍手)

中村 正（立命館大学産業社会学部 教授）

中村 おはようございます。中村です。よろしくお願いします。こういうテーマで話をして、毛利さんの話では、ソーシャルという点やモラルに関するあたりと関係します。ジャスティスの変化の話もします。私は大学で臨床心理士と対人援助職者を養成するところで関わって関係もあるんですが、外で活動していますので、その経験も交えて話を



します。松原所長が冒頭で申したような経過で人間科学研究所の創設に関係してきた経過もありますのでその点からまず話をします。R-GIRO という立命館の中の大きな研究組織があって、その中に法と心理に関わる領域は結構長く歴史があります。今第3期になっています。法心理・司法臨床研究拠点をつくっていたんです。さらにその下に5つのプロジェクトがありました。さらに1本化して、この研究チーム全体が、今回はその中の1つの修復的司法に関するチームがやっているんですけども、全体像は総合心理学部の若林さんが代表です。あとで話があると思いますが、こういう計画で、とりあえずディシプリンごとにということではなくて、問題解決中心に（イシューオリエンテッド）動いていきながら、ディシプリンを再編すべきなのかどうなのか、そうでないのか、そのディシプリンだけではなくて包括的なインスティテューションですね、組織や制度もどうあるべきか、ということが大きなテーマになって動いてきました。私自身はそこに社会病理学・臨床社会学として関係しています。

逸脱となる問題行動を研究しています。しかしその問題行動の背景にある生きづらさとか、怒りとか、それが犯罪になったりする場合がありますので、背景事情と犯罪の行為の区別と関連をどう収めていくか、つまり解決していく仕組みがいるということでやっている分野です。少年刑務所では性犯罪者の再犯防止教育に関わっています。これは少し歴史があります。2004年にあった事件を中心に法務省が作ったプログラムが2006年度から動いています。最初からスーパーバイザーとして関係しています。

ただ、残念ながらその少年刑務所が老朽化のため廃止になるんですね。とても由緒ある刑務所なんです。少年刑務所は独特なんですね、少年だけど一般刑務所に入れると、将来のこともあるのでということで、少年層を集めてやっているところですよ。そこがなくなるのは残念だなと思っています。

全体的に犯罪者が少なくなってきたということですが、たぶん少年院も収容者が少なくなってきたんじゃないかな。ですから全体的に再編期です。再編期はさらに司法のありかたの再編にもつながると思います。関わっている領域は結構あって、全体的に加害者の処遇をどうするかが課題です。加害者臨床や法-心理臨床、それからデジスタンスというのが共通して出てきています。デジスタンスとは離脱という意味で単に犯罪をやめるというだけではなく止め続けるという意味です。例えば薬物なんかでも、一旦使わないということになったとしても、それを生涯ずっと関わってやめ続けることがどうしたら可能かということの研究していくわけです。これは協力雇用主さんと一緒になって調査をしていることです。

矯正施設での再犯防止プログラム、出たあとのデジスタンスと連続して取り組みが要ります。カウンセリングやガイダンスやリハビリテーション全体の中に、刑罰も含めて、あるいは刑罰を回避することも含めてどう組み立てるのかという理論化も研究仲間とやっています。DV、虐待、ストーキング、ハラスメント、いじめ等に対応する法律がたくさんできてきました。そうすると多様な問題を可視化させていきます。ですから法化した後の加害者をどうするかがどの領域でも課題となります。十分に制度ができていないという意味ですし、刑罰だけでは変化や動機ができていけないという意味でもあります。最初、私はDV防止法に関わっていたんですけども、加害者をどうするかというのは法の中に書いてありますが、国に研究を義務付けただけです。研究ばかりしているんですね。私はもう30年近く、アメリカやイギリスの研究をしていて、制度もすでにあったのでプログラム受講命令制度を治療的司法や修復的正義の観点から提案しているんです。しかしなかなか法務省は取り入れてくれないんですね。

児童虐待防止法もそうです、それから高齢者虐待防止法もそうです、ストーキング行為規制法もそうだし、労働法制からくるハラスメント規制も同じです。

それからいじめ対策基本法もできたけれども、これらすべてに加害者対応について現実的にはどうするのかというのがかけています。それからさらに民事的にも問題なのは離婚に伴う暴力です。このことについて、本当はたくさんいろんなこと詰めなきゃならないんだけど、十分できていません。私はすでにいろんなことで提案はしてきたんだけど、出来てはいないんですね。更生ということに向かって、概念も含めていろいろ変化を制度化しなければならないということです。修復的正義や司法や治療というどうしても、医療的な問題も想定されるんですけど、本当に広いです。ですから回復とか、修復とかという概念も使って、心理、福祉、就労、生活等の幅広い支援がいります。その過程では治療的司法・正義をささえる治療的コミュニティ TC です。

実にこの 30 年ぐらい、法律や心理臨床や、ソーシャルワーカーも含めて多様に考え方を変えなければならない概念にたくさん出会ってきて、言葉が出るたびにいろいろ調べなければならなくて、調べるだけではわからないので現地に行ってみるということで、いろんなとこに調査にでかけています。さらに最近は薬物問題対応の一環でデジスタンスの取り組みのあるハームリダクションです。ヨーロッパの流れになっています。これが何なのか、ぜひ究明したいなと思っています。説明できないくらいたくさん概念があって、さらに暴力の形態も実に多様なので、これらを問題化したあと、ようするに火をつけているわけです、一生懸命火をつけいるわけですね、あぶり出してきたわけです。従来、日常の中に沈んでいたものを可視化させるのです。可視化させるとなると今度は火消しをしなければならないんです。つけた火は消さなければならない。この消す仕組みが十分ないんです。これについて法律や心理や社会福祉や、何をすべきなのかという責任があります。実にたくさんの暴力があります。人間が社会を作っていく以上、なかなか暴力というのはなくならないんだなとも思います。ですから暴力への対応、しかも親密な関係性における暴力や友人、同僚同士の暴力をどうしようかということを通じてシステムや臨床のあり方が進化していくのかなと思っています。

暴力についての別のプロジェクトでは異分野混交です。脳科学者、人類学者、法学者、心理学者、社会学者等いろいろです。暴力は本能的な問題ではないということで、学習されていく、社会適合の 1 つの形なので、生物学的なものに

還元しないで研究しようと考えています。

暴力とか、依存とか、逸脱とか、問題行動として視野に入れます。問題行動を通じて何かを表現する人たちがいて、そうしたカタチで、満たしている、ニーズがあるわけですね、ここについて考えていきます。違法な活動が多いので、そこに修復、修正をする前に規範とか責任が立ちにくい人たちがいる、それはもしかしたら障害の故であるかもしれない、ということを考えていきます。そうするとその経過のなかにロジカルにいろんなものがつながっていくと思っています。これを逸脱の背景にある人間的ニーズとして見立てていきます。

その人たちがとる「問題解決行動が問題である」ということです。これはシステム論をベースにしています。問題解決行動がより適切な形でうまくいくように支援をします。世界の脱暴力支援を調べてみますと、わかりやすいのは先ほども毛利さんが仰いましたけれども、「責任と支援」、この両方をどう追求するか。それから修復と治療と回復のプログラムをどう組み込むかです。それらを1つのシークエンスにどうつないでいけるかということが大事です。サークルとか、カンファレンスといいます。それをひとつのシステムとして組み立て、イギリスでは「サークルズ UK」というのを作っています。もともとはカナダのモデルで、CoSA といいます。Circles of Support and Accountability の略です。他にもいろいろなやり方があって、先ほどニュージーランドのファミリーグループカンファレンスも同じような系譜です。ですから実にいろんな形で世界がこの問題行動についてなんとかしたいという取り組みをたくさんし始めていて、もうかなり歴史があります。あちこで調査しながら見ています。2013年に「サークルズ UK」に調査に行きました。再犯リスクが浮かび上がります。これは社会的孤立、感情的寂しさがビッグ2です。いろんな心理学的メタ分析の再犯研究もあります。そこで諸要因は分かっているの、これをどう押さえて、対応するかということが問題だろうということになってくるわけですね。そこに認知行動療法とか、いろんなアプローチが有効であれば組み合わせていくということになっています。

わかりやすいのは、この図の真ん中にある出所者ですね、出所者に対してサークルを作って支援していくということになります。もう少しこの部分を見ると、コアメンバーという本人を置いて、ボランティアベースの黄色い部分の人たち

がいて、これらはだいたい2年ぐらい継続して支援を続けていきます。日本の保護司によく似ていますが6人でチームを組んで一人の出所者を支えるというシステムが異なります。保護観察官はそのサークルをアドバイスします。弁護士や精神科医もサークルを支援します。そのボランティアは専門的な研修を受けています。

電話相談から、つきそいサービスとか、レストランやカフェで会うこともしているようです。街で普通に暮らしながら2年間支援します。再犯の可能性が一番高い時期をサポートしています。なるべくなら保護観察所以外で会うのがよいという事になっています。ハウジング、それから就労活動への支援ということでサークルを作って支援をしていく。だいたいイギリスで600サークルあるので、イギリスで登録されている人たちが2,500人くらいの犯罪者、出所者がいるらしくて、600サークルに伸びているんですね、というようなことに今はなっているようです。出所者の数で実働サークルは変化していくようですが。

出所者が「幸せに生きる」ことが社会の安全だし、被害者の安全にもつながるという、社会防衛的な意識もあります。被害者支援的でもあるし、さらに社会的コントロールでもあります。これらが統合されているようです。刑事罰のあり方をめぐる争点を巻き込んでいますが、更生保護の見地から、出所者が幸せになることをめざすことこそがすべての意味での安全を確保できるというのですから、すごいことだなと思っています。そうしないと再犯のリスクのほうへと傾いていくということになるんですね。

アメリカ、韓国には出所者の登録制度もあります。イギリスも同じように、今のサークルズの仕組みの時に出てきます。しかし登録だけしていると社会コントロールが前面にでできます。ソーシャル・コントロールの前に、あるいはそれと同時に登録させるだけではなく、スティグマ化も回避しつつです。出たあとのスティグマがずっとつきまとうことになることを回避します。

ただ、サークルズも支えてはいますが、登録されていくわけですね。登録されながら支えられている、こういうことです。登録というのはAccountability、説明責任を果たさなければならないのではないかという視点があるからです。しかしサポートです、幸せに生きるということがどうサポー

トされるか、1人でやって生きていくと、まだ十分ではないという判断です。これはハームリダクションの考え方につながります。管理・統制しつつ、代替薬物を与えていくというのです。注射針の使い回しによる感染症を防ぐという公衆衛生上の課題がくわわります。

もちろんそう単純な話ではない社会的現実を生きています。アレキサンダーさんという人が「ラットパーク実験」をして以降の薬物依存の実験です。一番上は心理学的実験で、ケージです。このケージに入れてですね、モルヒネ入りの水と、それから普通の水、どっちをたくさん飲むかという実験をしたら、当然、ラットはすることがないのでモルヒネ入りの水をたくさん飲み始めた。ところがアレキサンダーさんは反論した。ラットはもっとナチュラルに生きているはずなので、走り回ったり、それから子どもと遊んだり、オスとメスが触れ合ったりするというパークを作るとどうなるかという実験をしたんです。そうしたら普通の水を飲みだしたということなんですね。だから依存物質に支配され、はまっていくのは社会環境によるということの実験なのです。社会環境がパークようになっていれば、やっぱりもとのケージ設定が不自然だと批判をしたんですね。

ところがこれにも批判があります。つまり社会環境としてパークはあり得ないという点です。自然はもっと弱肉強食なので楽園はありえないということです。人間でも同じです。自然なかたちでの社会環境にはいろんな欲望の装置が埋め込まれています。ヒューマンパークには誘惑がたくさんあります。葛藤もあります。ですので放っておくという環境が用意されています。象徴的にまとめると、「のむ、うつ、かう」のパークとなります。これは男性から見た欲望の体系なので、女性からみた欲望の体系は別の言い方になるのでしょうか。「のむ・うつ・かう」はしかし全部合法的なことですよね。最近カジノ法案通ってしまいましたのでどうなるかさらに心配です。全体的に合法的なことです。これも含めて人間生活なんですね。管理された楽園に生きるわけにはいかないので、管理された楽園って、たぶん息苦しいと思います。

こういう場所へと出所者は戻ってくるわけです。こういうなかに生きながら、どうやってセルフコントロールするかということがテーマです。このコントロールを支えるということです。そのコントロールを支えるには、いろんな生

き方がありますが、サポートと、それからモニターでしょうか。それを社会的コントロールという管理と監視の視点ではなく、説明と責任という本人モードでずっとやめ続けるために、その過程を把握するためのメンテナンスのコストこそが大事で、ここに向かってどう行けるかということなんですね。デジスタンス（離脱しつづけること）を支えるという意味です。

2016年にニュージーランドに行く機会がありました。これはマオリコートなんですね。ちょっと見にくくて申しわけないんですが、マオリの裁判長がタトゥーを顔にいれている写真です。ニュージーランド治療的司法学会で出会いました。ニュージーランドはマオリの人口が二十数パーセントなので、マオリのやり方で司法も機能しています。近代的な司法の仕組みに、刑罰の仕組みにマオリの伝統文化を接ぎ木したのです。どうやって罪と罰を統合していくのかという時に、マオリの伝統的な文化を活用しようということになったわけですね。

これは修復的司法の源泉でもあります。修復というのがアボリジニやマオリの文化を尊重するかたちで統合されていきます。オーストラリアもです。また形の異なるタイプの問題解決の様式を持っている文化と、近代的な処罰中心の文化と接合するかという大きな課題があった時に工夫されたものです。

ニュージーランドの文化では鼻と鼻をくっつけることがとても大事な儀式になるんですね。パワーを持っている人から被告に鼻と鼻をくっつけて、二度とやるなよと、こういうふうに伝えるわけです。それが裁判です。ものすごくユニークなんです。ある種のコミュニティに支えられているわけです。コミュニティに支えられているようなもののなかでの治療的手法や修復的手法という文化がそこにはできているので、支えあっているんです。これは先ほどのサークルの発想ですね、サポートする、しかし、ちゃんとスピリチュアルなものも含めて、伝統文化も含めています。

モニターしているのはあなたのの中の内なる声と応答しないとだめでしょうね、という形で、モラルとジャスティスがセットになっていると感じました。そこに対して伝統文化というスピリチュアルなものが刺青を通じて伝わっているわけです。鼻を鼻をくっつけるというのは当然儀式ですよ。鼻と鼻が接触しているわけですね、そういうなかで見えてくるものがとてもユニークだった

ので、サークルの背景かなと思って紹介して起きます。日本にこれらを輸入してきました。私は「男親塾」と称して、DVや虐待した親たちに対して、中には出所者もいます。傷害で捕まり、薬物で捕まり等していた人もいます。最近では乳児揺さぶり症候群と呼ばれる加害親たちもきます。不注意な事故であるので過失責任を問うのです。その人たちに対してかなりのナラティブというのを採取しながら、どうやって怒りの表現とか感情表出とか、責任を語る言葉が出てくるかということを、一応調査しながらスーパーバイズをやっています。

家庭裁判所によって子どもが離されますので、これは2年間なんです。2年ごとに措置の変更をしています。2年かけてこういうグループワークをしながら、先ほどのファミリーカンファレンスで、責任とか、あと自分がやったことの反省とか、反省は外部から圧力の場合なので、内側からやったことの振り返りということで支えあってやっています。マンツーマンでは難しいのでグループでやっていくのがいいかなと思っています。先ほどのTCもコミュニティなので、グループでやっています。

社会的孤立と感情的寂しさという再犯要因に対応させてデジスタンスを得ていきます。その際に重要なのが「時間と空間と仲間」の三つの「あいだ」づくりです。それをどう作っていくかということが、社会的統合や包摂という場合の具体例として要請されます。ヒューマンパークは誘惑の多い社会だし、個人責任も問われます。こうした社会のなかで、いかにしてデジスタンスは可能か、1人だけだと生きられないので、先ほどらしいの社会的孤立と感情的苦痛の問題がありますので、これをどう解決していけるかということで3つの「あいだ」を体系化していきます。そうしたデジスタンス支援を地域でつくることにしています。これはデジスタンスのネットワークです。対応していくのはリスクではなくて人間的ニーズの方なんです。出所者の人間的ニーズのほうに対応していくのです。刑務所は毛利さんの言っているとおり犯罪をしない要因に対応していくわけですね。社会内処遇としては非犯罪的要因に対応していくのです。グッドライフモデル Good Lives Model といいます。グッドライフモデルは今日のスピーカー4人のレジュメに全部出てきますので、1つの大きなテーマかなと思っています。

日本でもこうした取り組みをしたくて、いろんな資源とかにつなごうと思っ

ています。個別にはデジスタンスにつながるような資源が整備されてきています。法化対象にあわせて、個別には、縦割りですがいろいろあります。子ども虐待の親たちには私自身が大阪一円の児童相談所と連携してやってはいます。別のチームが母親グループもやっています。薬物依存の人たちに対してダイバージョンセンターを作ってやっている弁護士さんとか、当事者組織の「ダルク」があります。それから触法障害者の方のやり直し支援には地域生活定着という概念でセンターが各地にあります。もともと本当は刑務所にいるべきではない人が刑務所にいるとすると、そのチャンネルを作っていくことになります。社会的入所と呼んでいる事態です。精神病院、刑務所等のアサイラム（生活管理型の入所施設）ではなく、日常生活をしながら回復しつつ、デジスタンスに向かうのです。

毛利さんたちは性犯罪のデジスタンスで矯正施設ではなく社会の中で再犯しないような取り組みをしています。別のプロジェクトで一緒にいる大阪大学の藤岡先生がリーダーです。性犯罪や性問題行動の人向けの民間組織「もふもふネット」で活発です。それから薬物依存への対応で先ほどあげた人たちです。こういう人たちと専門家同士がつながることも含めて一緒にやっていきます。私はDV、虐待に対応しています。これらに共通しているのは嗜癖と嗜虐という概念で見える問題行動の特質です。嗜癖的、嗜虐の行動なので、長期に反復を繰り返している行動です。その人の習慣的な問題解決行動になっています。暴力・虐待もそうです。暴力を加えて彼が感じる問題を解決しようとしています。彼の思うようにならない現実を暴力で解決することで益を感じます。嗜虐性・嗜癖性が強いということです。これらはみな共通しているので一緒にやっています。違法性が強い領域もあります。それから違法ではない領域もあります。まだ十分犯罪化されていない、あるいはもっと合法的にギャンブルがある。連続的ですよ。

暴力、虐待、体罰、しつけは連続的です。日本社会はここが分節化されいません。依存症をもたらすような文化にあふれているので嗜癖性、暴力が分節化されていないので問題解決行動や人間関係のなかに入り込む嗜虐性が充進するような社会です。そのなかに犯罪や逸脱が組み込まれています。特異な存在の人だけがはまるものではありません。何かの機会のつかみそこね、あるいは別の

機会で異なる経路に入ってしまったと考えていきます。その経路の異なりところに Good Lives Model でいうところの Good を組織していくのです。たとえば出所者たちの攻撃性のコントロールにボクシングを使ってみたらどうかということで、結構大きな BBS 組織で余暇としてやっています。ここでフィールドワークしてまして、調査の取り組みをしています。結構、重要に機能しています。

あと、プリズンシアターが世界の刑務所にある場合があります。日本でもやりたいなと思っているんです。自分たちの人生をドラマにしていって、共通でシナリオを書くというところを作りたいなと思います。さらに、このパワー系のコントロール、仕事があるので仕事のためにこういう機械系の免許取得促進もいいなと思っています。ガンダム系です。

人型ロボットなんですね。2017 年から法律が変わります。18 歳や 19 歳で今空白だったことに対して免許が新設されます。新しい準中型免許と言います。免許を取ると仕事ができる、仕事ができたらパワー感がでる、機械系が好きな出所者向きです。デジスタンスと仕事や余暇の関係がみえてきます。

あと、動物を活用したコミュニケーション練習です。イヌや馬の調教をしながら動物に人間がトレーニングされます。動物をトレーニングすることを通じて、自分がトレーニングされているんですね。相互作用が成り立つんです。自分では御せないものを御していく、ということですよね。動物から学ぶ自分があるわけですね。この相互作用はものすごく大事な要素です。ダイビングや登山のスポーツもいいのでしょうか。自然に包み込まれる、要するに万能感、全能感を放棄するということです。

Good を配置していくのです。こんなことで社会資源がいっぱいつくというなと思います。働くことも大事です。これは知的障がい者のためのソーシャルファームに見学にいったときのものです。これをデジスタンスの人たち向けにやりたいなと思っています。

そして社会臨床につなげていきます。デジスタンスを可能にする社会統治のことです。ヨーロッパもアメリカも社会統治のカタチを変えてきたんです。治療的司法・正義、修復的正義、ハームリダクション、プログラム受講命令制度そしてデジスタンスは全部つながっています。日本も何らかの形で定着してく

ると思います。その際、包摂とか統合という、社会にとっては支配的な、社会復帰の物語を前提に本日は話をしました。しかし、さらに問いたいことは「復帰したいと思う社会なのか」ということなんです。自分たちを犯罪に追いやった（と思っている面もある）社会にもう1回戻ってこいということになります。ですからこの整合性です。ここがまだ十分練られていないと思います。やっぱり統合を強いるだけということになります。「復帰したいと思う社会なのか」の問いこそが社会臨床的な中心課題です。彼ら／彼女らが幸せに生きていけるかどうかということから社会が反省をしながら、どういうふうに相互作用が生まれるかということで、デジスタンスのためのガバナビリティのあり方を研究していきます。長くなりましたが、以上です。（拍手）

相澤 育郎

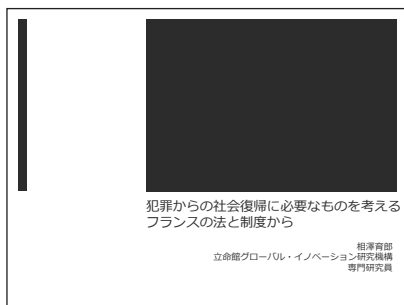
(立命館大学立命館グローバル・イノベーション研究機構 専門研究員)

相澤 中村先生、ありがとうございます。お2人のお話を聞いていて、臨床の視点と理論の視点が多分に含まれている、非常に興味深いご報告をいただきました。しかも非常に動的な、ダイナミックなお話でしたが、これからはやや静的と言いますか、そういう意味では面白みがない報告になってしまうかもしれませんが、犯罪からの社会復帰に必要なものをフランスの法制度から、こういったことが言えるか。比較法的な観点からお話したいと思います。



最初の登壇者の紹介の時には森久先生、私、という順番になっていたんですが、ここでは少し順番を入れ替えております。なぜかと言うと、できれば臨床に近い方から順番に、実務や現場に近い方から順番にお話をさせていただくという形になります。最後の法制度に関してはオー

ストラリアのほうが問題解決的というか、問題解決志向的と言ったほうがいいかもしれませんが、変化をした制度を持っています。フランスはどちらかというと、従来の応報的な制度を維持しつつ、その中でいかに社会復帰のための準備とか、手続きを保障していくのかというイメージを私自身が持っていますので、私が先にご報告させていただきたいと思います。

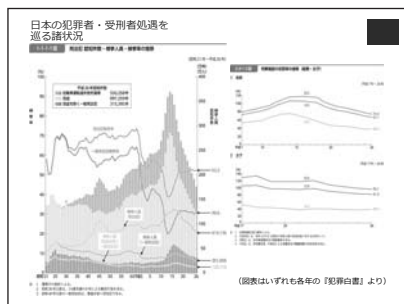


本日の報告は、だいたい以下の3点ですね。日本の現状は最初にもお話しましたが、簡単にもう一度振り返った上で、フランスのやっていることを見て、日本にどういうふうに伝わったらいいのか、ということを話したいと思います。

報告の要旨

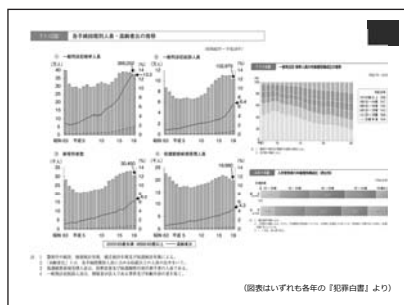
- 日本の犯罪者・受刑者処遇の現状
- フランスにおける拘禁回避・社会復帰施策の検討
- 日本への示唆

皆さん、きっとご存知だと思いますので、簡単に言っておきますと、犯罪の認知件数は平成16年あたりをピークに、そのあとずっと下がりに続いています。これはどこまで下がるのかというのがちょっと今のところよくわかりませんが、下がっています。



それに対応する形で、右側の図ですが、刑務所の過剰収容が、かつて100%を超えるような状況でありましたが、現在は既決で74.4%と7割程度です。要するに刑務所のキャパシティの7割程度ということになるので、そういう意味では、過剰収容問題は解消されつつあるような状況であります。

最初のところで少しお話もしましたが、高齢者、障害者、特に左側の図は高齢者のほうですが、割合を見たグラフです。見ていただきますとわかりますが、検挙される人、起訴される人、新しく受刑者として入る人、保護観察を受ける人、すべての段階において赤の線、つまり高齢者の方の割合というのは増え続けているわけです。



他方、私自身、問題であると考えているのは仮釈放率の低下です。平成以降、仮釈放率はだいたい6割程度をキープしていたわけです。ただ、23年あたりからずっと下がりました、戦後初めて仮釈放率が50%を下回るといような時期がありました。これは現場では非常に大きな衝撃で

[illegible]

また、他の部分は時間の関係で飛ばしますが、右下ですね、外出、外泊、外部通勤作業という、現在の処遇法になって、新しい処遇の形態が認められています。例えば外出は外に出て行って、出所先の準備をしましょうとか、そういうことのために使うはずなんです、平成 18 年から 27 年の 5 月末までで、延べで 81 件しか行われていない。また外泊に至っては 6 件にすぎない。

34

すが、外部の事業所に通って作業をする、仕事をするというような、新しい処遇方法も出されているわけです。これは平成 27 年 4 月末時点で 5 庁 15 名の方が受けている。現在はなかなか刑事施設から、社会内処遇の準備が進まないというような状況であります。

そうすると、次のようなものが犯罪からの社会復帰に必要なかということと思うわけです。つまり、個別的なアセスメントに基づいて、可能な限り拘禁を回避し、あるいは段階的な社会復帰を可能にするような適正、かつ効果的な刑罰制度、刑罰執行制度のようなものがあればいいのではないかと考えています。刑務所に入る必要はないとなれば、拘禁を回避すればいいのではないかと。仮釈放に関しても、積極化施策をする、しないに関わらず、ちゃんと個別的にアセスメントができていれば、わざわざ国を挙げて積極化しようという、数値目標みたいなものを出さなくても、個別でその状況を見て出せばいいと思うわけなので、もう少しこういったことが柔軟に使えるようなシステムを提案することはできないだろうかというのが私の話です。その際に参考になると考えたのがフランスの制度です。

フランスは実は日本と同じような問題を抱えています。背景や状況は違うんですが、1 つは要するに短期自由刑が非常に多い、なのでこれを何とか回避したいというのが 1 つのモチベーションです。法律は改正されてはいるんですが、実刑を例外化するというような立法が一時期行わ

れていました。実刑にする場合は必ず理由を裁判官が伝えなければならないと、

どのような制度が犯罪からの社会復帰に必要なのか？

- 個別的なアセスメントに基づき、可能な限りの拘禁の回避と段階的な社会復帰を可能にする、適正かつ効果的な刑罰制度

フランスにおける犯罪者・受刑者の社会復帰をめぐる近時の課題

- 短期自由刑の回避・拘禁の最終手段化
- 「乾いた釈放 (sortie sèche)」を回避するための多様な措置

これらを実施するために活用されているのが「刑罰適用裁判官」による「刑の修正」と呼ばれる手続きであり、「更生保護部」と協力のもと行われている

理由なしに実刑はだめだよというような改正が行われた時期もあったんですね。この背景には日本とは異なる事情として、刑事施設の過剰収容があります。フランスはだいたい120%を超えるような過剰収容がここ数年続いていますので、そういった背景がある。背景事情はやや違いますが、刑務所に入れなくておこうという施策を進めています。

もうひとつが、刑務所を出る段階ですね、フランス語ではソルティ・セッシュと言われるんですが、直訳すると「乾いた釈放」です。要するに釈放の段階で何ら司法的な監督や福祉の支援がつかないような釈放をなんとかしようと、そういうのを何とかなくしていこうという施策が行われています。こうした施策を実施するために活用されているのが2つの組織と1つの手続きです。その1つ目が刑罰適用裁判官と呼ばれる組織です。もう1つが更正保護部と呼ばれる組織ですね。そして手続きとして刑の修正という手続きがフランスにはあります。まとめていくと、刑罰適用裁判官による刑の修正という手続きが活用されており、更正保護部という組織がこれに協力をしています。本日はこの3つについて簡単に、残りの時間でお話したいと思います。

刑罰適用裁判官とは何かと言いますと、これは1958年に創設されている、いわゆる行刑裁判官制度と呼ばれる制度の1つです。フランス以外にもイタリアが1930年に、ポルトガルが1944年に同様の制度を設けています。イタリアの制度に関しては、最近、龍谷大学の浜井先生がいろいろ

と日本に紹介をされていますが、それと類似するものだというふうにはとまらずに考えて差し支えないと思います。各大審裁判所、日本で言う地方裁判所に1名、ないし複数名が配置される司法官です。フランスは司法官制度をとっていますので、裁判官が判決裁判所の裁判官になることもあれば、刑罰適用裁判官になることもありますし、検察官になることもあります。任期は10年で、合議体を組むことがあります。合議体を組む場合は刑罰適用裁判所と呼ばれます。

刑罰適用裁判官(Juge de l'application des peines: JAP)とは何か？

- 1958年に創設された行刑裁判官制度の一種で、フランス以外にもイタリア(1930年)、ポルトガル(1944年)にも類似の制度が存在する
- 各大審裁判所(173)に1名ないし複数名配置される司法官であり、任期は10年。合議体(3名: JAP)の場合は刑罰適用裁判所となる。フランス全土でおよそ390名(2015年)
- 各行刑施設には、刑罰適用裁判官、行刑施設の長と検察官からなる刑罰適用委員会と呼ばれる諮問機関が置かれる

す。フランス全土でおよそ 390 名ですね。ちなみに刑罰適用裁判官、フランス語では Juge de l'application des peines と言うんですが、略すと JAP と言うわけですね。ですので、JAP、JAP とよく出てきますが特に気にしないでください。そういうふうに略されているという話です。各行刑施設には、この刑罰適用裁判官と、行刑施設の長と検察官から構成される、刑罰適用委員会という諮問機関もあります。

どういう役割りを果たすのかはこのあとのところで説明していきます。刑罰適用裁判官は大きく分けて3つくらいの役割を担っています。1つが社会内処遇や社会内刑罰の監督者としての役割で、要するに保護観察とかに付されている義務の変更等を刑罰適用裁判官は行います。もう1つが、諸々の司法行政的業務の管理者です。例えば行刑施設に訪問して、執行状況を確認したりとか、あるいは公益奉仕労働を提供する法人の認可という非常に事務的な作業を行います。最後は刑の修正手続きの決定者、今日はこれを中心にお話します。

刑罰適用裁判官はどのような役割を担っているのか？

- 社会内処遇・社会内刑罰の監督
判決裁判官によって言い渡された保護観察執行猶予や公益奉仕労働などに付される遵守事項等の管理・変更
- (司法)行政的業務の管理者
行刑施設への訪問、執行状況の確認、受刑者との面談、更生保護部の活動方針・業務の評価、公益奉仕労働提供法人への許可ほか
- 「刑の修正」の決定

刑の修正というのはどういったものか要約すると次のようなものです。判決裁判所によって言い渡された拘禁刑をその執行前、または執行中に一定の活動に従事することを条件に、回避または緩和をする刑の執行制度の変更手続きのことです。刑の修正というと勘違いされるんですが、刑罰適用裁判官は判決裁判所の判決自体を修正するわけではありません。あくまで刑を執行する方法を変更するというのがその役割です。

刑の修正(aménagement des peines)手続きとは何か？

- 判決裁判所によって言い渡された拘禁刑を、その執行前または執行中に、一定の活動に従事することを条件に、回避または緩和をする。刑の執行制度の変更手続き

刑事判決	刑の執行前の修正	刑の執行中の修正
判決裁判所 実刑（または執行猶予等）	半自由、国外作業、電子監視、 刑の分額または執行停止、仮釈放、刑の置換え	刑罰適用裁判官 国外作業、半自由、電子監視、外出許可、監外外出許可、刑の分額または執行停止、仮釈放、刑の軽減期間の取消し、 各措置によって異なる
	2年以下の実刑	

そして特長的なのは、この変更が刑の執行前と執行後、両方できるということです。つまり判決裁判所が実刑を言い渡した場合、2年以下の実刑であれば、刑罰適用裁判官は刑が執行される前に半自由とか構外作業とか電子監視とか、あるいは、条件が満たされれば仮釈放とか、要するに拘禁の緩和、ないしは回避の措置を決定することができます。他方で、刑の執行中、同じような措置を条件に合えば認めることができます。例えば半自由というのは日本における外部通勤作業に類するものですね。昼間だけ刑務所の外に出て、夜だけ帰ってくるという制度ですが、そういうことができることになっている。この手続きのことを刑の修正と言います。

どのような手続き構造なのかは細かいところまであまり説明できませんが、手続きの開始は刑罰適用裁判官の職権、検察官または受刑者自身の請求によりできます。なので、先ほどのいろいろな措置を受刑者自身がそろそろ認めてくれというふうに刑罰適用裁判官に訴えることができ

ます。刑罰適用裁判官はその訴えを聞いた場合、その措置の内容によって手続きが若干異なるんですが、比較的軽い手続きの場合であれば、刑罰適用委員会の意見のみで決定します。刑務所から永続的に出るような決定の場合であれば、対審弁論を開いて、そこで検察官と受刑者自身から意見を聞くわけですね。この人は本当にちゃんとやる気があるのかというようなことを審問する手続きを経なければなりません。

そしてもうひとつ特長的なのは、そうした刑罰適用裁判官のすべての決定に対して、受刑者ないし検察官が不服を申し立てることができるということです。第2審の控訴院刑罰適用部に対して、この不服を訴えることができる。刑の執行手続きが司法化されている、ないしは裁判化されているといったような説明の仕方がされます。

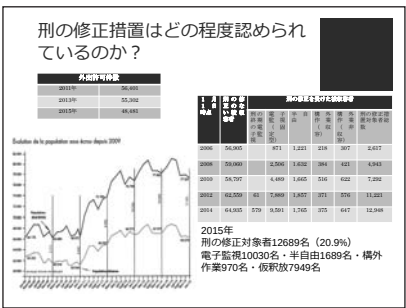
刑罰適用裁判官の決定はどのようになされているのか？

裁判所	決定する主体	
第1審 (控訴院刑罰適用部)	裁判官への控訴 命令 検察官と受刑者自身からの意見 JAPFの命令に対する控訴	部への控訴 判決 対審弁論 (開閉、受刑者は参加しない) JAPFおよびTAPの判決に対する控訴
第2審 (JAPF/TAP)	命令 判決 刑罰適用委員会からの意見	判決 判決 刑罰適用裁判官 (TAP) による対審弁論
第3審 (最高裁判所)	命令 判決 刑罰適用委員会からの意見	判決 判決 刑罰適用裁判官 (TAP) による対審弁論
第4審 (最高裁判所)	命令 判決 刑罰適用委員会からの意見	判決 判決 刑罰適用裁判官 (TAP) による対審弁論

実際にこの刑の修正が数としてどれくらい認められるのかというと、こうなっています。あまり時間がないので細かく見られませんが、外出許可は年間4万件から5万件認められています。右側は半自由とか、構外作業とか、電子監視の数を出していますが、例えば電子監視は2015年であれば10,030人、この場合の電子監視というのは在宅拘禁の確保、いわゆる固定型の電子監視で、GPS型ではありません。半自由は1700件程度ですね。仮釈放はだいたい年間で7,000名から8,000名の方が対象になっています。

この具体的な措置の内容に関しては私のレジュメの最後のページをちょっと見ていただければと思います。字が細かくて見づらいんですが、私自身は現在日本にある外出、外泊、外部通動作業、仮釈放という制度はフランスにある制度と同じような使い方ができるのではと考えています。わざわざ、新しく電子監視を作らなくても今あるものの応用でできるのではないか。しかしそのためにはいろいろと認める要件や、先ほどの手続きのような点で、改善すべき点は多い。

それを検討するのにこういう表を作りました。左側のフランス、例えば先ほど言った半自由であれば、職業活動、研修、学科教育、家庭生活への参加、医学的な治療、この目的が認められる場合であれば、昼間、刑務所の外へ出られるというような制度です。これは日本の外部通動作業に類似する制度なんです



参考①	半自由 (フランス)	外国刑務 (EU)
対象の刑	監禁(1年未満)、禁錮、半禁錮、監禁(1年以上2年以下)、禁錮(2年以上5年以下)、禁錮(5年以上10年以下)、禁錮(10年以上20年以下)、禁錮(20年以上30年以下)、禁錮(30年以上40年以下)、禁錮(40年以上50年以下)、禁錮(50年以上60年以下)、禁錮(60年以上70年以下)、禁錮(70年以上80年以下)、禁錮(80年以上90年以下)、禁錮(90年以上100年以下)	監禁(1年未満)、禁錮、半禁錮、監禁(1年以上2年以下)、禁錮(2年以上5年以下)、禁錮(5年以上10年以下)、禁錮(10年以上20年以下)、禁錮(20年以上30年以下)、禁錮(30年以上40年以下)、禁錮(40年以上50年以下)、禁錮(50年以上60年以下)、禁錮(60年以上70年以下)、禁錮(70年以上80年以下)、禁錮(80年以上90年以下)、禁錮(90年以上100年以下)
対象者	2年以上の刑を宣告された者または1年以上2年以下の刑を宣告された者(1年以上2年以下の刑を宣告された者)	2年以上の刑を宣告された者または1年以上2年以下の刑を宣告された者(1年以上2年以下の刑を宣告された者)
要件	1. 犯罪の性質が軽微であること 2. 犯罪の発生が偶然であること 3. 犯罪の発生が偶発的なものであること 4. 犯罪の発生が偶発的なものであること 5. 犯罪の発生が偶発的なものであること 6. 犯罪の発生が偶発的なものであること 7. 犯罪の発生が偶発的なものであること 8. 犯罪の発生が偶発的なものであること 9. 犯罪の発生が偶発的なものであること 10. 犯罪の発生が偶発的なものであること	1. 犯罪の性質が軽微であること 2. 犯罪の発生が偶然であること 3. 犯罪の発生が偶発的なものであること 4. 犯罪の発生が偶発的なものであること 5. 犯罪の発生が偶発的なものであること 6. 犯罪の発生が偶発的なものであること 7. 犯罪の発生が偶発的なものであること 8. 犯罪の発生が偶発的なものであること 9. 犯罪の発生が偶発的なものであること 10. 犯罪の発生が偶発的なものであること
措置が可能な期間	刑の執行終了または刑の執行中	刑の執行中

参考②	半自由 (フランス)	外国刑務 (EU)
対象の刑	監禁(1年未満)、禁錮、半禁錮、監禁(1年以上2年以下)、禁錮(2年以上5年以下)、禁錮(5年以上10年以下)、禁錮(10年以上20年以下)、禁錮(20年以上30年以下)、禁錮(30年以上40年以下)、禁錮(40年以上50年以下)、禁錮(50年以上60年以下)、禁錮(60年以上70年以下)、禁錮(70年以上80年以下)、禁錮(80年以上90年以下)、禁錮(90年以上100年以下)	監禁(1年未満)、禁錮、半禁錮、監禁(1年以上2年以下)、禁錮(2年以上5年以下)、禁錮(5年以上10年以下)、禁錮(10年以上20年以下)、禁錮(20年以上30年以下)、禁錮(30年以上40年以下)、禁錮(40年以上50年以下)、禁錮(50年以上60年以下)、禁錮(60年以上70年以下)、禁錮(70年以上80年以下)、禁錮(80年以上90年以下)、禁錮(90年以上100年以下)
対象者	2年以上の刑を宣告された者または1年以上2年以下の刑を宣告された者(1年以上2年以下の刑を宣告された者)	2年以上の刑を宣告された者または1年以上2年以下の刑を宣告された者(1年以上2年以下の刑を宣告された者)
要件	1. 犯罪の性質が軽微であること 2. 犯罪の発生が偶然であること 3. 犯罪の発生が偶発的なものであること 4. 犯罪の発生が偶発的なものであること 5. 犯罪の発生が偶発的なものであること 6. 犯罪の発生が偶発的なものであること 7. 犯罪の発生が偶発的なものであること 8. 犯罪の発生が偶発的なものであること 9. 犯罪の発生が偶発的なものであること 10. 犯罪の発生が偶発的なものであること	1. 犯罪の性質が軽微であること 2. 犯罪の発生が偶然であること 3. 犯罪の発生が偶発的なものであること 4. 犯罪の発生が偶発的なものであること 5. 犯罪の発生が偶発的なものであること 6. 犯罪の発生が偶発的なものであること 7. 犯罪の発生が偶発的なものであること 8. 犯罪の発生が偶発的なものであること 9. 犯罪の発生が偶発的なものであること 10. 犯罪の発生が偶発的なものであること
措置が可能な期間	刑の執行終了または刑の執行中	刑の執行中

が、日本の場合はあくまで外で作業をするとか、職業訓練を受けるという範囲でしか認められていないので、その点は非常に狭いと思います。ただし、許可要件や認められる活動の枠を広げることによって同じような使い方ができるだろうというのが私の考えです。ほかの措置も同じような考え方を持っています。そちらでご確認いただければと思います。

次に刑の修正手続きに関与している、更生保護部（SPIP）という組織です。これは保護観察所のイメージが一番近いだろうと思います。1999年のデクレによって、それまで社会内で活動していた、保護観察・被釈放者支援委員会と、刑事施設内にあった社会教育部門が統合して作られた組織です。全国に130置かれており、各ディレクターはDSPIPといいます。更生保護官というのは直訳すると、社会参加と保護観察のための行刑的カウンセラーとなり、CPIPと略します。このSPIPの職員は近年増員されています。2006年は2,763名だったのが、2015年には4,538名と非常に手厚く増やされているということです。

このCPIPの役割はどのようなものかという、まず施設内において受刑者の医療や職業訓練、労働へのアクセスを確保して社会復帰の準備を行う。これは非社会化との戦いと言われます。また社会内処遇においては、公益奉仕労働や仮釈放、電子監視等に付されている義務の遵守を確保しながら社会復帰を援助します。そして刑罰適用裁判官の決定に先立って、対象者に関する有益な情報を集める、社会調査のようなことも行っています。

更生保護部（Service pénitentiaire d'insertion et de probation）とはどのような組織か？

- 1999年のデクレにより、それまで社会内で活動していた保護観察・被釈放者支援委員会（CPAL）と刑事施設内の社会教育部門とが統合されてきた組織
- 全国103（支部167）に置かれ、各SPIPディレクター（DSPIP）のもと更生保護官（conseillers pénitentiaires d'insertion et de probation: CPIP）らが活動

	2006年1月1日	2010年1月1日	2015年1月1日
行刑施設数	26,024	24,427	26,325
受刑者	439	424	362
保護官	22,365	25,747	26,734
DSPIP	4,768	4,861	4,688
更生保護官	2,472	2,393	2,915
社会調査官	713	366	616
その他	329	1,082	1,209

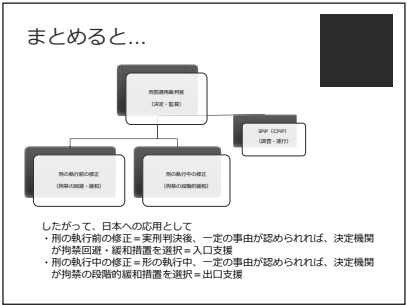
CPIPの役割はどのようなものか？

- 行刑施設内において受刑者の医療、職業訓練および労働へのアクセスを保障し、釈放と社会復帰の準備を行う（非社会化との戦い）
- 社会内処遇において公益奉仕労働、仮釈放および電子監視等に付される義務の遵守を確保しながら、社会復帰を援助する
- JAP等の決定に先立ち、対象となる者に関する有益な情報を集める

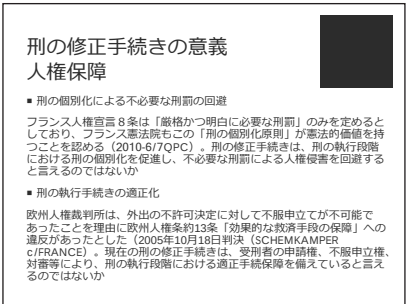
CPIPの活動状況		
社会内処遇における活動状況		施設内処遇における活動状況
2012	26,346	15,392
2013	26,746	15,746
2014	26,256	15,776

例えば、先ほどの話に出た刑の執行前の修正であれば、この CPIP の調査が年間 35,000 件程度行われています。他方で、先ほどの対審弁論ですね、刑の執行中の修正のための対審弁論のための調査であれば、年間 15,000 件から 20,000 件程度、かなりの数が行われています。この組織自体も非常に広い役割を担っているということです。

全体を要約するとこういう形になっています。もし日本で応用するのであれば、刑の執行前の修正を入口支援のような形で使えないか、つまり刑務所に入らないようにする手続きとして。そして刑の執行中の修正は、現在の制度をより動的なものに変え、段階的な社会復帰を実現するための、出口支援のための制度として応用できないか、というのが今の私の考えです。



刑の修正手続きの意義はどういったところにあるのか。時間もあまりありませんので簡単に見ておきますが、1つはこの手続き自体が人権保障に資すると考えられるということです。どういうことかという、フランス人権宣言の8条は「厳格かつ明確に必要な刑罰」という原則を定めています。これは言い換えると、不必要な刑罰は人権侵害になるという考え方です。形式的であったり、不必要な刑罰というのは人権侵害であると。だから刑というのはちゃんとその人に見合った形で個別化されていなければならないというのが刑の個別化原則です。通常、刑の個別化というのは判決段階で行うものなのですが、フランスの場合はそれを刑の執行段階にまで引き延ばして、



刑の執行段階での刑の個別化、拘禁の回避というものを行う制度になっています。そういう点で人権侵害を回避すると言えるのではないかと私は考えています。

もう1つは刑の執行手続きの適正化という観点です。これは欧州人権裁判所が2005年に出した判決ですが、ある受刑者が外出許可を刑罰適用裁判官に求めた際に不許可の決定を受けました。当時は不服申し立ての手続きがまだなかったもので、それを受刑者が欧州人権裁判所に訴えた結果、欧州人権裁判所は13条違反、つまり効果的な救済手続きの保障の違反があったということでフランスに有罪を言い渡しました。現在の刑の修正手続きは、受刑者の申請権、不服申し立て、対審弁論等によって、適正手続き保障を備えていると言えるのではないかと考えています。

もう1つが、再犯予防という観点です。フランスでも再犯予防の重要性が訴えられて久しいわけですが、なかなか実証的な研究は進んでいません。数少ないものとして、アニー・ケンセーという人が行った、2013年のコホート研究があります。2002年の1月1日から12月31日に釈放さ

れた、すべての受刑者を対象に5年間追跡して、再有罪判決率と、再実刑有罪判決率を、刑の修正を何も受けなかった人、仮釈放以外の刑の修正を受けた人、仮釈放を受けた人で比較をしたものです。これをざっと見ておくと、要するに全体として刑の修正を受けたほうが、再有罪判決率が下がっているということです。仮釈放を受けた人は受けていない人に比べて、5年以内の再実刑有罪判決率は半分に下がるというような調査結果が出ています。これはまだ他にも効いている要因があるだろうし、もう少し検討しないといけない留保付きの研究ではありますが、再犯予防に対して一定の効果が見込めるのではないかと、という予測は立つかなと思います。ただし、付け加えておくと、私自身はこの制度や手続きが再犯予防だけというよりも、もう少し広い意味での効果を考えてい

刑の修正手続きの意義
再犯予防

- 2002年1月1日から12月31日までに釈放されたすべての者を対象とし、釈放後5年間追跡したコホート研究 (Kensey, 2013)
- 刑の修正を受けていない者は、これを受けた者に比べて再度の有罪判決を言い渡される確率が高い
- 刑の修正を受けていない者は、仮釈放を受けた者に比べて、自由刑有罪判決で再び実刑を言い渡されるリスクが2倍

	修正を受け ない (%)	Odds Ratio	Value P	修正を受け た (%)	Odds Ratio	Value P
刑の修正なし	63	1		56	1	
仮釈放以外の 刑の修正	55	0.60(0.50-0.74)	***	47	0.70(0.62-0.78)	***
仮釈放	39	0.60(0.54-0.68)	***	30	0.51(0.45-0.58)	***

けないかと思います。例えば、外出を使ったことによって、福祉施設にうまくつながったとか、そういう再犯予防以外の、もう少し細かなところでの評価も必要だろうと思っています。

しかしですね、フランスも決して理想郷ではないということも知っておいていただきたいと思います。行刑施設の過剰収容は深刻ですし、費用もどんどんかかるようになっていきます。また先ほど見たように、JAPやCPIPの労働は過重になっています。また、これは欧州全体を通じて

言われていることだと思うんですが、保護観察の刑罰化ということも問題にされています。ProbationからPrisonbationへと言われています。またTravail Socialの排除、Travailというのはフランス語でワークですね、仕事、英語のSocial workのことですが、保護観察の中でのSocial workの後退というものも指摘されています。

とはいえ、こうしたCPIPとJAPによるアセスメントと刑の修正を通じた拘禁の回避、または段階的な社会復帰を可能にする、適正かつ効果的な刑罰制度を有するフランスから日本における犯罪からの社会復帰を考えることができるのではないか、日本の制度の不足を補うようなことができるのではないかと考えています。

最後に、ちょっとお知らせというか、宣伝をさせていただきます。このシンポジウムに共催として加わっています、われわれの第3期R-GIRO「修復的司法観による少子高齢化社会に寄り添う法・社会システムの再構築」のホームページが出来ています

しかし、フランスも決して理想郷ではない...

- 行刑施設の過剰収容
- 膨らみ続ける行刑関連費用
- 遅れるCPIPの調査と刑の修正をためらうJAP
- JAPとCPIPの過剰な業務負担
- 保護観察の刑罰化 (ProbationからPrisonbationへ)、Travail Socialの排除

とはいえ、CPIPとJAPによるアセスメントと、刑の修正を通じた拘禁の回避または段階的な社会復帰を可能にする、適正（人権保障）かつ効果的（再犯予防）な刑罰制度を有するフランスから、日本における犯罪からの社会復帰に必要なものを考えることができるのでは（なお検討すべき事項は多いが...）

お知らせ

第3期R-GIRO「修復的司法観による少子高齢化社会に寄り添う法・社会システムの再構築」のHPができました
(<http://www.rms.org>)。研究会情報等、随時更新しておりますので、ぜひご覧ください。



(<http://www.rrjhs.org>)。私もブログを更新したりしていますし、研究会も公開の形でやっているものも多いですので、ぜひ関心のあるものに参加いただければと思います。あとでリーダーの若林先生から少しお話いただけるかと思いますが、最後に宣伝させていただきました。ご静聴、ありがとうございました。
(拍手)

森久 智江（立命館大学法学部 准教授）

森久 皆さん、こんにちは。立命館大学法学部の森久と申します。私は、先ほどご紹介のあった、第3期 R-GIRO「修復的司法観による少子高齢化社会に寄り添う法・社会システムの再構築」の第1グループというところでグループリーダーをしております、今回の中心的なテーマであります、修復的司法というものについて、院生時代から一貫



して研究をしております。ただ、日本で修復的司法というのはどちらかというと、加害者と被害者の対話であるとか、そういう文脈で語られることが多いのですが、私はそのような、修復的司法の捉え方は非常に狭いというふうに考えていまして、本来、修復的司法というのは、社会と犯罪の関係を考えるという、非常に広い文脈で、むしろコミュニティが犯罪というものをどういうふうに受け止めていくのかという、そういうところで話すべき内容だというふうに理解をしています。ですので、今回お話する、オーストラリアのお話というのも、まさにコミュニティと犯罪がどう関わるのかというところを中心にお話をしていきたいと思います。

今日のお話は3つありまして、1つはオーストラリアの中でもビクトリア州というところに私自身が留学をしておりましたので、そこで犯罪からの社会復帰はどういうふうに問題にされてきたのかということと、そのためにオーストラリアが具体的に行ってきたことはどういうことなのか、また日本はそこから何を学ぶことができるのかというお話をしていきたいと思います。

ところでオーストラリアといった時に皆さんはどのようなイメージを持たれるでしょうか。おそらく、オーストラリアというと、皆さんはこういうイメージかなと思います。こういうイメージがおそらく一般的だと思います。というのも、オーストラリア総人口の約3倍に匹敵する数のカンガルーがオーストラリアにはいますので、そういうイメージがおそらく一般的かなと思うのですが、実はメルボルンというところ、ビクトリア州の中心都市ですけれども、結構、

都市らしい都市の部分と、あと古き良きイギリスが結構残っているとところでもあります。これは中心地にある駅なのですから、まさに最初にイギリスが入ってきた頃に建てられた建物であります。

本日のお話。

■近年のオーストラリア（ビクトリア州）で「犯罪からの社会復帰」はどのように問題とされてきたのか？

■「犯罪からの社会復帰」のために、オーストラリアで具体的に行われてきたことはどのようなことか？

■日本は何を学ぶことができるか？

ビクトリア州というのはあの辺にある、人口は約 500 万人、自治体が 51 くらい、最初の入植地ということで当時のビクトリア女王にちなんでビクトリア州と名付けられているところです。この州の中に、なんと 170 以上の民族が共存しています。なので、日常的に歩いているとアジア人系の人と会うことが普通だし、黒人もいれば白人もいるし、とにかくいろんな人がいるという状況なので、これだけ社会的背景の異なる人々が集まっているわけですね。要は、日本のように空気を読めと言われても読めないわけです。お互い、全く違う文化で生きているので、そうすると、そういうそれぞれ違う背景を持った人同士の中で、犯罪をはじめとした紛争にどう対処したらいいのかということが問題になるということです。

近年のビクトリア州においての、犯罪からの社会的復帰問題をみていきます。ビクトリアでは、有罪確定事件数が増えたという時期が 70 年代から 80 年代にありました。それは国内が不況であるとか、あるいは社会福祉予算が大幅に削られたというようなこともありましたし、この頃のオーストラリアでは、白豪主義と言って、白人以外は人ではないみたいな扱いをしていた、非常に差別的な国家だったのですが、それがなくなりまして、マルチカルチュアル化、つまりいろんな文化的背景を持った人々による多文化共生ということが非常に言われるようになりました。その結果、とにかく空気をみんな読まないで生きていくという人たちが集まるというような状態になってしまったわけです。

有罪確定事件数が増えると、刑務所における被収容者が増加しまして、特に短期刑受刑者、あるいは若年層受刑者が増加しました。それで当初刑務所自体を増やして、何とか被収容者が増えたことに対応しようとしていたのですが、それにも限界が出てきました。要はお金がかかるわけです。刑務所収容

というのは非常にお金がかかる政策なので、これには限界があるということで、1980年代の半ばに社会内処遇命令というのが導入されます。

これは、要は社会の中で処遇をすることによって刑務所の人口をできるだけ減らそうというねらいを持っています。この社会内処遇命令では、社会の中で何かをさせようとなった時に、罰金刑の代わりに、社会内で奉仕活動をさせるという命令が、飛躍的に行われるようになったんですね。すごい勢いで増えたんです。しかし、罰金刑の代わりですから、罰金を払えない、お金がない人に、その代わりに社会内でボランティアをやってくださいということになりますよね。しかし、それではもともと刑務所に入らない罰金刑の代わりになるだけで、結局、拘禁刑の代替にはほとんどなっていなかったんですね。

それまで罰金刑になっていた人が、この社会内処遇命令を受けるだけになって、本来の過剰収容対策にはほとんど資していなかった上に、それまで罰金を受けていた人が社会の中で普通に働けるために、つまり、「その人の社会生活に何が必要か」とかいうことは全然考慮されなかったのです。社会内処遇命令を出すにあたって、本人の調査、いわゆるアセスメント的なことはほとんどされずに、社会復帰に必要なものが意識されない、社会内処遇命令というのが行われていました。

このあと、90年代に入りますと、世界的な潮流としても、犯罪の認知件数が増えて、厳罰化の波がきます。アメリカもそうですし、日本もこの時代からかなり厳罰化に振れていったわけですが、それでも。「三振法」と言って、犯罪を3回行ったら、3回目ですぐ刑務所行きといった法律であるとか、あるいは全体的に重罰化された結果、刑の長期化が生じます。これがいわゆる「正義モデル (Justice Model)」というやり方でして、「目には目を、歯には歯を」になりますけれども、やった行為に対しては常に刑罰で対応すべし、ということが言われるようになった。そうするとますます刑務所の過剰収容は悪化するわけですね。

当然ですけれども、積極的に刑罰を使おうということになると、刑務所の過剰収容は悪化するし、とりわけ、「三振法」みたいな形式的なやり方をやっていくと、刑務所に再び入る「再入者」の人がどんどん増えることになります。その結果、刑務所を所管している矯正局としては非常に大きな危機感を持って、

何か違うことをやらないとこのままじゃまずいんじゃないかという不安が生じてきたわけです。

それじゃ「厳罰化」から、そのあとどうするかということなのですが、矯正局はそこで、ある提言を出しました。1つは非拘禁的判決、つまり、とにかく刑務所に収容しないという判決を積極的に使うべきであるとい

うことを提言します。これは先ほどの社会内処遇の命令を出すというものに近いんですけども、その時に、犯罪原因に対する学融的な対応、マルチディシプリナリーと書いていますけれども、いろんな領域から犯罪原因を分析した上で、それに対応するようなアプローチ、また、マルチ・エージェンシーですね、多機関連携的なアプローチというのを、同時にとっていくべきであるということが言われました。

その報告書の中で言われているのは、刑罰というのは原則的に社会復帰を阻害するのだということを前提にしつつ、じゃあ、その刑罰をどう使うかというふうに考えた時に、法の持つ治療的効果、「therapeutic effects」と書いていますけれども、それを最大化しながら、刑罰の中に内在している、反治療的な効果というのを最小化していかなければいけない、ということです。ちょっと難しいと思われるかもしれませんが、簡単に言うと、刑罰が強制であるということは、そこはぬぐいきれないわけですね。また、刑務所にたとえ短期であれ入るということは、社会復帰をより難しくさせるということ、そこもぬぐいようがない。だけれども、その刑罰の中で行われることが、より治療的になれば、それはある程度意味があるし、刑罰の持っている、そういう弊害を可能な限り最小化していく必要があるのだということが言われました。

「厳罰化」からの...？

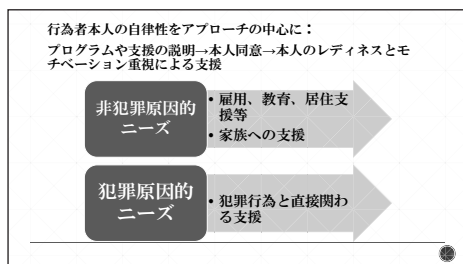
矯正局による提言：

①非拘禁的判決の積極的活用

②犯罪原因に対する学融的 (multi-disciplinary) かつ
多機関連携的 (multi-agency) アプローチ



そこで、その害を最小化しながら効果を最大化していくために何が必要かというのは、まさに毛利さんの報告でもありましたけれども、本人の自律性に対してきちんとアプローチをしていくということでもあります。プ

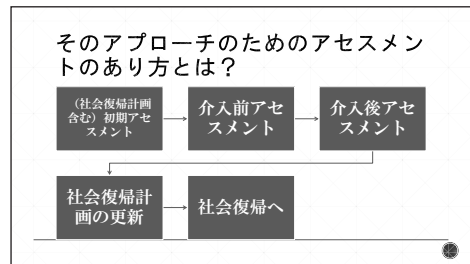


ログラムや支援に関する説明を、本人に対してしっかり行った上で、本人がそれに対する同意をして、さらに、本人のレディネスとモチベーションを重視しながら支援をしていく。先ほどの中村先生のご報告にもありましたけれども、非犯罪的ニーズと犯罪的ニーズに並行して対応していくということが追求されます。

なので、矯正スタッフや法律家というのは、そういう新たなアプローチにおいて、犯罪行為者に対してプログラム参加を強制するといった「アメとムチのアプローチ」を採っているのはだめだということが言われるわけです。あくまでも、判決の段階から犯罪行為者が参加するモチベーションというのを最大限に高めることができる、そうなれるように、法の下に行為者に敬意を払うべきである、というふうに言われます。

「人権保障」という言葉は、日本では非常に形骸化しているところがあって、「人権屋」だとか揶揄する言葉がありますがそれでも、ややマイナスのイメージで見られている部分もあると思います。しかし、「人権保障」というのは、本来、まさに本人に敬意を払って、その人がよりよく生きられるようなあり方をどういうふうに追求すべきなのか、またそれは第三者がそうすべきだと考えるからそうする、といった他律的なものではなくて、本人の自律的なモチベーションを高めることができるような、そういうアプローチが必要なんだと、まさに犯罪からの社会復帰に必要なものを、「本人の人権保障」に基づいて意識するというアプローチにしていくべきだということが言われました。

ということで、そのためには、アセスメントがやっぱり重視されるわけですね。先ほどの相澤報告の中でも言われていたけれども、本人に対するアプローチのために、アセスメントを、初期段階、介入前、介入後、



そして社会復帰計画の更新をして、最後、実際の社会復帰へ、というふうに、きちんと何回も評価をしていくということですね。特に初期段階のアセスメントにおいては、犯罪原因的ニーズが低い場合であっても、あるいは行為の重大性がそれほど重くない場合であっても、本人の非犯罪原因的なニーズというのを考慮した支援計画を立てるべきであると指摘されています。

さて、具体的にこのような指針に基づいて、ビクトリア州は何をやったかということなんですが、2つありまして、1つは、できるだけ本人に対する犯罪からの社会復帰のための支援を、刑事司法手続から切り離す、ということがなされました。具体的に言いますと、「裁判所統合サービスプログラム (Court Integrated Services Program)」、これは CISP というふうに略されているのですが、これは最初の裁判所への出頭段階での本人のアセスメントの実施と、それを基に本人を福祉サービスにつなぐことを目的としたプログラムであります。

通常、逮捕されて、そのあともう少し長い期間未決拘禁をされる、つまり裁判になるまでの間に身体を拘束されるという場合には、裁判官の面前に必ず一度連れていかれるわけですね。「あなたは本当にこの犯罪をやったんですか？」ということについて、本人の弁明を聴くという、そういう場があるわけですが、その時にまず、「あなたにはこういう福祉的なニーズがありそうなんですけれども、よかったら説明を受けますか？」ということであったり、説明を受けたあとも、「あなたにこういうサービスを提供できますけれども、どうしますか？」ということ、その裁判所の中でやっていくということです。CISP では、裁判所の中にクリニカルチームというのが設けられていて、そこがアセスメントや福祉への橋渡しをやっているのです。

ポイントは、そのようなアセスメントや橋渡しが（本人が疑いをかけられている犯罪行為についての）有罪答弁手続、つまり、「あなたがその犯罪行為をやりましたか？」と訊かれた時に、「私がやりました」ということを言わなくても、あるいは「自分は争います」、「自分はやっていません」と争っていても、支援内容に対する本人の同意があれば、いずれにせよ支援提供は可能なんです。ここが日本と大きく違うところです。

日本の場合は、検察で今いろんな支援をやっていますけれども、その段階でやる支援というのは、基本的に本人が、「自分が（被疑事実を）やりました」と認めているということが前提ですし、他の国でも、有罪答弁をした場合しか支援ができないというシステムは結構あります。オーストラリアはそこを切り離しているということですね。

実際には、判決前に被疑者・被告人の社会的ニーズに応じた短期的支援を提供し、個別のケースマネジメントによるサポートを通じて、原因に働きかけながら、可能な限りトリートメントや地域サポートに優先的

あくまで裁判所はきっかけに過ぎず
...

- ・判決前に被疑者・被告人の健康や社会的ニーズに応じた短期的（緊急的）支援を提供
- ・個別のケースマネジメントによるサポートを通じて、犯罪の原因に働きかける
- ・可能な限り、トリートメントや地域サポートへの優先的アクセスを確保する
- ・（結果として）再犯率の低下

にアクセスを確保します。こうすることで、場合によっては刑事司法手続を途中で打ち切って、再犯率を低下させるということが行われています。

これが、裁判所における取り組みの一つなんですけれども、もう一つ大きな取り組みで、「犯罪からの社会復帰支援は同時に具体的な地域における課題解決でもある」という、こういう観点での大きな取り組みがなされています。それが近隣司法センターです。

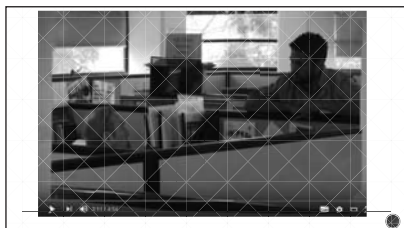
「Neighborhood justice center (NJC)」というところでして、これは Collinwood という、ビクトリア州のメルボルンの中でも、とりわけ治安の悪い地域にあります。私もそこら辺を結構歩き回っていましたが、日々その辺でパトカーがウロウロしていて、警官が「おまえ、薬物をやったんだろう!？」とかって地元の人に詰め寄ったりしているシーンによく遭遇するみた

いなそんなところでして、その地域に、オーストラリアで唯一設置されている司法センターがこの近隣司法センターであります。

そこでは、公的あるいは民間の機関による地域サービスや、コミュニティセンター、あるいは調停のための場所、ガラス張りの法廷といったものが、全部一堂に会して同じ建物に入っているんですね。ある犯罪行為を契機に、あらゆる地域の課題に対して、関係者が自らの希望に応じたコーディネートを受けられるというような場になっています。要するに、裁判所内に仲裁、法的支援、雇用、居住支援等や、精神保健福祉サービスといった、多様な立ち直りや支援のためのサービスというのが、一か所で全部調整できるというところがポイントであります。

これがその近隣司法センターの建物なんですけれども、こういうビルがあって3階建てなんですけど、2階にこういう法廷があります。法廷はガラス張りで、外からも完全に見えています。こういう子どものプレイルームとかもあります。この写真ですね、パーティションがあって、2人の人がお話していると思うんですけれども、先ほどの3階建ての建物の3階にすごく広いオフィスフロアがあります。そこにこのパーティションで区切った、いろんな地域のサービスや、自治体の出張所とかが、全部そこに入っているという状態になっているんです。ある案件がきたときに、「あの件なんだけどさ」と言いながら、こうやってお互い話ができる。そういう形になっています。

当然、会議が必要な場合はミーティングルームもありまして、これは地域の人も使えますし、クワイエットルームと呼ばれる、DVを受けた女



性なんかがそこで静かにお話をされたりとか、ちょっと落ち着いたりするような部屋もあります。

とにかく、その建物の中にあらゆるものが入っているということなのですが、これは何のために作られているかという、「地域による正義の実現」ということがこのコンセプトなんだと言われています。すなわち、ある犯罪行為を解決するための裁判のみを行う裁判所、というところではなくて、継続的な地域の問題解決をする場なんだというふうに言われるわけですね。なので、そこで調停であるとか、さまざまなほかのサービスも行っていますし、犯罪の背景にあるものに働きかけようとしているわけです。

ちなみに、ここには「われわれが行うことのすべての中心に地域がある」というコンセプトがあるんですけども、「自分たちがやっていることは上から目線の解決ではないんだ」ということです。地域住民とともに、

「地域の犯罪の減少」であるとか、「治安の改善」であるとか、「司法に対する信頼」や「司法アクセスの向上」、そういったものにこのセンターが貢献していくということなんです。センターは地域住民を支える「支援者」であって、まさに地域をエンパワメントすることで、そこでの課題というのを地域が自ら解決していけるようにしていくということを明確にしています。

実際、ここで扱っている案件というのはこれだけたくさんありまして、当然、普通の裁判もやっているわけですけども、被害者の支援・審判とか、あとは行政審判とかもやっていますし、当該地域の住民に関連する

NJCのコンセプト

「地域による正義の実現—継続的な地域の問題解決（Doing Justice Locally – lasting local solutions）」

「われわれ（近隣司法センター）が行うことすべての中心に地域がある（the community is at the centre of everything we do）」

...地域住民とともに地域の犯罪の減少、地域の治安の改善、司法制度に対する地域の信頼とアクセスの向上に取り組む
＝センターは地域住民を支える「支援者」＋飽くまでこれらのコンセプトを地域が主体となって実現することを明確化



NJCにおける事件の取り扱い

複数管轄（multi-jurisdictional）

...治安判事裁判所で取り扱われる刑事事件及び民事事件

少年裁判所で取り扱われる刑事事件

犯罪被害者支援審判（Victims of Crime Assistance Tribunal (VOCAT)）

ビクトリア州民事行政審判（Victorian Civil and Administrative Tribunal）

←当該地域の住民に関連する事件は全て扱うことが可能
+事件そのものの裁判のみならず、裁判外（outside the courtroom）活動も



事件は何でも扱います。また「outside the courtroom」と書いてありますが、裁判外の解決もここでやっているということです。

裁判外活動としては大きく3つありまして、1つは、犯罪をした人の抱える問題解決として、例えば借金の返済計画を立てるとか、債務整理をするとか、薬物とかアルコールのような物質依存に対応していくというようなことです。2つ目、「mediation」として、地域や家族間紛争のメディエーションを実施することも行っていますし、3つ目には、「社会内更生」と書いていますけれども、これは社会内処遇命令を受けた人がその地域にいた場合に、それを確実に履行できるような支援サービスをする。例えば、ちゃんと週に何回病院に行って、投薬を受けてくださいというような命令がある場合は、そういう時の、病院へ付き添うサービスをやるとか、そういうこともやっています。

このようなセンターがあることで、地元で、あるいはオーストラリアでの評価として言われていることは、地域におけるさまざまな課題というのを、まさに犯罪という紛争を契機に、法廷内外の対応によって解決する拠点として機能しているんだと言われます。つまり、犯罪行為者本人や地域住民の司法へのアクセスを改善することで、犯罪によって顕在化した社会的課題に対応していく。

犯罪というのはまさに様々な問題が顕在化したものであって、その下にこそいろんな問題があるわけです。そういう地域の問題に対していかに対応していくか、つまり個別の犯罪等そのものを罰することよりも、その背景にある社会的課題の解決ということを目指していくということでもあります。そのために有効な組織として裁判所はどのようにあるべきなのか、またどういう専門性が必要か、ということでこのNJCができたと言えます。

その意味でNJCというのは犯罪行為者の地域社会に対する責任感とか信頼感というのを醸成することにも役立っています。なぜかというと、センターでのいろんな取り組みに、地域住民や地域の専門家が参加して、それによって犯罪をした人自身、または裁判所の関係者、地域住民間の信頼とかラポール形成に役立つんだということが言われるわけです。一緒にそこで課題解決をしていくことで、「お互いに問題を一緒に解決していきましょう」という姿勢になる。つまり犯罪というのは犯罪をした人個人の問題だけではなくて、いつ、誰が、そういうふうになってもおかしくないという前提で、犯罪行為者以外の人たち

もそこに参加する。それが、被告人が現状に至ったことに対する、地域住民の自己投影や議論にもつながるんだというふうに言われます。

もし、課題解決がうまくいかずに被告人がNJCに戻ってきた時にも、犯罪からの社会復帰に向けて、地域も本人も法的機関もそれを許容していきますし、そういう方向で地域が変わっていきけるのだと思います。

さて、あらためて犯罪からの社会復帰についてということをやっとまとめて終わりたいと思いますが、「犯罪からの社会復帰は誰のものなのか？」ということをお私から問いかけて終わりたいと思います。

犯罪からの社会復帰というのは、誰が、どうなることで果たされるのか。もちろん通常は、犯罪行為者自身が犯罪行為に関わることをやめる、ということによって、あるいは本人が職や住居を得ることによって、というところに焦点があてられるわけです。それは当然、社会復帰するのは本人だからです。

しかし、当事者である本人自身の権利保障として社会復帰に必要なものが考慮されるべきであると同時に、やはり一方で、本人に関する要素を変えるだけで社会復帰ができるとは言い切れないだろうと思われます。

それは、犯罪をした人の背景にある社会的な課題、あるいは地域の他の誰かにとっての「生きづらさ」というのは、これは本人の要素を変えるだけでは変わらず、犯罪行為前と同じなわけです。まさにその地域で他の人が、いつ、同じように犯罪という形に至ってもおかしくない、このような地域の自律性にもアプローチしていく必要があるだろうというふうに思いますし、実際には、犯罪から復帰するための社会の関わり方、あるいは「生きづらくない社会」そのものに何が必要なのかということも問われているのではないかと思います。先ほどの中村先生のお話にあった、まさに「自分が復帰したいと思えるような社会」がそこにあるのかという問題だろうと思います。

最近、日本においても本人だけに焦点を当てる支援から、社会へ視野を向けたような取り組みというのがちょっとずつ増えていて、例えば、滋賀県の野洲市というところがあるんですけども、そこの市民生活課では、一時期横浜で行われていたパーソナルサポートサービスというのを少し昇華して、消費者生活センターとか、高齢者サービスとか、そういういくつかの異なるサービスを、全部まとめて1つの課がやっているらしいんですね。そういう形で、いろんな

問題をワンストップで、できるだけコーディネートしていこうという取り組みは、日本でも始まっているんだと思います。

すみません、若干超過しましたが、私からは以上です。どうもありがとうございました。(拍手)

相澤 先生方の報告、ありがとうございます。時間のほうはまだ少し、若干であれば超過しても大丈夫というお許しもいただいておりますので、最後、フロアの方からご意見やご感想、あるいはご質問をお受けしたいと思います。その前に、われわれの今回の企画は第3期 R-GIRO の「修復的司法観による少子高齢化社会に寄り添う法・社会システムの再構築」いうグループとしてやっておりまして、われわれのリーダーの総合心理学部の若林先生に、全体のコメントというか、われわれのプロジェクトからの話を少ししていただければと思っています。

若林 初めまして、総合心理学部の若林宏輔といいます。

今日は喋れと急に言われましたのでびっくりしているんですけども、今回第1部の報告では、私が一応拠点リーダーとかたちだけになっているプロジェクトがありまして、先ほど中村先生から説明がありましたけれども、R-GIRO という立命館大学が持っているプログラムですね、一プロジェ



クトとして「修復的司法観による少子高齢化社会に寄り添う法・社会システムの再構築」というプロジェクトを立ち上げています。その中でもグループ1では修復的司法理論の展開というグループを作っておりまして、これが森久先生を代表として相澤さんに今年から専門研究員として来ていただいて、我々が展開したい理論、核となる理論が修復的司法というものになると思います。ほかにも日本版イノセンス・プロジェクトとか、民事法領域とか、そういったケア、修復というところを考える、ということです。

中村先生が、今のところ、法と心理、法と対人援助、というところは立命館の中ではすでに10年以上、プロジェクトとして続いていまして、今回が3回目ということで、われわれが今イメージしているのは、これまでの連携というのは心理学者であったり、法学者であったり、情報学であったり社会学であったりいろんな分野の人たちが集まってやってきたわけなんですけれども、前回まではある問題に特化して、その集合の中でいろいろやっていたんですが、グ

ループ間の対話が欲しいというか、そこに核となる軸のようなものが必要だろうというのが考えられることでして、第3期ではそれを修復的、修復的概念をベースに司法のさまざまな問題を考えよう、というふうに今回はやろう、というふうになっているようです。

修復的司法の理論について、いろいろ説明していただいて、非常に私自身も勉強になりましたし、やはり、個人的な感想としてですけれども、社会がそれを受け入れられるのかというのは非常に大きな問題だと思います。要するに、犯罪を犯した人たちを社会の中に背負って、うまく何とか処遇していこうということを、この日本という社会が受け入れることができるかというのは非常に大きな問題になっていますが、それを受け入れるためには、受け入れてもらうためにどういうふうにデータを提供できるのかとか、私は社会心理が専門ですけれども、そういった認識をどういうふうに変化させるか、社会全体で人間観そのものをどう変えていくか、というようなことが非常に重要になってくるかなと思っている次第です。

もう相澤さんが説明されましたように、今ホームページが立ち上がりまして、こういった形でいろんな情報発信もこれからしていきたいと思っておりますし、あとえん罪救済センターというのもこのプロジェクトの中のひとつに入っております、加害していないけれども加害者となってしまっているというような人たち、被害者の支援というところもわれわれは提供したいと思っておりますので、今後もどうぞよろしくお願いします。(拍手)

相澤 ありがとうございます。それではフロアから何か、ご質問、ご意見ございましたら、手を上げていただきたいと思います。どうぞ。

質問者1 本日はありがとうございました。病院で社会福祉士をしている者です。大変勉強になりました。最後におっしゃった、社会が受け入れるためにどうすればいいかということについては、本当にそのとおりだと思っております、この格差社会の中で本当にさ



まざまな問題が、犯罪者のもとに振ってかかっているというふうに私自身、日々の仕事で考えております。

その中で、1つ、2つあるんですけれども、1つは病院に関わっている者ですから、刑務所から出てきた方が、意外とお薬が必要な、治療が必要な段階でなかなか治療が受けられずに帰ってきたり、どうもいろんな関係の中で出ていく当日分までは国の責任だから薬を渡すけれども、次の日以降の薬に関しては国の責任じゃないので、自主努力でという形でお薬がもらえないで社会に出ていっちゃう、そういう方を多く拝見しているということがあります。いわゆる治療の必要な方がどのような形で社会に出ていくのか、例えば紹介状ひとつも出してもらったらいいのに、それすら出してもらえずにという、そうしたことについて何か、今の段階であるのかということが1つと、あともう1つは、仮釈放ではなくて、満期で出ていっちゃった方がたしかに多くて、満期の方はいろんな制度が使いにくいという、そういうようなことを見聞きしております。仮釈放だけではなくて、満期の方に対する、差別的なのか、それが社会として当たり前なのか、よくわからないんですけれども、そのあたりのことについて教えていただければと思います。よろしくお願いします。

中村 私の知っている範囲で言えば、今「シャバの空気を良くする会」というのを作っているんです。「シャバ」というのは仏教用語で「苦界」、苦しい世界の意味です。そこでは出所者たちがどんなニーズを持っているか、出所者に集まってもらっていろいろヒアリングをしているんですね。その中の1つに、ユニークなのは、出所日は法律で決まっているんですが、月曜日の朝にしてほしいというのが一番出ています。金曜日の出所だとホテル代がかかるんですね。薬の話もかなり集中的に聞いています。

医療情報の継続のことです。本当は医療が必要なのに、刑務所では十分に治療されないことがある。精神科にかかっていた場合は病気が悪化していくこともあるということでした。刑務所はある意味では健康が管理されている厳しい日常なので、身体的な免疫力はつくこともあると話がでていました。たとえば肥満。あとは歯の治療が十分ではないとも発言がありました。歯痛では人は死なないだろうという前提だとその出所者は感想をもらしていました。

そういうなかで十分な医療、それまで受けていた医療さえ、十分受けられていないこともなります。悪化した形で、スティグマ付与ではなくて、悪化した形で出所することもある。さらに出所した後の保健制度も苦労したといっていました。健康保険がないという意味です。とくにどこへ行ったらいいのかわからないので、出口支援という中で、刑務所の中にいる人たちからつないでいくというニーズがあり、刑務所内でのソーシャルワーカーが機能すべき点ですね。これらは社会へとつなぐ大事なことだと思い、語る会をしています。

毛利 おそらく、刑務所によって現実的にいろいろ対応が違って、悲しい話、その時にいる出所担当の幹部や、様々な事情により方針が変わる面もあるのではないかと思います。私がいた島根あさひ社会復帰促進センターは社会福祉士が民間職員としておりましたので、当日分ではなくて、もっと長く出せないかという交渉もしていました。こういった対応が必要だということはまだすべての刑務所に伝わっておらず、というところが大きいのと、もともとは出所後の面倒まで見られないというのが通例だったので、これから変わっていくべき点かなと思います。

ただ、刑務所側にもおそらく事情があって、例えば、医療費の負担は普通の割合は3割とかですけれども、刑務所は全額負担で薬代を払わなければいけないといったような経済的な問題もあったり、刑務所の中ではそれこそ先ほどのラットの実験じゃないですけれども、所内で出された薬を乱用する人がいたりしてできるだけ制限したりとか、別の事情もあったりして、なかなか、たくさんの方が出所できないという面もあるのかもしれませんが。ちょっと事情を聞いてみないとわからないところでもありますけれども、そういった個々の事情もあるかと思います。

あと、満期の人は制度が使いにくいとおっしゃっていたのはそのとおりで、満期出所の場合は刑務所の門前で「さようなら」とすることが伝統だったところもありますので、これからたくさんの方が声を上げて、必要なんだということを訴えていくことだと思います。



最近では刑務所にも社会福祉士さんがたくさん入ってくださるようになってきたので、その方たちも実践を積んでいっていただいて声を上げる、というのがこれからのところかなというふうに考えています。

相澤 医療の点ですね、ちょっとフランスとの比較からになりますが、フランスでは刑務所内の医療が保健省に移管されています。刑務所の中の医療も一般医療というふうにみなされていて、近隣の病院から刑務所の中で診療所を開く、そこにお医者さんが派遣されるというような形をとっています。日本の場合は刑務所のお医者さんが今不足しておりますが、法務省に雇われているということで、刑務所組織の中になるんですが、フランスの場合はそれを移管して、あくまで病院が刑務所の中にある。そこで、調子が悪ければ看護師さんをお願いして診てもらおうというような形になっています。これはある意味では医療を社会化した、刑務所の医療を一般の医療に統合した、最もドラスティックな改革で、日本でもまだまだいろいろ課題はありますが、ひとつ検討されていく方向性かなと、個人的には思っています。

質問者2 立命館大学生存学研究センターで客員研究員をしている者です。ご報告ありがとうございます。先ほど管理とか、制限とか、good life をどう洗い出す、というところに非常に共感しているところです。私は熊本のほうで、500ヶ所くらいの当事者グループで5年くらいずっとお手伝いをしていて、最近、ここ2、3年くらいは更生保護団体とか、刑務所の社会福祉士さんとかを参加させたいという要請があって、そこから支援につながらなかったんだけど、当事者団体を介して支援を受けようかなとなったケースというのがいくつかあります。

そういうなかで、本人の good life をどうやって洗い出すかというのがとても困難だと思っています。発達障害の方だとニーズがすごく混乱しますし、わかりにくくなるので、しかもそういう刑務所生活では人に対する不信感がすごくあって、ちょっといい人そうな人がいても、すぐ、こいつは裏切る、みたいなことを思い込んでしまって、そのところのニーズというのがなかなか見えにくいということがあります。その辺に何か、見いだせる可能性はあるのかな

というのが1つの質問です。

もうひとつはですね、被害者が果たせる役割みたいなものが修復的司法によって、何か、犯罪の被害者が何かやれること、例えばこういうものに関わりたと思った時にどういう役割を果たし得るか、どんな役割を果たしうるか、事例や理想をふまえながらちょっと教えていただけると幸いです。よろしくお願いします。

相澤 どうですか、先に被害者の点について、森久先生から…。

森久 すみません、ご質問をありがとうございます。被害者の件はですね、どの段階で、どういうふうに関わっていただくかについて、問題はいろいろあるとは思うのですが、日本でも、例えば、被害者の方で少年院でお話をされている方なんかもういらっしゃいますし、現状でも、多少、被害者の方が犯罪をした人の更生ということに関わってくるということは当然あると思うんですね。ただ、そういう関わりの段階と、被害者自身の回復というところを十分考える必要があると思っていて、これは修復的司法一般に言えることですが、被害者自身の回復と、犯罪をした人自身の回復というのは、やっぱり別のところで、ちゃんと別々に保障されるべきものだというふうに私は思っています。

それは、最終的な直接交渉は、お互い自律的に向き合えるような、まさに任意で関与できるような気持ちができる時に、初めてなされるべきであるし、修復的司法の中で最もやってはいけないといわれている実践上の問題は、加害者が被害者に対して、形式的な謝罪をすることなのです。そのような方向性を求めないために、被害者と加害者が関与する場面というのは、やっぱり本人同士が自律的に関わりたいというふうにした時だと思いますし、そういうタイミングであれば、海外の民間団体でそういう対話の場を設けているところもありますし、日本でもそういう場がないわけではないので、そういう方向性がいいのかなと思います。多少、抽象的



でしたが、以上です。

質問者 2 今回聞きたかったのは、例えば被害にあった時に加害者が出所したあとにやっぱり、ある意味、逆恨みのような状況で、もう 1 回再犯の可能性があって、そこを調整していくような、そういう可能性も含めて、ちょっと聞きたかったなと。なければならないでいいんですけども、そこについて、そういう支援が全くないなあと考えていて、少しご意見がいただければと思っております。

中村 2 点目で言うと、先ほど紹介したイギリスのサークルズのボランティアの中に 13% 程ですが、被害者がいるんです。それは自分の加害被害の関係じゃないんですが。別の事件の被害者です。被害者経験者が、加害者が本来のグッドをつかむために仕事できて役立ったと感想を述べていることを紹介しているニューズレターがありました。この点は日本ではなかなか難しいでしょう。つまり対話だけではない、そういう形の出会もあるなど。ボランティアの属性の 30% は法律や心理系の学生が多いようです。

森久 すみません、逆恨みを恐れる被害者への対応というのは、それは基本的には被害者自身の回復の問題だと思うんですね。確かに日本では、保護観察を受ける際の遵守事項の中で、例えば被害者が住んでいるエリアには近づかないとかいうルールをもっと積極的に付すべきだというような意見もないわけではありません。ただ、それでは単に犯罪をした人への「これをやるな」という制限的・制約的な方向でのルールづけということになると思うので、やはり基本的には、他律的にそこに近づかないということによってどうこうする話ではなくて、そもそも犯罪行為をしなければならない状態に至らないよう、どういふふうに本人が自律的にコントロールしていくかという、そこに対するアプローチの方が重要なんじゃないかと思います。

中村 ひとつだけ。1 点目の Good life の Good のアセスメントをずっとやっているんです。途中で紹介した、その提唱者のトニー・ワードさん（ニュージ-

ランドの臨床心理学者) という人が、ニュージーランドで更生自立支援計画を立てて支援するためのコンサルテーションをしています。刑務所の中でもそうだし、出たあともそうだし、さらにデジスタンスでやり続ける、更生し続けるプロセスをやっていく、あとその人なりの Good のニーズをつかむ、アセスメントの体験があるんですね。

それで、何らかの障害の認識がある、なしもあるので、やったこと、やってきたこと、具体的な行動がひとつにつながっています。やってることは、逸脱的犯罪的だったとしても、そうした行動を通じてでも満たそうとしていたニーズが隠れるんじゃないかなと、そのプライマリーニーズに対して、表現手段が十分適切に社会的に適切な形では選択しづらいというのがひとつの障害だとすると、ここをどう手当てしていくかということになります。そのデジスタンスのコンサルテーションはユニークだなと思います。

毛利 すみません、時間をいただいてしまいました。今、中村先生がおっしゃったプロセス、ニーズを考えていくなかでは、good life の大事なところは、本人のそこの中にあるストレングスを見つけるというのがあって、最も大事なのは支援者側は本人のストレングスをなかなか見えない、見ないようにしてしまうということがあります。悪い行動であってもそこは本人の何か資質があって、資源があって、やり方が間違っていたけどだめだった、というところなので、まず本人のいいところ、支援者がいっしょに見つけていく姿勢を持つのがよいかと。先ほど good life をどう「洗い出すか」という表現をされていたのですが、洗い出す、というよりはたぶん一緒に自分の強みに「光をあてる」、やり方は間違っていたけれども、本当はそれは強みでもあったと見つけ出していくという姿勢がまず大事なというふうに思います。あと、「性問題行動のある青少年少女のためのグッドライフ・モデル」という翻訳本がありますが、それは子どもたちに good life モデルを適用したイギリスの実践や内容がかかれています。子ども向けですので、人生の目標が 11 個から 8 個にわかりやすく、コンパクトにされていて、子どもたちと一緒に、それは障害がある人も含めてやっているという、チームでやっている本があります。グッドライフモデルを対象者と一緒に考えるときに難しすぎるときは、そういうふうに 8 つくらいのシンプル

なものにして一緒に考えていく、みたいなことができるかなと思います。

ちょっと話が戻りますが、おそらく本人がそういうニーズをきちんと言葉にできたり、自覚できるようになるためには、基本的なことではありますが、安全な環境とか、安心できる人間関係とか、まず必要なのだなと思いますので、先生がやられているような、まず関係性を作るということが基盤で、それができないと本人のニーズは出てこないのかなということもちょっと考え、まずはその環境を整えることを優先してもいいのかなと思ったりもしました。

相澤 ありがとうございました。司会の不手際で十分な議論の時間を設けられませんでした、大変申しわけございません。本日は先生方、ありがとうございました。これで終わりたいと思います。(拍手)

シンポジウム 2
縦断研究のこれまでとこれから：
科学的根拠に基づく対人援助を目指して

矢藤 優子（立命館大学総合心理学部 教授）

菅原ますみ（お茶の水女子大学基幹研究院人間科学系 教授）

安梅 勅江（筑波大学医学医療系 教授）

矢藤 優子（立命館大学総合心理学部教授）

矢藤 皆さん、こんにちは。立命館大学総合心理学部の矢藤と申します。よろしくお願いいたします。これから第3部のシンポジウム、「縦断研究のこれまでとこれから：科学的根拠に基づく対人援助をめざして」というタイトルで発表をしていただきたいと思います。初めに、パネリストの菅原ますみ先生に縦断研究の基本的なお話を含めた、



これまでのご研究についてご紹介いただいたあと、筑波大学の安梅勅江先生にお話しいただき、最後にコーディネーターである矢藤が、これからこの茨木を中心に展開していこうとしているコホート研究についてのお話をしたいと思います。

パンフレットのリード文のほうにも書かせていただきましたが、縦断研究は、そのためにかかる時間やコスト、分析方法の複雑さなど多くの理由から、成功例は多くないのが日本の現状です。でも、人の発達のすじみちを知るには欠かせない研究方法で、大事なことだと思うので、そのような研究を成功させてこられた先生方のお話をまずうかがって、学ばせていただきたいと思います。では菅原先生、よろしくお願いいたします。

報告 1 抑うつ世代間伝達に関する長期縦断研究 —慢性的逆境要因の連鎖の観点から—

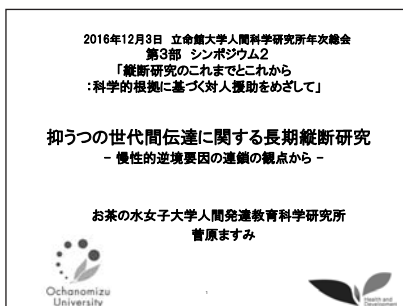
菅原ますみ（お茶の水女子大学基幹研究院人間科学系教授）

1. 縦断研究の“これまで”と“現在”

菅原 皆さん、こんにちは。今ご紹介いただきました、お茶の水女子大学の菅原と申します。今日はこのような、縦断研究に関するシンポジウムにお招きいただきまして、大変うれしく思っております。よろしくお願いいたします。



私は今、お茶の水女子大学で仕事をしておりますけれども、お茶の水女子大学でも、今年、2016年の4月から人間発達教育科学研究所という研究所を立ち上げまして、こちらの立命館の人間科学研究所様と同じように、一生にわたる発達について、さまざまな領域から研究を深めていきたいということで、研究所としては



スタートしたところなので、またそれにつきましても、今後いろいろ学ばせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

本日は「縦断研究のこれまでとこれから」というタイトルで、立命館のこちらの研究所のほうで新しいコホート研究を立ち上げられるという、ワクワクするお話を頂戴しております。その新しいコホート研究に何かお役に立つことがあればいいなと思ひまして、シンポジウムのタイトルにある「縦断研究のこれまで」というところを中心にお話させていただきたいと思ひます。

内容としましては、縦断研究のこれまでの状況について、海外、それから日本のコホート研究について少し触れさせていただきます。そして、私たちの研究グループが準拠しております学問的背景ということで、発達精神病理学という領域を少し簡単にご紹介させていただきます。

今日のシンポジウムも、「科学的根拠に基づく対人援助をめざして」ということで、特に心理学の領域でさまざまな精神障害やメンタルヘルスの不調といった、そういう心の問題解決にとって縦断研究がどのような貢献ができるのか、ということがテーマになっていますが、このことを学問領域として考えて取り組んでいるのが発達精神病理学という領域ですので、発達精神病理学の概要について少しご紹介させていただきます。そして、私たちが長らく続けておりこのたびようやく完了した川崎縦断プロジェクトという長期縦断研究について、結果を含めてご紹介させていただきたいと思います。

まず、最初に縦断研究のこれまで、「現在」と書かせていただきましたが、そもそも、なぜ縦断研究が重要なのかというところですが、1つはやはり発達変化をリアルに記述していく、昔に行われた縦断研究からそれなりの発達の実態はわかってきていますが、私たちの社会も文化も世代を経て変わってきています。ですから、その時々の中で、やはり人がどうやって発達していくのかというのは、いつも基礎情報として押さえられておく必要があると思います。そういう意味で、縦断研究の中からその時代の発達変化をどうやって捉えていくのか、発達精神病理学のひとつの課題になります。

もうひとつは、発達変化にはさまざまな個人差があります。人生早期からさまざまな精神障害が明らかになることもあれば、すくすくと大きくなっていったが晩年期でさまざまなつまずきが見えることもある。そういう発達変化のパターンの説明やどうしてそうなったのかという原因に関する因果関係をその時間に沿って測定されたデータをもとによりクリアに推定することに縦断研究は非常に役に立ちます。

このような認識で、一番古い大規模な縦断研究はもう20世紀の初頭、1920年代のアメリカで、長期にわたる発達追跡研究が始まりました。今ここに3つ、紹介させていただいていますが、1つはカリフォルニアのスタンフォード大学のターマンらの

発達追跡研究のルーツ

- 1920年代に開始されたアメリカでの個人史研究
 - *Terman, L.M. "Genetic studies of genius"
— Stanford University
 - カリフォルニアの3～19歳のIQ135以上のHigh IQ児約1300名の追跡。
1922～1992年の70年間、13時点。
- *バークレイ & オークランド成長研究
 - California University, Berkeley
 - 小学校5・6年生212名の成人期(40歳、50歳)までの身体的・知的・社会的発達の調査。1928、1931年に開始。
- ⇒ 西解析: Elder, G.H. 1974 "Children of the great depression"
(「大恐慌の子どもたち—社会変動と人間発達」明石書店)
- *グリニッチ夫妻の犯罪キャリアの形成と発達に関する研究
 - Harvard University
 - : 1930～1965年、非行少年500名と対照群500名。
- ⇒ 西解析: Sampson & Laub 1993 Harvard University Press
"Crime in the making: Pathways and turning points through life" 2

グループがおこなった研究で、3歳から19歳までのIQ135以上の高いIQのお子さんたち1,300人を70年間追跡しています。非常に息の長いもので、当然ながら、研究者一代では無理なので、研究者のほうが世代をつないでデータを取っています。

カリフォルニア大学のグループでは小学校5、6年の人たちを、40歳、50歳になるまで追跡しました。気の長い縦断研究ですが、重要なのはアメリカのこれらの研究はデータを大事に大事に保存しており、20世紀後半になって、コンピュータが発達したところでいねいに電子化しました。カリフォルニア大学の縦断研究は1970年代にエルダーによってまとめられ「大恐慌の子どもたち」という本にまとめられています。

代表的な発達縦断研究 Longitudinal Developmental Studies	
➢ イギリス “Millennium Cohort Study” from 2000 N=19,000	
➢ カナダ Canadian Longitudinal Studies : 5つの大規模縦断研究	
➢ ノルウェー “The Norwegian Mother and Child Cohort Study” (Norwegian Institute of Public Health)	
➢ オーストラリア “Growing Up in Australia” from 2004 The Longitudinal Study of Australian Children (LSAC) : 2つのコホート(5,000名×2, 2年間隔)	
➢ ニュージーランド “Dunedin Multidisciplinary Health and Developmental Study” from 1972	

代表的な発達縦断研究 Longitudinal Developmental Studies	
➢ アメリカ国立子ども人間発達研究所 (NICHD) NICHD Study of Early Child Care and Youth Development (SECCYD: 早期保育の効果に関する発達心理学的研究) : 1991年に開始、2009年に完了	
<日本> (national study)	
* The Japan Children's Study 2004-2009 Cohort Study of Early Childhood Development (“すくすくコホート”: 文科省、脳科学と教育)	
* 21世紀出生児縦断調査(厚労省、人口統計学的調査) ➡ 平成13年出生児29,506名(初回47,015名)14歳 ➡ 平成22年出生児28,161名(初回38,554名)4歳	
* 環境省エコチル調査 ➡ 0~13歳、2014年3月に103,000名の登録終了	
“Developmental Psychology in Japan: Developmental Follow-up Studies” Sugawara et al., 2016 In Frontiers in Developmental Psychology Research: Japanese Perspectives 日本発達心理学会編、ひつじ書房	

そして、現代ですけれども、21世紀に入りまして、赤ちゃんの時からの人間の発達を追いかける大型のコホート研究が先進国の間で多くなりました。イギリスではちょうど21世紀になった、2000年にMillennium Cohort Studyということで、2万人の子どもたちを追跡しています。カナダは、子どもたちの反社会的行動に関する、大きな縦断研究をいくつか走らせています。オーストラリアでも2004年から、Growing Up in Australiaという縦断研究を走らせておりまして、5,000名の2つのコホートのデータをためています。

そしてニュージーランドには1970年代に始まり最近38歳のフォローアップを実施しているダニーディン研究があります。アメリカでは、もう完了したものですけれども、早期保育の効果に関する、非常に重要な縦断研究がアメリカ国立子ども人間発達研究所によって行われています。1991年に始まって、

15 歳追跡をし、早期保育の効果について、学問的なデータをもとに本が作られ、また国民向けの研究結果に関するパンフレットとしてまとめられています。そして日本も、2000 年あたりからコホート研究が始まり、Japan Children's Study というのは、「すくすくコホート」と名前がつけられ文科省が脳科学と教育というテーマで 2009 年まで追跡調査を継続しました。厚労省の 21 世紀出生児縦断調査は、人口学的内容について平成 13 年生まれの子と 22 年生まれの子について数万名の大きなデータを追跡しています。

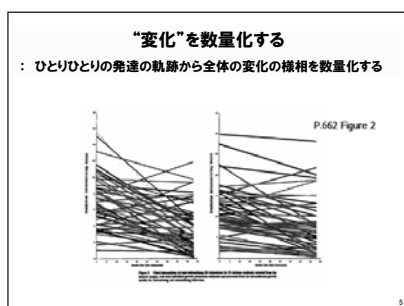
そして、今一番、世界で最も大きなものですが、環境省のエコチル調査で、こちらは 2014 年に 103,000 人の登録が終わっております。環境汚染物質など子どもを取り巻く物質的な環境がどういうふうに関人の発達に寄与するか大規模な調査によって検討が続けられています。

このような長期にわたる縦断調査をいたしますと、1 人の人に対して 2 歳の時、4 歳の時、6 歳の時、10 歳の時と、何時点ものデータが得られることになります。スライドを見ていただきますと、縦軸がある特定の特性なのですが、横軸に年齢を取ります。そうするとリアルに折れ線グ

ラフが描けるわけですが、例えば 1,000 人いたとすると 1,000 のその曲線に対する得点の動きをこうやって目でみることができます。

そうすると、これをザッとご覧いただいても、いろんなパターンがありそうなんですけれども、だんだん下がっている感じがする、というのが見えてきます。このようにある程度のサンプル数がありますと、その特性が年齢とともにどのように動いていくのかということを数量化することができます。

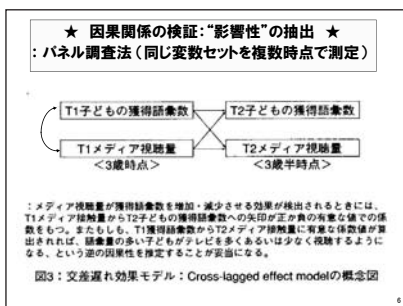
変化を量に落とし込むことができる統計手法の発達が、発達追跡研究にとっては大変大きなサポートになっていて、こうした時系列データがあった場合、潜在成長曲線モデル分析という手法を使いまして、変化を数量に落とし込むことができるようになりました。



因果関係については、パネル調査法という手法によって統計学的な推定をおこなうことができます。パネル調査法では、同じ変数のセットを時点を違えて測定し、交差遅れ効果モデルという統計手法によって、例えばスライドのようにT1のメディア視聴量から、半年後のT2の子ど

もの獲得語彙数のところにマイナスのパスが出ていれば、3歳の時にたくさんテレビを見た子は3歳半の時に言葉が少なくなってしまうという因果関係を示すことができるわけですし、因果が逆なら、T1の3歳時に言葉の少ない子ほど、T2でたくさんテレビを見ている、という逆の因果も検証することができるわけです。ですから、上から下への斜めのT1の語彙数から、視聴量を伸ばすパスが有意ではなくてT1のメディア視聴量からT2の語彙量のところだけに有意なパスが残ったら、やっぱりテレビをいっぱい見ると言葉が減ってしまうんだねということがようやく言えることになります。単純なようですけれども、これをやっぱりきちんと科学的に押さえておくというのは非常に重要です。お母さんたちに「子どもにテレビを見せると言葉が遅れるのでしょうか」と聞かれた場合に何とお答えすればいいのか、という時の1つの根拠になります。

私はNHK放送文化研究所と一緒に0歳から11歳まで、1年に1度ずつ、子どものテレビ視聴量と子どもの発達についてのパネル調査を行っています。そのデータを用いて検証をおこなったところ、テレビを見ている時間の量が問題なのではなくて、見ている時にお母さんやお父さんが、見ている内容についてお話をする、「これは桜だよ」とか、お話をするとそのお話を量が多ければ多いほど、それは乳幼児期の子どもの語彙発達に良い影響を及ぼすということがこの交差遅れ効果分析で見えてきました。



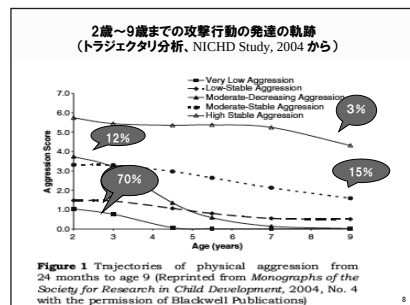
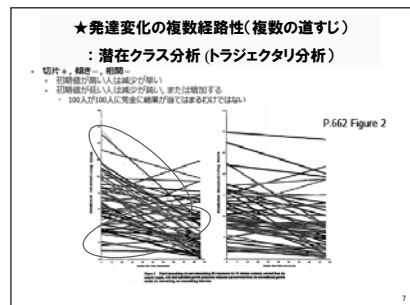
もうひとつ、お話をしておきたいのは、現在の推計統計学的手法では、縦断変化に関する複数のパターンを切り出すこともできるようになってきています。それトラジェクタリー分析と呼んでいますが、先スライドで見ていただくとおり、だいたいは年齢（横軸）に沿って下がっ

ているけれども、上がっている人もいます。この上がっている人をただ単に平均値にしてしまうと捨ててしまうことになってしまいますが、でもこの上がっていつているパターンも1人ではなく、結構いる、ということで、この1,000人取れば1,000本できる折れ線グラフから幾つのパターンが抽出できるかということを分析するのが潜在クラス分析と呼ばれ、トラジェクタリー分析とも呼んでいます。

例えば、このスライドは2歳から9歳までの子どもの攻撃行動について1,000人以上の子どもたちを2歳から9歳まで追いかけたデータについてトラジェクタリー分析をおこなったアメリカの研究の結果ですけれども、非常に重要なことがわかりました。これを見ていただくと、2歳の

時には他の年齢に比較してどの子も攻撃性が高い。2歳はまだ自己制御できませんので、お友達のもっているおもちゃが欲しければ手を出してしまいますし、ぶったり噛みついたりしても相手が痛いかどうかはまだよくわかりません。でもどの子も発達に伴って攻撃性は下がっていきませんが、2歳のときに非常に攻撃性が高くて下がり方にもぶくて9歳でも突出して攻撃性が高い子たちが3%だけいるということがわかりました。

つまり、2歳のところで突出して攻撃性が高いお子さんについては、幼児期・児童期と成長するにしたがって心の理論も発達してきてそのうち問題ではなく



なりますよ、というのんびりしたことも言えないかもしれない、ということになります。突出した攻撃性を示す場合には、もう2歳からきちんとそれをコントロールできるようにしてあげるのが親切ということになってきます。これは非常に重要な結果で、やはり保育学や教育学の教科書が変わるような重要な結果が縦断研究から示されていると思います。

2. メンタルヘルスに関する縦断研究の枠組み：発達精神病理学

発達精神病理学の枠組み (1)
Developmental Psychopathology

➤ 1990年代以降、発達心理学の1領域として発展
→ 愛着研究+児童精神医学
Sroufe & Rutter, 1984; Chicceti & Chohen, 2006

➤ 目的: 1) 不適応行動の発達の起源を探る
2) 発達のコース: 発現・経過・回復の多様なパターンを切り出す
3) 発達のメカニズム: リスク因子や防御因子の発達の結果に対する因果関係を同定する
4) 予防(prevention)の重視

➤ 特徴: * 不適応な発達と適応的な発達の両者を視野に入れている
* 疾患や問題は固定的なものではなく、発達過程での“状態”とみる ⇒ “生態学的文脈”に埋め込まれたもの
* 疾患や不適応に至る“道すじ”(developmental pathways)の分析: プロセスの分析を重視

9

発達精神病理学の枠組み (2)

➤ 不適応出現の関連因子(リスク因子)の特定
→ 発達疫学: 発達に沿ったリスク因子の探求
(疾患も・個人も・家族も発達する)

➤ 防御過程(protective process)の探求

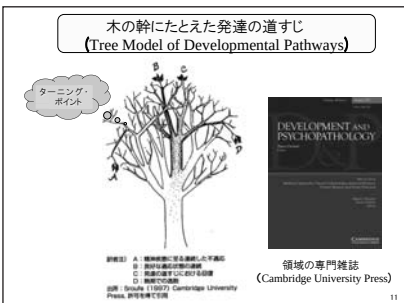
➤ 複数経路性 異なるスタート→同じ結果(equifinality), あるいは同じスタート→異なる結果(multifinality)に至る道すじには、どのようなパターンがあるのだろうか？

10

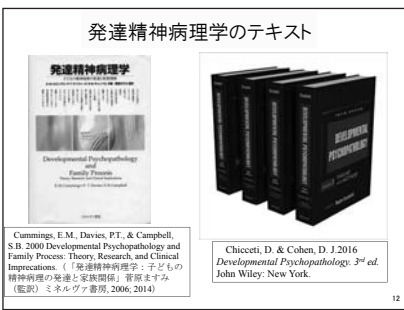
90年代ころから、子ども期からの精神病理の発達について、今見ていただいたような追跡研究のデータを基礎にしながら実証的に検討しようとする、“発達精神病理学 (developmental psychopathology)” という学問領域が発達心理学のなかに成立しました。この領域では、精神病理の発現や経過に関する複数の径路を明らかにし、その原因の解明や治療に役立てていくことを目的としています。

虐待を受けた、あるいは小さい時に貧困という厳しい環境にあったなど、人の人生にはのちの精神病理の発現に関するさまざまなリスクにさらされることがありますが、こうしたリスクにさらされた子どもたちでも、つつがない人生を送る人もいれば、実際にさまざまな精神障害を発症する人もいます。発症しないで済んだ人生と、発症した人生で何が違ったのかということを、ハイリスク群と統制群を実際に追跡して検討することによって発現を促進するリスク因子の効果とともに、発現を防ぐ防御因子についても明らかにすることができます。

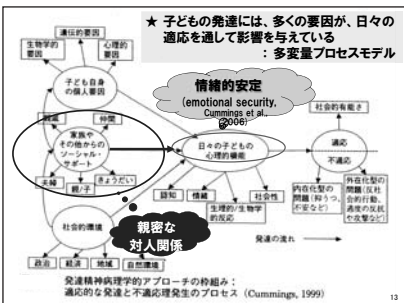
発達精神病理学では、このような複数経路性を木のモデルで表現しています、根元に近いほうが産まれた時点で、だんだん年をとっていった、BとかCとかAと書いてある先端は老人期を表します。幹の真ん中が健康的な「適応」を表していて、両端にいくほど病理的な「不適応」を表しています。Bのように一生何の「不適応」にも遭わずに済む人も、全体からすれば少数である可能性が高いことを示しています。



この領域はまだ日本では大学や大学院の科目にはなっておりませんが、海外にはたくさんのテキストもありジャーナルも発刊されていますのでぜひ参考にしていただけたらと思います。



発達精神病理学では、不適応の発現や適応の維持には、遺伝子から始まり、子どもを取り巻くソーシャルサポートの問題、また社会制度の問題もすべて重要な影響要因と考えますので、測定可能なものはできるだけ測定して実証研究に載せていくことが重要であると考えています。日々の子どもの情緒的安定を作り守って





子どもの生活における慢性的逆境要因とは

*子どもの心身の発達や健康を損なう環境ストレス―
⇒ 災害や犯罪被害などの急性の外傷的体験とともに、貧困や親の死、両親の精神障害、両親間の不和、不適切な養育、劣悪な学校・地域環境などの慢性的逆境要因 (Chronic Adversities: CA, Friedman & Chase-Lansdale, 2005) がある。CAは、日常生活のなかで持続的なストレスを子どもたちに与え続け、しかも子どもが自力でそこから抜け出すことが極めて困難なもの。

*母親の抑うつは代表的なCAの1つであり、その影響については、これまで児童精神医学や発達心理学の領域で多くの実証的研究が蓄積されてきた (Garnezy & Masten, 1994; Sameroff & Seifer, 1995; Slomkowski et al., 2011 など)。

⇒ 今回の報告では、報告者が実施してきている縦断データを用いて、★母親の抑うつ、★家庭の低収入、★夫婦の情緒的関係性の3つの要因に注目し、それらがどのように組み合せて児童期・青年期の子どもを抑うつ傾向に関わってくるのか、発達精神病理学的なカスケードモデル (Developmental Cascades, Martin, Conger, Schofield, & Family Research Group, 2010; Masten & Cicchetti, 2010) の観点から分析を試みる。

最後に私たち実施した親の抑うつの子どもの発達への影響に関する長期縦断研究を紹介します。親の抑うつ、家庭の低収入、夫婦関係の不和、虐待的な養育などは、子どもの適応や発達を損なう可能性がある慢性的な逆境要因であると考えられてきました。

慢性的な逆境要因のなかでも親の抑うつは子どもの精神病理発現の重要なリスク要因であり、世代間伝達のメカニズムを追跡研究によって明らかにすることは意義あることと考えています。

スライドに示した図が私たちの仮説ということになりますが、親の抑うつに影響を与えている家庭の経済的な困難も含めてこのようなモデルに沿って測定をおこない、母親の妊娠中から子どもが成人期になるまで測定を継続してきました。

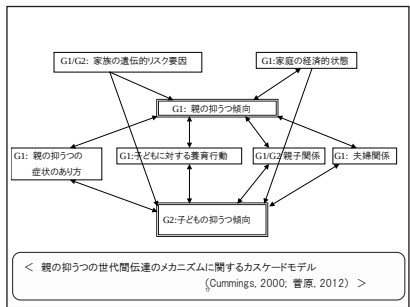
10歳時点でのデータを用いてモデルに沿った分析を実施したところ、世帯年収から家族関係を経由して子どもの抑うつにまで有意なパスが流れ

親の精神病理の影響について

*子どもの様々な精神病理出現の主要なリスク要因
→ 親自身の「精神病理」⇒ 「世代間伝達」
：発達精神病理学のメインテーマのひとつ (Developmental Psychopathology)

→ What factors ?
→ From when ?

：複雑な伝達メカニズムの解明に近づくには、長期的な追跡研究が有効なのではないか。



ることがわかりました。18歳時点の解析でも同様な結果が得られました。また、とても重要なこととして私たちの研究の中で最近わかったこととして、親が抑うつ的になることが子どもにストレートに悪影響を及ぼすのではなく、媒介変数として夫婦関係などの家族関係とともに、子ども自身が親の抑うつをどのように認識しているかということが重要であることがわかりました。

つまりダイレクトなパスが親から子へ流れるのではなく、間に子どもの認知が挟まるということであり、親が抑うつ状態になっているとしたら、一緒に生活している子どもの親の抑うつに対する認知を同時にケアしていけば、子ども自身に現れる悪影響をストップすることができるかもしれません。このような世代間伝達の流れの間にある要因やメカニズムを縦断研究によって具体的に明らかにしていくことによって、より有効な対人援助の在り方がみえてくるのではないかと考えております。以上で私の報告を終わりにさせていただきます。(拍手)

安梅 勅江（筑波大学医学医療系教授）

安梅 皆さん、こんにちは。筑波大学の安梅でございます。立命館ですばらしい研究拠点ができ、お招きいただきまして、ありがとうございます。研究発信をととても楽しみにしております。菅原先生からコホートの基本のお話をいただきましたので、私はその応用編、実践にどう生かすかを私たちの拙い経験からお話させていただきます。



今日、私の話のすべてを忘れても（笑）、ぜひ1つだけ覚えて帰ってほしいのは、「湧活（ゆうかつ）」という言葉です。婚活や就活という言葉は皆さんよくご存知ですが、「湧活」はエンパワメントの日本語訳です。湧きあがる活力ということで、湧活と言います。

今日、お話させていただくことは「湧活」、発達コホート研究、そこからわかること、をご紹介します。

「湧活」、エンパワメントの定義は、「人々に夢や希望を与え、勇気づけ、人が本来持っている、すばらしい生きる力を湧き出させること」です。「湧活」という言葉は日本だけではなくて、中国や韓国のみなさんと一緒に作りました。漢字圏で通じることを担保しています。なかなか、エンパワメントと言っても一般の方にはわかりにくいものですから、今後ぜひ「湧活」という漢字を使っていたければ幸いです。

図にすると、エンパワメントというのはこういうガッツポーズです。

エンパワメント（湧活）

人びとに夢や希望を与え、
勇気づけ、人が本来持っている
すばらしい、生きる力を
湧き出させること

コホート研究のすばらしさは、行動要因に遺伝要因、環境要因、時間要因を加味して検討できる点です。時間要因が加わるとは、時間がかかるということなので、大変です。

私たちは大きく4つのコホートを手がけています。一番上の、26年続いている地域コホートは、80年間続ける予定でみんながんばっています。保育コホートは今年で19年たちましたけれども、毎年、自動的にデータを収集する仕組みを作っています。



まず、すくすくコホートですが、こちら、矢藤先生ともご一緒させていただきました。一番大きな成果はというと、褒められる子は思いやりも育つということを、科学的な根拠をもって証明したという点です。

なんだそんなこと、と思われるかもしれませんが、結構大変なんです。実験室を作り、オペレーターを雇い、500人の赤ちゃんを5年間、5回1時間ずつ来ていただいて評価します。

親子で積み木遊びをしているところを観察評価します。子どもと保護者の目が合ったとか、笑ったとかをチェックし、社会能力を「かかわり指標」を使って測定します。「かかわり指標」の妥当性はモーション・キャプチャーなどを使って評価し、使えることが証明されてから、やっと成果が出るのです。

当事者主体コホート研究

1.地域コホート 悉皆コホート

- ① 5,000名 26年 0~102歳
- ② 18,000名 5年 65~100歳

2.保育コホート パネルコホート

51,000名 19年 0~19歳

3.すくすくコホート 出生コホート

500名 10年 0~12歳

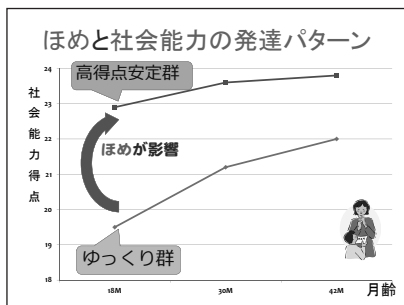
ほめられる子は 思いやりも育つ



…科学の目が初めて証明

読売新聞2009.2.28

4ヶ月時、9ヶ月時に保護者がほめることが大切だと思っていたり、18ヶ月時、30ヶ月時に、実際にほめる行動をとっていると、その時点の社会性だけではなく、その後の社会性にも影響していることが明らかになりました。同様に、育児環境、食習慣、生活リズム、睡眠など生活習慣、育児サポートが、子どもの将来の社会性に影響する、という成果が



子どもの社会能力発達に関連する要因
ほめる意識・行動

4ヶ月 9ヶ月 1歳6ヶ月 3歳6ヶ月 42ヶ月 7歳

社会能力
 $r = 0.31^{***}$

社会能力
 $r = 0.23^{**}$
母親
OR 0.14^{**}

社会能力
 $r = 0.39^{***}$ (8m)
 $r = 0.36^{***}$ (30m)
 $r = 0.17^{**}$ (30m)

社会能力
 $r = 0.36^{***}$

社会能力
 $r = 0.24^{**}$
 $r = 0.25^{**}$

父親も大満足 母親も大満足

ほめる行動 ほめる行動

ほめる行動 社会能力高得点推移
OR 0.26^{**}

ほめる行動 社会能力高得点推移
 $\beta = 0.25^{***}$

社会能力高得点推移
 $\beta = 0.20^{**}$

社会能力高得点推移
 $\beta = 0.20^{**}$

社会能力
 $r = 0.18^{**}$
父親
 $r = 0.19^{**}$

社会能力
 $r = 0.18^{**}$
母親
 $r = 0.19^{**}$

10-30の母群に比べ
-10-30の母群に比べ
-10-30の母群に比べ

r : 相関係数
 β : 偏相関係数
OR: オッズ比
** $p < 0.01$ * $p < 0.05$ *** $p < 0.001$

その中で、養育者支援の効果の実証をしました。まず保育園に入ったばかり

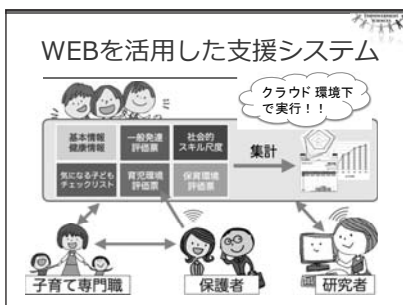
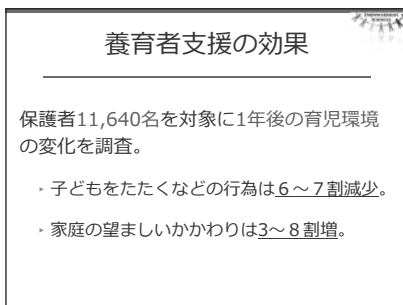
りの時の状態をビフォー、一年後をアフターとして、保育園利用が保護者をどう変えたか調べました。

特に配慮を要する関わりをしていた保護者の変化を調べました。子どもをたっていた保護者が1年後には6割から7割くらい減少していました。子どもに対して本を読む、一緒に食事をするなどのかかわりが極端に乏しく、ネグレクトに近い状態だった保護者が、1年後には3割から6割くらい改善しました。

私たちが何よりも大切にしているのは、研究のための研究ではなく、実践に生きる研究である点です。実践知と科学知の融合が非常に大切と考えています。そのための仕掛け作りのご紹介です。

ウェブを活用した支援システムを作りました。専門職にとっては日々の実践の中で、このシステムを使い、支援に役立てています。保護者はそれを参照しながら、保護者自身もアクセスする。パートナーシップとして専門職と保護者が子どもを見守りながら、その成長を楽しみにする、日々の営みがあります。私たち研究者は匿名化された情報をクラウド上で分析し、フィードバックする。専門職と保護者がフィードバック情報を活用するという循環を作っています。

これは私たちの研究会のホームページです。だれもがアクセスして、みんなの相談室とか、相談だけではなくて情報交換のページも作っています。ブログで情報交換する専門職がたくさんいます。

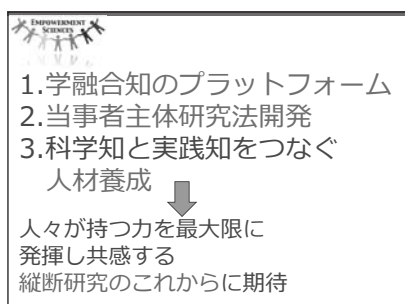
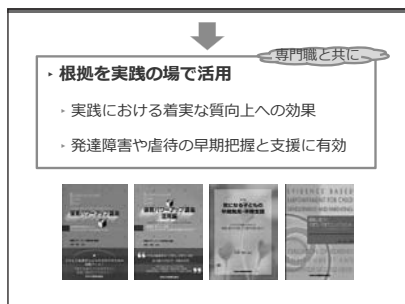


こちらは研究を主体とした情報発信のページで、エビデンスとして使える論文などはここからすべて引用できるよう設計しています。著書なども紹介しています。

子どもと養育者のしなやかさを育む支援にはどんなことが大切だと思いますか。

信頼感とか、自己効力感、自信、安定感、参画する、自己実現、未来への見通し、つながり、意味づけなどたくさんあります。しなやかさとは、物事に柔軟に対応して、前向きに生きていける能力と定義できます。マシュマロ実験やノーベル経済学賞を取ったヘックマン先生の研究も、幼児期の教育が非常に重要な根拠として、世界的にインパクトを与えています。ぜひこちらの立命館の研究センターから日本発の影響力のある成果を出していただけると嬉しいです。

まとめです。学融合のプラットフォームを作る、保護者や子ども、専門職を巻き込んで当事者主体の研究法を開発する、そして人材育成につながることを期待しています。ご静聴、ありがとうございました。(拍手)



矢藤 ありがとうございます。矢藤の報告を残してはおりますが、ここで一度、フロアの方からご質問等ございましたら伺いたいと思います。どうぞ。

質問者 1 貴重なお話、ありがとうございます。例えば、幼児期の時にずっとそういう、信頼、自己効力感を持つように、ずうっと刺激の与えを持っていて育った子と、途中で例えば、環境が変わって引っ越しをしたりとかして、それが止まった子との「差」というのがわかるような、そういう研究もされているんですか。

安梅 私たちはレジリエンスという概念を非常に大切にしています。継続して存在することが望ましいですが、たとえ途中でなくなっても、またそのサポートがあれば回復するという成果が出ています。したがって、必ずしも、ある事件でこれがあつたら絶対アウトとは決して言えないと考えています。レジリエンスを大切に、どんなことがあっても人間にはまた湧活する力があると信じています。それをサポートする専門職の役割の大切さ、それを根拠づける研究職の意義を訴えていきたいと思っています。

質問者 1 三つ子の魂百まで、という話が、だからそういうふう小さい時に受けた環境がいいというのではなくて、小学生であろうが、中学生であろうが、いつでも湧活になるような刺激というものがあれば、その後の将来が変わってくるんじゃないかなということなんですね。

安梅 はい、私はそう考えています。

質問者 1 ありがとうございます。

質問者 2 立命館大学生存学研究センターの客員研究員をしています。私はもと保育士で、なつかしく現場の様子とか、データとかを見ていました。今、

私は現場では障害者の相談員をしながら、家庭教育の普及活動みたいなことをほかの都市と一緒にやっているんですが、先ほど、ほめる話がありましたね。細かい話なんですけど、例えば褒め方とか、褒める内容について何かお調べになったことってあるのかなと。

例えばですね、能力を褒めるということと、過程を褒めるということと、能力ではなくて、例えば優しさとか、感情とか、そういう感受性みたいなものを褒めるというのとでは全然効果が変わってくるのかなと思っていて、特に発達障害の人とか、能力を褒めるということの弊害がすごくあるなと思っています。発達段階でいろいろ発達はしたんだけど、例えば人を見下してしまったりとか、そういうところもある、その辺を何かお調べになったことはあるのかなあとというふうに思って、お聞きできればと思います。よろしくお願いします。

安梅 大切なご質問、ありがとうございます。「褒めることが大切」というと、ただ表層的な褒めと勘違いをして、逆に子どもの動機づけを損なう懸念があります。褒めるというのは、その子の「存在を認める」「頑張りを認める」ということなんです。能力や外見を褒めることなく、その子の本質的な部分を褒めることだと、理解してもらうことが大切と考えています。

質問者2 ありがとうございます。最後に、お願いみたいなんですけれども、私最近思うのは、その前に親御さんが自分自身を認めたり、褒めたりするという機会がなくて、その余裕のなさから子どもたちも褒められないというような、そういう研究もされると、そこをお伝えできるなど、根拠としてぜひお願いしたいなというふうに思いました。

安梅 褒められる親は思いやりが育つ、ですね（笑）。

質問者3 立命館大学総合心理学部の若林と言います。安梅先生だけではなく、お2人への質問になるかもしれませんが、先ほどのご質問、最初の方に質問に近いかなと思うのですが、今回の研究というのは幼児期からある程度褒めるだったりとか、エンパワーメントするような教育がその子の発達、

成長に非常に貢献できるという話だったと思うんですけども、これがある程度の一定の年齢に達した段階から、大人というような人たちに対しても有効だと考えていらっしゃるのか、それとも、成長という意味ではある程度の年齢からの人たちにのみ成長の可能性があるというふうにお2人とも考えていらっしゃるのか、ちょっと気になりましたのでご質問させていただきたいと思います。

安梅 私たちのコホートには0歳から102歳まで参加しています。まだ26年間なので、赤ちゃんがお年寄りになってどうかは検討できていません。しかし、乳児期が学童になり、学童が青年期になり、青年が成人になって、年寄りが65歳から100歳くらいまで、という形で世代パネルコホートは検討できます。生活習慣などは相関が各々高いので、きっと0歳児からお年寄りまでの相関は高いと想定されます。人とかかわり、自己効力感、その後のウェルビーイング、QOLに結びつくというのはどの世代でも出てきます。立命館でも学際的に生涯発達を検討するということですので、ぜひその辺も踏まえていただくと面白いと思います。

菅原 ありがとうございます。実は私たち、縦断研究を継続する中で、親の発達についても長期にわたって追跡していることに気づきました。子どもを20年追いかけるということは親も20年追いかけていることになり、成人期の発達をみていたことになるわけですね。こうした観点から、パーソナリティの発達に関する親の複数時点でのデータ分析をしてみると、親もやっぱり加齢に伴う動きがあるんですね。今後、手元の親の縦断データに基づいて、成人期の発達可能性や子どもの頃の養育の長期的な影響性について親自身の成育歴データにも注目して検討していきたいと考えています。

質問者3 ありがとうございます。

質問者4 一般市民です。保育園のビデオ、子どもたちがグループを組んだのは、自主的にああいう構成でやっているのか、それとも園のほうからこういう

個性で、こういう人、まで指定してやったのか、その辺をちょっとおうかがいしたいと思います。

安梅 ご質問、ありがとうございます。4月の時点では先生方がチームを作りますが、3ヶ月経った時点で子どもたち同士自由に組み換えするそうです。

質問者4 追加の質問です。その中でリーダーシップを取る人というのは社会的背景が効いているのか、効いていないのか、その辺は研究されておられるのでしょうか。

安梅 5歳児になったら、全員がリーダーとなる状況を作っています。

質問者4 というか、またその家庭の環境というか、そういう社会体制の中から影響しているか、していないか…。親の発言だとか、その辺はどうなんでしょうか。

安梅 この園は私たちが16年間、保護者のデータなどをいただいて分析していますけれども、その差はみられていません。

矢藤 どうもありがとうございました。また、最後に質問を受けますので、何かありましたらその時に。ありがとうございました。(拍手)

矢藤 優子（立命館大学総合心理学部教授）

矢藤 もうお2人にお話をうかがって、十分勉強になって満足したんですけれども、もしよろしければ、最後に矢藤のほうから、これからこの立命館大学を拠点に開始する、縦断コホート研究に関する発表をさせていただきたいと思っています。午前の部のシンポジウムでもそうだったんですけれども、R-GIRO という、本学学長が率いる研究機構のもとで行っているプロジェクトとなっています。



この研究プロジェクトは「学融的な人間科学の構築と科学的根拠に基づく対人援助の再編成」というタイトルで、とりあえずは5年間、続けていきたいと思っています。全体のプロジェクトリーダーとして矢藤が立っておりまして、こちらの、「科学的根拠に基づく子育て支援」というパートのグループリーダーも兼任しております。



その次の世代の児童期としては、神経科学、生理学手法による教授一学習研究というテーマで児童期の研究をされているチームリーダーの先生がおられまして、また青年期にはキャリア選択という課題がありますので、「ライフに接近する質的研究法によるキャリア発達」の研究、また壮年期、老年期になりますとQOLに関する研究、「地域主体の健康作りと日本社会価値の国際比較研究」ということで、生涯にわたって各世代をそれぞれの専門家が研究する、という内容になっています。今の段階では方法論は世代によってそれぞれなんですけれども、そのそれぞれを入れ替え、乗り入れし合うことによって、これまでにない人間科学の方法論を構築しようという狙いを持っています。学問の融合に

についての理論（学融のモード論）、知識を社会に移転する理論（架橋のトランスレーション理論）を検討することによって、より適切な社会貢献を可能にすることができるのです。また、女性が多数参画していることが特長で、まずチームリーダー3名が女性、学内の女性教員・研究者にも多く参加していただいて、研究プロジェクトを女性研究者の目から再編成するというのも目標にしています。特に立命館大学学部生の約半数は女性なので、もう1つのねらいとして、特に女子学生から見て、子どもを育てたりしながら仕事を頑張っている女性研究者ってすてきだな、と思われるように、女性が生き生きと働いている姿を身近に見てもらいたい、そんなことも考えています。

本プロジェクトの最終目標としては、エビデンスに基づく対人援助、子育てや発達支援など、生涯にわたる支援の方策を構築するというものです。方法論はさまざまなんですけれども、まずこちらのスライド、例えば行動計測機器を用いて子どもの社会性や自己制御機能を計測する、というものであったり、生理指標を用いた学習効果の検証と効果的学習法の開発と提案、また、定量的な分析ばかりではなくて、質的研究として語り指標などを用いた「TEM」と言われている、「複線径路・等至性モデル」によるキャリア選択支援の提案ですとか、高齢期の項目自己決定型 QOL タブレットの展開、など、文理融合による方法論の開発を行い、立命館大学にしか存在しない方法論による人間科学を構築します。

例えば、発達の各時期にはそれぞれ様々な問題があり、たとえば児童期のいじめとか学習のつまずきとか、そういう問題を児童期の中だけで考えも解決するかどうかはわからない。もっと初期からの対策を考えていくことによって、もっとスムーズに解決するかもしれない。そのように、各時期の人々をもっとシームレスに、連続的に見ることによって、ある時期の障害や躓きの早期発見だけを目的にした研究ではなく、次のステージにつながる対人援助を実践する

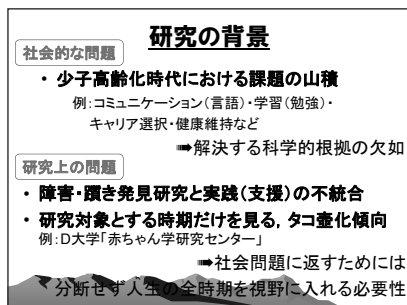


ことを目指しています。青年期だとひきこもり、ニート、ドラッグの問題などがありますが、もっと早い時期からの介入で予防できるかもしれない。最近の学問の傾向としては、「赤ちゃん学」、「子ども学」という分野があるように、この上の図のように時期を区切った分断傾向になっている。「子ども学」の中で子どもの脳科学、子どもの身体、子どもの心、と掘り下げて深くはなっているんですけども、狭く分断化されている、という傾向があるように思います。そこをもっとシームレスにつないでいくことによって、対人援助のシームレス化も目指していきたいと考えています。子育て支援は就学前で終わり、児童期は別の組織による別の支援、というように支援が分断されてもよくないのです。

それが研究の背景にもつながるんですけども、少子高齢化時代における社会的な問題として、課題は山積しています。たとえば乳幼児期には言葉とコミュニケーションとか、養育者の育児ストレス、子育てのしかたがわからないなど子育ての困難さがあったり、また児童期になると

学習面のつまずきというものがあったり、社会面ではいじめというような問題も考えられると思います。また青年期になるとキャリア選択、高齢者には健康の維持、QOLを高める、というようにさまざまな課題が各世代であると思います。それぞれの世代にはいろんな課題があって、それぞれを解決し、乗り越えながら生きていて、それぞれには各々の支援策がある。でも、ある段階でのつまずきが、次のプロセスのつまずきを招いているというようなこともあり得るので、そういうこともふまえて支援をシームレスにつないでいく必要があります。

研究上の問題としても、同じようなことになるんですけども、ある段階のプロセスがのちのプロセスに影響を与えることもある、ということをふまえて、「赤ちゃん学」のような研究の蛸壺化をもうちょっと解決していったら、それがあってこそ社会問題に寄与できるのではないかと考えています。



もうちょっと具体的な取り組みについて、グループごとに紹介していきたいと思います。まず胎児期から乳児期、幼児期までの計画です。これは矢藤が担当させていただいている部分です。乳幼児の親子関係を含めた社会性に焦点を当てていきたいと思っています。

具体的な研究の取り組み(その1)

乳幼児の社会性の研究—科学的根拠に基づく子育て支援のための学融的研究

- ①「いばらきコホート」に向けて／茨木市内某総合病院との連携
 - ・ 出生前からの子育て・育ち環境調査
 - ・ 胎児期からの行動観察
 - ・ OIC実験室での行動計測機器を用いた親子の社会的関係性評価
- ②Webによる全国規模の質問紙調査
- ③国内外のコホート研究チームとの連携
筑波大学、Fudan大学(上海)など



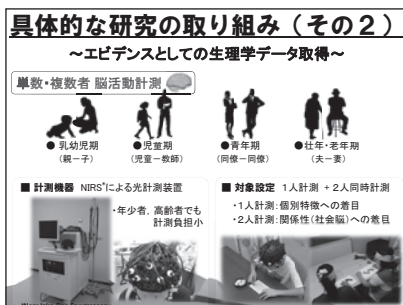
茨木市内にあります某総合病院の先生にご協力いただけることになっておりまして、そちらに妊婦検診に来られたお母さんにご協力を依頼して、妊娠の12週目くらいのところでリクルートを始めて、妊娠中のお母さんのストレスを測ったり、またお子さんの様子は、病院がお母さんに記念としてDVDでお渡ししている4Dエコーで鮮明な画像が動画で見れるようになっているので、それを使って赤ちゃんの活動性や行動パターンのようなものを測っていききたいと思っています。それが、生まれてからの活動性や行動パターンに関連があればとてもおもしろいですし、またお母さんの生活とお腹の赤ちゃんの活動に関連が見られる、というようなことがあっても興味深いと思っています。ということで出生前から調査を始めたい、ということと、実験室では行動計測機器を使った社会的関係性の評価をしていきたいと考えています。ちょうど、先ほどの安梅先生のご発表の中で、頭にモーション・キャプチャのマーカーをつけたお子さんたちが仲間同士で集まって遊んでいる写真があったと思うんですけれども、まさにあんなのも面白そうだなと思っています。

というのも、2010年の川口先生のご研究なんですけれども、2人でジェンガを使ったゲームをしている時に、相手がプレーしている時、相手の番の時にも自分の頭が動いて身体が同期しているということがモーション・キャプチャからわかり、それが社会性の1つの指標として評価できます。高機能自閉症のお子さん場合は、その同期が少ないということがわかりました。他者との関係の中での「動き」というものを見ることによって、それはただのモーションではなく、インタラクションとして考えられるのです。そんなことを、デジタルペンも含めた行動計測機器を使って見ていけたら面白いなと思っています。あ

と、これも先ほどの安梅先生のご発表にありましたが、これはぜひ参考にした
 いと思って今いろいろお話を伺っているところでもあるんですけども、Web
 で全国規模の調査も同時展開していきたい。また筑波大学だけでなく、安梅先
 生のお弟子さんが今 Fudan 大学におられて、コホート研究を始めていると伺っ
 ていますので、その情報なども集めながら進めていきたいと考えています。
 あと国際的な展開としては、現在、ジョージ・ワシントン大学でも親子関係性
 評価指標である「かかわり指標」のデータを集めているところです。現地まで
 データを見に行かなくても、ジョージ・ワシントン大学のサーバー上でデータ
 画像をストリーミングで見ることができるので、それを文化比較的な視点で分
 析していきたいと思っています。また生理指標も取りたいと思っていて、養育
 者の唾液中のコルチゾールやオキシトシンを計測したり、マルチな方法でやっ
 ていきたいと思います。

おもに児童期、また児童期以外に
 も展開していきたい方法論の1つと
 して、エビデンスとしての生理学デー
 タを取得する、NIRS を使った脳活動
 計測を行います。まず各時期におけ
 る1人の脳活動計測を実施すること
 により、個別特徴を明らかにするこ
 とを計画しています。例えば、乳幼

児の一人遊び過程、児童期における学習過程などです。その後、それらを基礎
 データとして、各時期における2人同時計測（例えば、親子、子どもと教師、
 同僚同士、夫婦）を行うことを計画しています。各時期に代表される社会的関
 係性における脳活動、すなわち社会脳に着目し、その特徴を分析することで、
 客観的なエビデンスとすることを目指します。“子ども－教師”を例に挙げると、
 子どものどのような学習行動が教師の脳活動を活発化させ、教師のどのような
 指導が子どもの脳活動を変化させるのか、教師の指導方針の違いが、子どもと
 教師自身の脳活動にどのような相互変化の違いをもたらすのか、など、二者の



互いの影響を分析していきます。この研究のため、NIRS を 2 台準備することが決まっています。

また、本プロジェクトは質的な研究方法も重視しています。定量データというものが尊重されるのは最もだと思うんですけども、その中にあるプロセスに関してもうちょっと定性的なデータも同時に取るべきであると思います。先ほど「褒める」ことが子どもの社会性を育む、とい

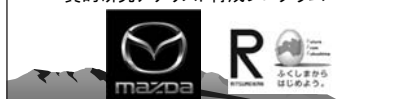
うお話がありましたけれども、「褒める」という中でも、どんな時にどんなふうに褒めるのかという過程や質的側面も重要であると思います。それこそ、私たちの研究が疫学調査とは違う、心理学ならではの縦断コホート研究としての存在価値だと思うので、定性的なデータ、ナラティブの尊重という観点で、個々の人の人生や QOL に寄り添う方法論を目指しています。

先ほどの QOL の測定のところではタブレットの写真が出ていましたけれども、QOL であっても、私たちが「これが QOL でしょ」と項目を決めて、その項目に「はい」、「いいえ」で答えるという、そういう QOL ではなくて、何が今自分の中では大事なのか、ということは人によって違うので、自分から項目を設定できる QOL を測定し、変化を見る、というようなことを進めていきます。「これがあなたの幸せです」って項目をこちらで決めるのは、何か変ですよ。だから、こんなふうに個々人の人生に寄り添った調査も同時に展開していきたいと考えています。

そして、そんな質的な側面が大事だというのは企業さんも気付いておられるようで、例えばマツダ株式会社さんは立命館大学と共同創造契約の締結を行っておりまして、車を作っている会社がどういうふうに質的研究と関連するのかって思われるかもしれないんですけども、人生の径路を丁寧にモデル化するための TEA（複線径路等至性アプローチ）を用いて、心理学の方法論による人生の価値観にもとづく商品作りの新手法を開発し、地域作りなどにも展開

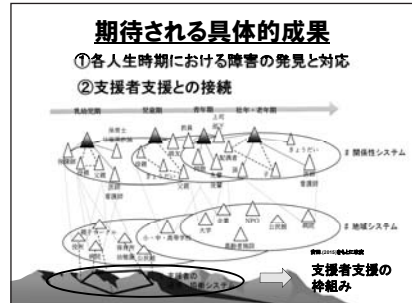
具体的な研究の取り組み(その3)

- エビデンス時代が故のナラティブの尊重
- 個々人の人生やQOLに寄り添う方法論
- (福島の)住民主体の地域健康づくりの実践研究
- 立命館×マツダ（共同創造契約締結済み）
→質的研究アナリスト育成プログラム



したいということでこのような連携がとられています。そういう質的な側面、ナラティブな側面というものがものづくりの会社でも注目されている、ただ良いものを作っているだけではだめだ、それを買う側の「人」を見なくては、ということに気付いていただいているのではないかと思います。

期待される具体的な成果としまして、だんだん話が大きくなってくるような気もするんですけども、まだデータも何もとっていない段階です所以说いたい放題言わせてくださいということで、ご了承ください。各人生時期における、障害の発見と対応、障害というのは、障害という



文字通りの意味ばかりではなく、つまりきとか、幅広いものも含めています。障害というものはあまり、健常と障害というふうに分けられるものではないと考えていて、例えば育児ストレスと虐待というものの連続性であったり、産前産後の鬱であったり、発達障害に関しても、スペクトラムとして捉える考え方もあります。そのように、人の生きるプロセスでは健常と障害というのは同じ人間であっても状況によって背景に沈んだり前景化したりし、そうしたある種の見えにくさを可視化しようとする視点・姿勢が重要となります。また、障害者は健常者と対置されがちであり、保護され時には虐げられる存在にもなりかねませんが、そうではなく、主体的な存在として社会包括的な考え方を推進し、それぞれの研究を融合していきます。障害のある人／ない人という分け方ではなく、まず人があり、そこに障害やつまずきがつくことがある、いろんな人が支援の対象になりうる、というような考え方です。たとえば自閉症の子どもはautistic childrenではなく、children with autismとして、まずは「子ども」として考えるのです。

また、発達の継ぎ目を乗り越えシームレスな支援を行い、他の時期の支援者同士が連携・協働できる概念的基盤を構築することを目指します。それは、支援者支援の枠組みをつくるものとなります。支援者といっても専門職の人にか

ぎるものではなく、育児をしている親世代、祖父母世代も含まれます。こうした営みにより、シニア世代が生き生きと豊かにくらす実践的基盤が形成され、また、異なる世代をまたぎ・つなぐ生の継承（生成継承性）も実現します。今までだと、赤ちゃんについてはこの機関、幼児に関してはこの施設に相談に行くんだというような、それぞれの時期で分断した支援者というのがあったと思うんですけども、もっとワンストップな仕組みを作って、シームレスに、連続的に支援を続けていけるようにすべきではないかと思っています。

最終的な目標としては、そのような異分野が融合した研究拠点として、生涯発達・混合研究法センターの設立を目指しています。まずは新しい人間科学の手法を開発、確立し、私たちのところでも実践する。ここに来れば人間科学の方法論は何でも学べるというような、必須通過点となる拠点を作りたい。

そして、世界で有数の、日本では唯一の研究拠点を作っていききたい、人間科学の優れた研究者が多数出入りしていただけるような環境にしていきたい、というようなことを考えています。しかも女性研究者が生き生きと働いている、そんなセンターがこれから立命館を拠点に展開していけたら、と思います。今年度、本学が採択された文部科学省私立大学研究ブランディング事業の中に本プロジェクトの一部が参画させていただいております。NIRSが2台準備できるというのはこれもあってのことなんです。非常に光栄な機会をたくさんいただき、また快く研究に協力していただける施設にも多数恵まれ、しかも、今ここにも、ポスター会場にも、地域の方が多く参加してくださっているとお見受けしております。こんなふうに、地域とつながりながらみんなでエンパワメントしていきたいと考えております。以上で研究計画発表を終わります。ありがとうございます。（拍手）



矢藤 全体を通してでも結構ですので、何かご質問など、ございましたら…。

質問者 5 立命館大学産業社会学部の竹内と申します。3人の先生方のご発表、非常に興味深く、すごくいろんな形で刺激を受けたというふうに感じています。発達研究ではある意味王道だと思います。実際に発達に関する説明をするような時にも、根拠を語れるというのは、縦断研究の強みと言いますか、非常にそれを感じました。それから因果的な関係に関しても、一定の説得力を持って語るという時に、やはり縦断研究というのは非常に大事だなと改めて感じた次第です。

感想はそこまでとして、いろいろ細かいことで聞きたいことはあるんですが、これも、これは先生方が書かれているものとかを勉強させていただければと思います。若干議論になればいいと思うことが2点ほどあるんですが、1つは、こういう縦断研究を行う時に何年か続けていくとなると、変数選択をする時の苦労があるのではないかという点です。実際に途中で変えたい時がきつにあると思うんですね。菅原先生は、パネルとしてやっているんだから変えないと言われていました。しかし発達研究はどんどん進むので、実は新しい変数でこういうのって大事だとわかってくることもあります。その辺の変数選択に関わる苦労ですね、それを、それぞれの先生方にお話を聞かせていただければと思います。

それと、変数選択にかかわっては倫理的な問題もひょっとしたらあるかなと感じました。というのは、こういうことをやれば当然発達にはプラスではないかと予想されたり、それと逆に、こういうことが起こるとまずいよねというようなことが、ある程度予想される場合に、そこをどうするのか。たぶん、これは実はあとでちょっとお聞きしたい、社会的にどうしていったらいいかということと関わるかもしれませんが、直接フィードバックしていくかということで、例えばそれを返していくこと自体に意味があるんだという見方もあるわけなんですけれども、倫理的な配慮というか、研究に関して、最近よく言われるので、その辺を、もしお考えとかがあればお聞かせいただければと思います。

2つ目は社会的意義ということで、特に安梅先生のお話を聞いていて「なるほどな」と思いながら、本当にある意味でダイレクトに、いろんな形で保育にもつなげていくと言いますか、そういうことに対して返していくという点がものすごく大事だなと思います。そのあたりのこと、またどう返していくのかというようなことで、また教えていただければと思います。

さらに社会的意義で言うと大きな観点から言えば、それこそ、例えば幼児期の子どもたちにとっては単に早くお勉強を始めれば良いということより、子ども同士でぶつかりあったりしながら、遊ぶ経験をするもののほうが大事だということはかなりわかってきているわけですが、そうすると例えば格差社会との関係で言えば、「そういう経験もお金で買えるよね」という話に結びついてしまうと、ちょっとまずいかなと感じます。これは今ここで何かお答えいただくという話ではないのかもしれないんですけれども、もしそういうことに関しても何かお考えがあればというふうに思いましたので、やや散漫になるかもしれませんが、少し議論になればということで質問させていただきました。以上です。

菅原 ご質問、ありがとうございました。おっしゃるとおり、やはり変数選択というのは非常に悩むところでございます。どうしても、せっかくの縦断研究なので総花的になりがちで、あれもこれも取っておきたいとなるんですが、本当はそっちのほうがもったいないと今は感じています。なぜならば、縦断研究というのはコストがかかりますので、やはりさまざまな理論を検証するための最終的な研究にするべきで、探索型の研究は効率がよくないのではないかと思います。実際に研究デザインを作る時にはどの尺度を使うかで研究者同士かなり喧嘩になりますが、仮説を検証するための設計を長期にわたってしっかり立てておくことが重要だと考えています。

おっしゃるように、研究の途中で新しい魅力的な尺度が出てきますの



で迷いますが、基本は前のものに差し替えないことが原則だと思います。新しいものを使いたいときは追加するという形で、多くなると大変なんですけれども、新しい尺度を使っていきます。

あとは全くテクニカルな問題ですけれども、項目数を少なくして尺度をできるだけ小さくするということで対応します。メインの変数についてはゴージャスにたくさんの項目で測定しますが、脇役的なものに関してはできるだけコンパクトな短縮版があればそれを使います。研究倫理の問題ですけれども、おっしゃるようにやはり個人名なしの ID 番号だけのファイルで解析していきますので、被験者さんが結果を知りたいと仰っても、私たちには個人を特定することができません、ということで結果を特定のフィードバックすることはありません。ただし、対象者の方から個人的にご相談があった時には実際に医療機関をご紹介したりということはあります。ただそれと研究とはやはり切り離すことを原則としています。

安梅 どういうやり方でコホート研究をするかにより大きく違います。私たちの4つのコホート研究のうち、「すくすくコホート」は研究者の視点で始めたものです。何億ものお金をかけ、研究者が80人で膨大な調査項目を作りました。謝金やお土産を用意し、協力をよろしくお願いします、というスタイルになります。

それ以外の3つのコホートはそうではありません。実践から「やりたい」という意識があり、その実践知をくみ取る形ですすめているのが、16年続いている保育コホートです。他の2つは自治体のニーズをくみ取って、自治体の専門職と一緒にやっています。だから26年続き、実際に実践の方たちが動いてくださいますので、お金もそれほどかかりません。変数選択は、こちらとしては心苦しいけれども、できるだけ絞ります。逆に専門職の皆さんがどうしても入れてほしいというのは、途中で変わったとしても入れたりします。

ただ原則として、変数が変わりすぎると、コホートで追っても意味がある結果が出にくくなります。半分くらいは、動かさないようにしています。倫理に関しても、専門職と一緒にやる研究は、私たちは ID 番号しか知りませんが、専門職たちは ID と名前をマッチングできます。専門職に ID を介してすべて、

気になるケースは対応してもらっています。それがやはり研究者倫理だと考えていますので、気になる情報は必ずお返しします。

社会的な意義、これはとても難しい問題です。一筋縄ではいきません。私たちは a world of possibilities、子どもたちが可能性のある社会だと思える環境を準備することが研究者としての最低限の義務だと思っています。必ずこうしなさいではなくて、可能性があるという環境を作るために私たちの研究成果を生かしたいと思っています。

矢藤 変数選択に関してなんですけれども、今まさに私たち、調査すべき変数を絞っているところで、やるからにはあれも取りたい、これも取りたいと思ってしまうんですけれども、質問紙調査に関しては絞り込んでやっていかないと、と思います。あとは、これから5年間以上、継続して調査していくつもりなので、5年間続けて取れる、ということを条件にしています。幼児期だけにしか訊けない質問紙を使って、児童期はまた別のものをつなぐようなことになると連続性がなくなるので。その点を考えると、質問紙よりも行動指標と生理指標は連続性があってやっぱり強いんだろうなとは思っています。

倫理に関してなんですけれども、私の経験の中で、つい今年の話なんです、ジョージ・ワシントン大学で質問紙調査を親にしようとした時に、先ほどの安梅先生の調査でもあった、子どもを叩くことがあるかどうか、という質問の英訳が hit という単語だったんですけれども、それが倫理審査で引っかかりました。もしも hit という言葉で質問し、そこにチェックを入れた親がいたとしたら、それは虐待だから通報する義務が生じると。そんなややこしいことをしていいのかって聞かれたんです。そこで spank という単語に変えたところ、通ったんです。それは、研究を進める上での書類上の操作ではあったんですけれども、やっぱりそういう、虐待を疑われるというケースがあれば通報すべきだと思います。研究としては、もちろん虐待する親がどうなっていくのかも気になりますけれども、やっぱりそこは、子どものことを一番に考えるべきだと思っています。

また格差の問題に関して、結局お金があるかないかの問題になっていくんじゃないか、というご指摘もあったと思います。そうかもしれないのですが、

例えばそういう結果が出た場合に、じゃあ初期のうちに無償で何らかの子育て支援を提供することによって貧困家庭の親子関係や発達のつまずきを改善しよう、というような政策提案につなげられるかもしれない、そういう前向きな考え方もできると私は思っています。以上でございます。

さて、いいお時間になってしまっているんですけども、もうあと1つ、というようなことがあれば、どうぞ。

質問者 6 菅原さんに質問です。子どもの抑うつと世帯年取ですが、これはまだ横断しか解析していないということで解釈してよろしいのでしょうか。

菅原 今日示しましたのは思春期と青年期の横断的な分析の結果です。別のサンプルを使ってもっと年の小さい小学生で縦断的な解析をおこなっていますが、海外の結果と同様に、家庭が低収入であることが親のストレスにつながって、養育を劣化させ、そのことが子どもの学校不適応や抑うつにつながることを見出しており、学会でも発表しています。思春期・青年期の縦断的な解析の結果は今後またご報告させていただきます。

質問者 6 これからということですね、わかりました。それとですね、矢藤さんの計画についてなんですが、せっかく病院と連携してるんですから、出生時前診断というのは遺伝子云々でやる方が多いかなと思うんですけども、その辺は計画があるのでしょうか。

矢藤 最初の12週から14週にリクルートを始める、というのは出生前診断をする時期を考慮しています。

質問者 6 DNA解析も検討しているのでしょうか。

矢藤 そこまでのデータが共有できるかどうかはまだ詰めていないんですけども…、ずっと継続してデータをとっていくので、何らかの段階で障害を診断された場合に遡って調べることはできます。

質問者6 ありがとうございます。

質問者7 私は疫学とか公衆衛生をやっている人間なので、少し菅原先生に質問します。サンプルの抽出というところでは、先生方の、矢藤先生のご研究もそうですが、これからデザインを考えて対象者を決める時に、施設の中におられる人たちって除外されていくように思います。また途中でやめたりとかしてドロップアウトしていくと、集団というものが本来の社会の母集団と違う形のものになっていく、それをコホートしていった場合、それが例えば社会に還元する時に偏りがあるデータになる可能性が出てきますから、そういうところをどのように補っていくのか、そのあたりというのはすごく難しいと思うんです。そういうところをどのように補っていったり、何か手続きをお考えでしょうか。

矢藤 私もお2人の先生におうかがいしたいと思っているところです。よろしくお願いします。

菅原 おっしゃるとおりで、初回登録時から毎回、だんだンドロップアウトしてサンプルが消耗していきますので、毎回、解析する際には消耗分析（attrition analysis）をおこなってサンプルの歪みがどうなっているか確認します。つまり、最初の登録時の学歴や収入などの社会経済的変数や主要な従属変数、例えば私たちの研究でいえば抑うつ傾向などがそうなのですが、抑うつ尺度の得点について、残っているサンプル集団とドロップアウトした集団とで違いがあるか検証して、もし有意な差がみられるようなら統制変数として投入した分析をおこなったり、その差を考慮した考察をおこなっていくなどの工夫をします。



安梅 どういう方がドロップアウトしたのか緻密に追い、だからどのような歪みの可能性があるのか考察します。

質問者7 障害があった時にドロップアウトする場合もあると思います。そのようなドロップアウトした人たちを私たちは追えないのではないのでしょうか。

菅原 いえいえ、障害がある方でも調査の参加を継続してくださる場合には、その点を考慮した解析を実施しつつも、調査へのご参加を中止していただくことはありません。

質問者7 継続したらつながりますけれども、例えば、やめたいとおっしゃった時に、その「やめたい」としてドロップアウトした人のデータを使うとなると、それは倫理的に使ってはいけないことになりませんか。

菅原 調査実施時には、毎回同意書をいただいていますので、ドロップアウトされた方々についても初回のデータについて同意形成されていますので、それを消耗分析に使わせていただいても問題ないと考えております。

質問者7 わかりました。

矢藤 ありがとうございます。「やめたい」としてドロップアウトする際に、それまでの同意を取り消すこともできるとご説明しているのですが、取消の意思表示がない場合は、菅原先生のおっしゃったとおりですね。

ご質問は尽きないと思うんですけども、そろそろお時間も過ぎてしまっているんで、とりあえず、ここで終了とさせていただきたいと思います。どうも皆様、先生方、ありがとうございました。(拍手)

矢藤 優子（立命館大学総合心理学部教授）

矢藤 閉会の辞を、矢藤のほうから簡単に述べさせていただきたいと思います。今回、人間科学研究所の年次総会は R-GIRO に採択されました2つの研究プロジェクトとの共催で開催させていただきました。今回、R-GIRO の第3期研究プロジェクトは全部で5つあるんですが、その中の2つが、総合心理学部の教員をプロジェクトリーダーとして構成されているというところは非常におもしろいところだと思います。人間の心、人間というものが見直されてきているのかなという、そういう時代になってきているのかなと思っています。

本日の報告にもありましたが、ものづくりだとか、経済の動きとか、また司法に関しても、人の心が関与しないところはないと思うんです。この世の中がどうなっていくかというのは人の心というものが非常に重要であるということころ、そこがちょっと見直されてきているのかなとも思っています。

人間科学研究所年次総会については、ポスター発表も含めて本日の全ての内容を、学術刊行物『インクルーシブ社会研究』として刊行する予定でおります。この冊子のバックナンバーは受付でご覧いただけます。

今回は、大阪いばらきキャンパス（OIC）という場所柄もあったかと思うんですが、地域の方の参加者、専門職の方の参加者もおられたようにお見受けしています。本当にそれは私たち人間科学研究所にとっても、R-GIRO にとっても、非常に喜ばしいことです。本当にこれから地域の方々とのつながりというものが深まっていったらなと思っております。

また今後もご指導いただければ幸いです。それではこれでお開きということにしたいと思います。ありがとうございます。（拍手）

附録

ポスターセッション

演題・抄録一覧

公開シンポジウム
「対人援助の新展開：理論・方法・制度の視点から」
 (2016年度立命館大学人間科学研究所年次総会)

ポスターセッション 演題一覧

2016/12/3 (土) 12:15-13:45
 立命館大学大阪いばらきキャンパス

No.	著者	演題	発表区分
1	高橋伸子 (立命館大学人間科学研究所) 石川真理子 (〃) 坂口佳江 (〃)	認知症高齢者の自尊感情を維持する要因	学会発表済
2	土田宣明 (立命館大学総合心理学部) 河上美樹 (立命館大学応用人間科学研究科)	運動を抑える手続きの効果—年代差の比較—	学会発表済
3	早川岳人 (立命館大学衣笠総合研究機構) 各務竹康 (福島県立医科大学衛生学予防医学講座) 蛭田悠平 (協会けんぽ福島支部) 熊谷智広 (福島県立医科大学衛生学予防医学講座) 辻雅善 (福岡大学医学部衛生公衆衛生学講座) 日高友郎 (福島県立医科大学衛生学予防医学講座) 畑淳子 (協会けんぽ福島支部) 福島哲仁 (福島県立医科大学衛生学予防医学講座)	震災前後の医療費の変化 (協会けんぽ福島支部データから)	学会発表済
4	金森京子 (立命館大学社会学研究科/京都光華女子大学健康科学部) 高橋里玄 (滋賀県助産師会) 出原弥和 (愛知医科大学看護学部) 岩谷久美子 (金沢医科大学看護学部)	開業助産師が語る周産期における連携因子	原著
5	由井秀樹 (立命館大学衣笠総合研究機構)	戦後日本の男性と生殖能力に関する 歴史的な研究	原著
6	金成恩 (立命館大学立命館グロバル・イノベーション研究機構)	ひとり親家庭のための養育費履行確保 ～比較法考察～	原著
7	藤本学 (立命館大学教育開発推進機構)	ホームレスのソーシャルスキルにおける フォーラムシアターのリメディアル効果	学会発表済
8	竹内謙彰 (立命館大学産業社会学部) 荒木穂積 (立命館大学応用人間科学研究科) 平松祐佳 (〃) 生田祥子 (〃) 岡田紗弥香 (〃) 武庫樹 (〃) 合川茉莉花 (〃) 石田育子 (〃) 小山田真理子 (〃) 石原顕子 (〃) 松元佑 (立命館大学社会学研究科) 富井奈菜実 (〃)	自閉症スペクトラム児の多様性と主体性を 尊重した療育プログラム開発	活動報告
9	中西真 (立命館大学人間科学研究所)	「非行・問題行動」の背景に対する 「スクールソーシャルワーク実践」の考察	原著
10	山田裕一 (立命館大学生存学研究センター/発達協働センターよりみち)	支援という文脈が取り残してきたもの —発達障害当事者会Little bitの熊本地震の前後の取り組みを中心とした検討—	原著
11	山崎優子 (立命館大学立命館グロバル・イノベーション研究機構) 山田直子 (関西学院大学法学部) 指宿信 (成城大学法学部)	取調手法とカメラアングルの組み合わせが 事実認定に与える影響	学会発表済
12	山田早紀 (立命館大学立命館グロバル・イノベーション研究機構)	刑事司法における支援者支援を考える： 再審請求を検討する事案を題材に	原著
13	村本邦子 (立命館大学大学院応用人間科学研究科) 中村正 (〃)	「物語」を手掛かりにした東日本大震災後 コミュニティ支援の実践—臨地の対人援助学 がみいだす地域のレジリエンス—	学会発表済

認知症高齢者の自尊感情を維持する要因

Factors Related to Self-esteem Maintenance of an Older Adult with Dementia

高橋伸子¹⁾・石川真理子¹⁾・坂口佳江¹⁾

(立命館大学人間科学研究所¹⁾)

TAKAHASHI, Nobuko¹⁾ / ISHIKAWA, Mariko¹⁾ / SAKAGUCHI, Yoshie¹⁾

(Institute of Human Sciences, Ritsumeikan University¹⁾)

キーワード: 自尊感情, 認知症, 高齢者

本調査は、認知症と診断された男性1名を対象に実施した事例報告である。対象となったのは、立命館大学で実施された「音読・計算活動」に参加した高齢者である。認知機能が低下する中において、自尊感情の維持が推察されたので、その要因は何かを検討した。対象者は、64歳の男性、201X年6月近隣病院からの紹介を受け、立命館大学衣笠キャンパス内で実施している「音読・計算活動」へ参加した。3年2か月の期間、計103回、立命館大学の「音読・計算活動」に参加したことになる。その過程の中で、収集された認知機能検査の結果と業務日誌に記載された行動記録等を基に分析を行った。分析の結果、認知機能が低下する中で、実行可能な課題設定の重要性が指摘された。さらに、課題を媒介としたコミュニケーション環境を継続的に整えることで、認知症高齢者の社会的関わりを確保し、自尊感情の維持につながるのではないかと推察された。なお、本研究は「立命館大学における人を対象とする研究倫理指針」に従い適正に実施された。

※本報告は、2016年9月の日本老年行動科学会第19回大会での報告に微細な修正を加えたものである。

運動を抑える手続きの効果 一年代差の比較一

Effects of Aging on Procedures of Motor Inhibition

土田宣明¹⁾・河上実樹²⁾

(立命館大学総合心理学部¹⁾・立命館大学大学院応用人間科学研究科²⁾)

TSUCHIDA, Noriaki¹⁾ / KAWAKAMI, Miki²⁾

(College of Comprehensive Psychology, Ritsumeikan University¹⁾ /

Graduate School of Science for Human Services, Ritsumeikan University²⁾)

キーワード: 運動抑制, 加齢効果, 抑制機能, 高齢者

本研究の目的は、指示されない運動反応を抑えるための手続きの効果を確認し、そこに年代差がみられるかどうかを検討することにあった。実験1と実験2において、それぞれ若年成人40名、高齢者38名を対象とした。実験方法としては、刺激-反応適合性課題(stimulus-response compatibility task)を用いた。実験の結果、(1)視覚刺激に誘導される運動は、反対側(誘導されない側)への試行を繰り返すことで、徐々に抑制できるようになった。この効果には年代差がみられなかった。(2)場所弁別課題に加え、色弁別課題を負荷することで、視覚刺激に誘導される、衝動的な運動を抑えることができた。ただし、この効果は若年成人に限定されたものとなった。この結果から、運動を抑える手続きの効果には、加齢の影響を受けやすいものと、そうでないものが存在することが推察された。この年代差の要因として、視覚経路(visual pathway)と前頭前野との関わりが検討された。なお、本研究は「立命館大学における人を対象とする研究倫理指針」に従い適正に実施された。

※本報告は、2016年5月の日本発達心理学会第27回大会での報告に微細な修正を加えたものである。

震災前後の医療費の変化（協会けんぽ福島支部データから）

Change in Medical Expenditure after Fukushima Daiichi Nuclear Power Plant Accident in Fukushima Prefecture

早川岳人¹⁾・各務竹康²⁾・蛭田悠平³⁾・熊谷智広²⁾・
辻雅善⁴⁾・日高友郎²⁾・畑淳子³⁾・福島哲仁²⁾
(立命館大学衣笠総合研究機構¹⁾・福島県立医科大学衛生学予防医学講座²⁾・
協会けんぽ福島支部³⁾・福岡大学医学部衛生公衆衛生学講座⁴⁾)
HAYAKAWA, Takehito¹⁾ / KAKAMU, Takeyasu²⁾ / HIRUTA, Yuhei³⁾ /
KUMAGAYA, Tomohiro²⁾ / TSUJI, Masayoshi⁴⁾ / HIDAKA, Tomoo²⁾ /
HATA, Jyunko³⁾ / FUKUSHIMA, Tetsuhito²⁾
(Social Studies of Health and Community, Ritsumeikan University¹⁾ / Department of
Hygiene & Preventive Medicine, Fukushima Medical University²⁾ / Fukushima Branch
Office, Japan Health Insurance Association³⁾ / Department of Preventive Medicine &
Public Health, Faculty Medicine, Fukuoka University⁴⁾)

キーワード：東日本大震災，医療費，健康被害

【目的】平成 23 年 3 月の東日本大震災において，福島県を始めとした東北地方の住民の生活環境は変化した。大震災による住民への健康被害について，震災前後で医療費を比較して大震災の影響を検討した。

【方法】協会けんぽ加入者を対象に，平成 22 年度と平成 24 年度のそれぞれ一年間の 1 人あたりの医療費を県下 7 医療圏ごとに計算した。平成 24 年度の福島支部全体を標準人口として年齢調整を行った。福島支部全体の医療費を 1 とした場合の各地域の 1 人あたりの医療費を指数で表した。データは協会けんぽ内で匿名化，分析を行った。協会けんぽと福島医大とデータ分析に関する覚書を交わし，研究に関して福島医大の倫理委員会に承認を得ている。

【結果】男女別にみても，全医療費，入院費，入院外のどの医療費においても，震災後で相双地域，いわき地域で高くなっていた。

【考察】震災直後の津波や原発等の直接の被害を受けた相双地域，いわき地域において，震災後の医療費が上昇していた。これは，被災地住民の健康被害が大きいたことが考えられる。

※本報告は，2014 年 10 月の日本公衆衛生学会総会での報告に微細な修正を加えたものである。

開業助産師へのナラティブアプローチによる周産期連携の検討

Study of Perinatal Cooperation by Narrative Approach to Independent Midwives

金森京子¹⁾・高橋里亥²⁾・出原弥和³⁾・岩谷久美子⁴⁾

(立命館大学社会学研究科¹⁾・滋賀県助産師会²⁾・

愛知医科大学看護学部³⁾・金沢医科大学看護学部⁴⁾)

KANAMORI, Kyoko¹⁾ / TAKAHASHI, Sato²⁾ / IZUHARA, Miwa³⁾ / IWATANI, Kumiko⁴⁾

(Graduate School of Sociology, Ritsumeikan University¹⁾ /

Shiga Prefecture Midwifery Association²⁾ /

Aichi Medical University School of Nursing³⁾ /

Kanazawa Medical University School of Nursing⁴⁾)

キーワード: 連携, 開業助産師, 医療法第19条, 嘱託医療機関, 産科オープンシステム
Cooperation, Independent midwife, Article 19 Medical Care Act, Commission medical
institution, Obstetrics open system

【目的】開業助産師と医療機関の連携に関連する因子を明らかにする。【方法】質的帰納的研究。調査は2016年3月。対象は開業助産師3名。データ収集はグループインタビュー法を活用し、半構造的聞き取り調査により行った。分析は内容分析とし各コードをカテゴリー化した。本研究は聖泉大学研究倫理審査委員会の承認を得て(承認番号第9号)実施され、対象の研究参加については書面をもって同意を得た。【結果】研究参加者は、全員産科オープンシステムを利用する無床助産所経営者であった。周産期における連携に影響を及ぼす関連因子には、①医療機関との関係づくり、②妊産婦の助産所・自宅で出産する強い意思と行動、③開業助産師の責任範囲の自覚、④分娩件数に応じた賠償保険制度、⑤搬送にかかる距離・時間、⑥団体や行政の働きかけ…などがあった。【考察】関連因子を考慮した助産所と医療機関とのシステムの構築は、出産の分散化に重要な役割を果たす可能性が示唆される。

※本研究はH27-29年度科学研究費助成研究 基盤C 課題番号:15K11735 の一部である。

戦後日本の男性と生殖能力に関する歴史的研究

A Historical Study about the Male and the Fertility Capacity in Post War Japan

由井秀樹¹⁾

(立命館大学衣笠総合研究機構¹⁾)

YUI, Hideki¹⁾

(Kinugasa Research Organization, Ritsumeikan University¹⁾)

キーワード: 男性, 生殖不能, 性交不能

男性と生殖能力の関係性が社会的にどのように意味づけられてきたかという問題は、国内外問わずほとんど研究されてこなかった。数少ない先行研究では、不妊原因が自身にあると知った男性は男性性の喪失を語ること、生殖不能と性交不能（インポテンツ）が混在して認識されていること、男性不妊に光があたらないために男性に不妊原因があっても不妊が女性の問題として構成されること、などが指摘されている。本研究は戦後日本において、男性と生殖能力がどのように語られてきたかという歴史の検討を通し、上記の認識の妥当性を検討する。

研究方法として、『読売新聞』のデータベース「ヨミダス歴史館」を活用し、1949年～2015年までの身の上相談「人生案内欄」に掲載された相談のうち、男性の生殖能力が問題化されている事例を分析した。

結果、①生殖不能が男性性の喪失と結び付けられる語りは2000年代から出現しはじめたこと、②性交不能により子ができない悩みは時代を問わず語られていたこと、③1950年代には②の場合、回答者の語りでは子ができないことよりも性交ができないことが重視されていたこと、④時代を問わず、子ができないことについて原因が男性にあったとしても周囲からは女性が責められることが語られる一方、男性のせいで妊娠できないことの恨みが女性から語られていたこと、などが明らかになった。上記の点は、男性性と生殖能力をめぐる認識枠組の複層性、文脈依存性を示唆している。

ひとり親家庭のための養育費履行確保 ～比較法的考察～

Child Maintenance Systems for Single-Parent Families: A Comparative Study

金成恩¹⁾

(立命館大学立命館グローバル・イノベーション研究機構¹⁾)

KIM, Sungeun¹⁾

(Ritsumeikan Global Innovation Research Organization, Ritsumeikan University¹⁾)

キーワード: 子どもの貧困, 養育費不払い, 養育費履行管理院, 強制執行, 立替払

ひとり親家庭の貧困率が54.4%を占める背景には、母子家庭の就労環境の厳しさとともに、離婚した親からの養育費が得られていないことがある。厚生労働省「平成23年度全国母子世帯等調査結果報告」によると、離婚後、約8割は父親から養育費をもらっていない。このような状況の発端は、離婚の際の養育費の取決めは離婚成立要件ではなく、また養育費の取決めがなされた場合であっても、その履行確保のための適切な法的手段が欠けているからである。

本報告は、韓国の養育費履行確保のための司法制度及び行政政策を紹介するとともに、日本への示唆を抽出することを目的とする。日本の法制との比較のため、2016年2月と9月に、①ソウル家庭裁判所、②養育費履行管理院を訪問し、①の裁判官及び調停人、②の院長及び職人にヒアリングを行った。韓国では、a.未成年の子の養育者、養育費の分担、面会交流について合意した協議書を提出しなければ、協議離婚ができない、b.aの協議書の作成するために協議離婚の申請から3か月の熟慮期間を設け、家庭法院で相談員による義務面談や当事者に離婚ガイダンスを行い、専門家の相談を受けるよう勧告できるという当事者の自主的な合意形成を促す、c.養育費履行の実効性を高めるため、養育費負担調書作成を義務化し、この調書に基づいて裁判官が債務者の給料から定期的に差し引くという養育費直接支払命令や担保提供命令をすることもできる、d.cのような制度を設けても、養育費支払義務を履行しないケースが多かったため、政府は「養育費履行管理院」を設置して国が親に代わって養育費を立て替えて支払う、仕組みを設けている。

協議離婚が約9割を占める日本と比較したとき、離婚後のひとり親家庭の子ども生活を保障するために、養育に関する取決めを離婚成立要件としたこと、国が義務者にかわって子どもを監護する者に養育費を支払い、国が義務者から回収する制度を導入したこと、当事者が真摯に合意紛争解決に向かえるよう、裁判所主導のもとで様々な専門機関などが協働しあい当事者を支援することなど、示唆に富むと考えられる。

ホームレスのソーシャルスキルにおける フォーラムシアターのリメディアル効果

Remedial Effect of Forum Theater on Homeless People's Social Skills

藤本 学¹⁾

(立命館大学教育開発推進機構¹⁾)

FUJIMOTO, Manabu¹⁾

(Institute for Teaching and Learning, Ritsumeikan University¹⁾)

キーワード: 不定就労者, フォーラムシアター, ソーシャルスキルトレーニング, 個人特性

目的 不定就労者のソーシャルスキルを改善するために実施してきたフォーラムシアター (FT) の効果性について検証する。トレーニングの効果が参加者によって異なるという現場の報告を踏まえて、参加者を個人特性に基づき分類し、それらの間の差を検証する。

方法 ホームレス31名を対象にした。自閉症スペクトラムを事前 (入所時) に、コミュニケーションスキル, ソーシャルスキル, 自尊感情, ストレスを事前と事後 (トレーニング1週間後) に調査した。本研究は「立命館大学における人を対象とする研究倫理指針」に従い適正に実施された。

結果 自閉症傾向と理不尽受容スキルを独立変数, 各指標の変化量を従属変数とする2要因分散分析を行った結果, 自閉性の主効果が自己統制, 表現力, 他者受容, 関係調整で, 理不尽受容の主効果が社交性で, 交互作用が不正受容で有意であった。

考察 FTによるスキルトレーニングは, 乏しいスキルを標準的な水準に近づけるリメディアル効果を持つことが明らかになった。

※本報告は, 2016年9月にパーソナリティ心理学会で発表した内容に微細な修正を加えたものである。

自閉症スペクトラム児の多様性と主体性を尊重した療育プログラム開発

The Program Development for Children with Autism Spectrum Disorder:
Respecting their diversity and independence

竹内謙彰¹⁾・荒木穂積²⁾・平松祐佳²⁾・生田祥子²⁾・岡田紗弥香²⁾・武居樹²⁾・合川茉莉花²⁾・
石田育子²⁾・小山田真理子²⁾・石原顕子²⁾・松元佑³⁾・富井奈菜実³⁾
(立命館大学産業社会学部¹⁾・立命館大学大学院応用人間科学研究科²⁾・
立命館大学大学院社会学研究科³⁾)

TAKEUCHI, Yoshiaki¹⁾ / ARAKI, Hozumi²⁾ / HIRAMATSU, Yuka²⁾ / IKUTA, Shoko²⁾ /
OKADA, Sayaka²⁾ / TAKEI, Itsuki²⁾ / AIKAWA, Marika²⁾ / ISHIDA, Ikuko²⁾ /
OYAMADA, Mariko²⁾ / ISHIIHARA, Akiko²⁾ / MATSUMOTO, Yuu³⁾ / TOMII, Nanami³⁾
(College of Social Sciences, Ritsumeikan University¹⁾/Graduate School of Science for
Human Services, Ritsumeikan University²⁾/Graduate School of Sociology, Ritsumeikan
University³⁾)

キーワード: 療育プログラム, 遊び, 多様性, 主体性, 発達支援

私たちのプロジェクトは、幼児、小学校低学年、小学校高学年、中学生・高校生の各グループに焦点をあてた自閉症スペクトラム児の療育プログラム開発に取り組んできた。プログラム開発に当たっては、個と集団の両方に視点を置いてきた。幼児グループではごっこ遊びを採り入れた集団づくりの工夫、小学校低学年グループでは、個の遊びの充実と集団あそびの工夫、小学校高学年グループではイメージの共有による仲間関係を高める活動の工夫、中学生・高校生グループでは子どもたちの提案を活かした見通しのある創作活動の工夫に取り組んできた。また、中学生・高校生グループでは街に出ての活動として、リクレーション活動とソーシャル・スキル活動の統合をめざした活動に3年前から取り組み始めた。ここでは、遊びを主軸にしつつ多様性と主体性を尊重した社会性習得活動としての発達支援について、最近1～2年のプログラム開発上の内容と工夫を中心に報告する。なお、この研究プロジェクトは参加児の保護者の同意を得て進められている。

「非行・問題行動」の背景に対する 「スクールソーシャルワーク実践」の考察

Study on School Social Work against Juvenile Delinquents and Problem Behavior

中西真¹⁾

(立命館大学衣笠研究機構人間科学研究所)

NAKANISHI, Shin¹⁾

(Institute of Human Sciences, Ritsumeikan University¹⁾)

キーワード: スクールソーシャルワーク, ケース会議, 非行, 問題行動

本報告の目的は「暴力や問題行動」に対するスクールソーシャルワーク（以下、SSW と表記する）実践、とくにケース会議の展開と課題を示すことである。SSW 実践、ケース会議の過程では、子どもの行動だけでなく、考えや背景（社会的なものも含む）にも注目することが特徴である。

研究方法は、主に 1980 年代から現在までの SSW に関する文献、インタビューデータ（対象者に承諾済み）等の資料を用い、個人と社会・制度との相互作用、関係性、歴史性を含めた視点から、とくに「SSW」「ケース会議」「非行」等の用語に着目して意味内容ごとに分類した。その結果、SSW、「ケース会議」が学校臨床の分野で積み重ねられてきた概念だとわかった。また、教師やスクールソーシャルワーカーを含めたチームで事例を見立てて実践するための「ケース会議」が「非行や暴力」の事例にも対応が可能だと示した。

考察として、「非行」に対する実践でケース会議を有効に機能させるためには、①日本の特性に応じた SSW 実践を行い、②当事者の自己決定と専門家のコントロールというジレンマを解消し、③SSW 実践を学校側が安易に頼りすぎ、子どもの排除に使うという危険への対応が必要だと提示した。

支援という文脈が取り残してきたもの

—熊本県発達障害当事者会 Little bit の熊本地震の前後の取り組みを中心とした検討—

What the Context of Support Has Left behind:
A Study Focusing on Efforts before and after the Little bit Kumamoto Earthquake

山田裕一¹⁾

(立命館大学生存学研究センター／発達協働センターよりみち¹⁾)

YAMADA, Yuichi¹⁾

(Research Center for Ars Vivendi, Ritsumeikan University¹⁾)

キーワード：ピアサポート、発達障害当事者会、発達障害、熊本地震、舞台構築支援

1. 本報告の目的：「支援」という文脈が取り残してきたもの／取り残さざるを得ないものがあつたことを明らかにし、「支援」という営みが持つ限界とそのメカニズム、限界を超える／補完する可能性を提起したい。
2. 倫理的配慮：取り扱った事例については、本人の同意を得ることや、個人を特定できないように情報の加工を行っている。
3. 方法・結果・考察：発達障害当事者会 Little bit¹等の当事者グループと支援機関等との取組の参与観察から考察していく。当事者会と支援機関等が関わることによって、支援が目指す目的に脳機能標準化政策機能²が内包され、当事者の期待感と支援機関が想定する支援機能の差異、個々人の立性やキャパシティがもたらす問題が、意図的／無意図的に明示されず、無批判に受け入れられ、当事者の社会的排除が温存されることが具体的に明らかになった。それをを超える可能性を秘めた観点を持つ「舞台構築支援」熊本地震前後の取組の紹介を行いたい。

¹Little bit は多様な人々との関係性を持ち、自らの思いを発信することを目的として 2011 年 7 月設立。参考：山田裕一（2011）「発達障害当事者会の意義と連携—熊本県発達障害当事者会立ち上げ支援と今後の展望—」障害学会口頭発表

²脳機能の多数派にとって、望ましい社会の一員になるための訓練的営み

取調手法とカメラアングルの組み合わせが事実認定に与える影響

Research on Bias due to Interrogation Techniques and Camera Angles during the Fact-finding Process

山崎優子¹⁾・山田直子²⁾・指宿信³⁾

(立命館大学人間科学研究所¹⁾・関西学院大学法学部²⁾・成城大学法学部³⁾)

YAMASAKI, Yuko¹⁾・YAMADA, Naoko²⁾・IBUSUKI, Makoto³⁾

(Institute of Human Sciences, Ritsumeikan University¹⁾ /

Faculty of Law, Kwansei Gakuin University²⁾ /

Faculty of Law, Seijo University³⁾)

キーワード: 取調べ手法, カメラパースペクティブバイアス, 裁判員, 供述の任意性判断

本研究の目的 先行研究によれば, 被疑者に対する取調べ手法及び取調べの録画映像のカメラアングルは, 事実認定者にバイアスを生じさせる可能性がある。本研究では, 取調べ手法(自白を追求するリード方式 vs. 情報を収集するピースモデル)と取調べ録画映像のカメラアングル(被告人フォーカス vs. 被告人・取調官フォーカス)が, 事実認定にどのように影響を及ぼすのかを確かめた。

方法 実験概要の説明後, 評議の様子をビデオ撮影すること, プライバシーは確実に保護されること, 途中離脱が可能であることを明記した同意書にサインした大学生および大学院生 48 人(平均 20.8 歳, $SD=1.2$ 歳)が実験に協力した。協力者は無作為に 8 グループ(6 人グループ×4 条件×2)に分けられ, 模擬裁判に参加した。模擬裁判では, 条件別に異なる取調べ録画映像(上記の 2 種類の取調べ手法と 2 種類のカメラアングルを組み合わせた計 4 種類の取調べ録画映像)を視聴し, 評議に参加した。

結果 (1)ピースモデルによる取調べの方が, 自白の任意性評価及び有罪と判断した割合ともに有意に高かった。(2)被告人フォーカスのカメラアングルの方が, 自白の任意性評価が有意に高かった。(3)取調べ録画映像のカメラアングルによってもたらされるバイアスは, 裁判官役が評議に加わっても是正されなかった。

考察 現在我が国で採用されている取調べ手法(リード型)及び取調べ録画映像のカメラアングル(被告人フォーカス)は変更することが望ましい。

※本報告は, 2016 年 10 月の法と心理学第 17 回大会での口頭報告および the 10th East Asian Association of Psychology and Law conference でのポスター報告に微細な修正を加えたものである。

刑事司法における支援者支援を考える：

再審請求を検討する事案を題材に

Support for Supporters in Japanese Criminal System: A Practice on a Retrial Case

山田早紀¹⁾

(立命館大学立命館グローバル・イノベーション研究機構¹⁾)

YAMADA, Saki¹⁾

(Ritsumeikan Global Innovation Research Organization, Ritsumeikan University¹⁾)

キーワード：再審請求，支援者支援，冤罪

再審請求のためには、捜査機関によって収集された証拠を精査し、新規にして明白な証拠を提出する必要がある。また 2016 年 5 月に成立した改正刑事訴訟法により、証拠開示が拡大し、裁判で取り扱われる証拠の量が増大することが予想（期待）されている。

再審請求における被告人の支援者としては、家族や知人、弁護団に参加する弁護士や学者等、さまざまな人々がかかわることがある。そうした多くの人たちがよりよい議論を行うためには、まず手持ちの膨大な証拠についてしっかりと吟味する必要があるだろう。

本研究で取り扱う再審請求を検討する事案は、1910（明治 43）年に発覚した「天皇に対する暗殺計画」に端を発する事件「大逆事件」であった。本件における再審請求の検討会議における証拠整理方法の開発について検討した。検討会議において判決文中に証拠として挙げられている供述と実際の供述調書の乖離を示す図表の作成手法を議論した。本手法により認定判決の矛盾を描出できる可能性が示された。

「物語」を手掛かりにした東日本大震災後コミュニティ支援の実践 - 臨地の対人援助学がみいだす地域のレジリエンス -

Resilience and Community : To Support the Supporters in Community
after 3.11 Catastrophe

村本邦子¹⁾・中村正¹⁾

(立命館大学大学院応用人間科学研究科¹⁾)

MURAMOTO, Kuniko¹⁾ / NAKAMURA, Tadashi¹⁾

(Graduate School of Science for Human Services, Ritsumeikan University¹⁾)

キーワード: ソーシャルキャピタル、レジリエンス、コミュニティ、復興ボランティア論
Social capitol, Resilience, community, recovery volunteer

2011年3月11日に起きた東日本大震災を受け、遠方から無理なく長期的に地域のレジリエンスに働きかける支援方法を検討した。家族漫画展をコミュニティに関与する媒体とし、現地の支援機関と連携して、対人援助プログラムを実施しながら、毎年東北4県を巡回し、十年というタイムスパンで、被災と復興の証人(witness)になるというプロジェクトを立ち上げた。5年を過ぎたところで、これらの実践を振り返って検証し、「物語」輻輳と想起の協働という観点から、大規模災害後のコミュニティ支援について考察する。

第一に、家族漫画がもたらす意味である。漫画展会場で語り出される物語、感想ノートのメッセージ、インタビューの分析によって、団士郎による家族漫画が人々の物語力を活性化し、絆の感覚(ソーシャルキャピタルとしての結束力)を強化していることが明らかになった。

第二に、地域の民話や伝承遊びをテーマにした家族向けプログラムの意味である。フィールド調査から、東北では、災害後、物語力がレジリエンスを支え、民話の伝承活動が活性化していることが明らかになった。本プログラムは、地域の家族をその流れに連ねようとするものである。

第三に、支援者支援として実践してきたプログラムである。多様な対人援助職者が集まり、地域の持つ力に焦点を当てながら事例検討を行うことで、ネットワークを強化し、困難を乗り越える力を持つ家族と地域という物語が語り出されていく。最後に、証人であることを使命とおいたところから、協働する地域の支援者や参加者の被災と人生が語られるという効果を生んでいる。

※ 本報告は、2016年9月24-25日第7回対人援助学会(神奈川県立保健福祉大学)で共同発表したものを基にし、人間科学研究所の研究課題に合うよう修正を加えたものである。

あとがき

2016年12月3日（土）、立命館大学人間科学研究所2016年度年次総会として行われた共催シンポジウム「対人援助の新展開：理論・方法・制度の視点から」は、盛況のうちに幕を閉じた。当日は実務家を始め多くの方にご参加いただき、アンケートの結果も概ね好評であった。シンポジウムの趣旨や具体的な報告内容に関しては各報告者の論稿に委ねるとして、あとがきでは第1部の企画者として感じたところを率直に述べたいと思う。

第1部では、犯罪行為に及んだ人々の社会復帰に必要なものを、現在行われている対人援助の実践と諸外国の法制度の視点から検討した。日本政府は2020年国連犯罪防止・刑事司法会議を見据え、犯罪（再犯）対策に力を入れており、この領域への関心は高まっている。私の所属する立命館大学立命館グローバル・イノベーション研究機構（R-GIRO）「修復的司法観による少子高齢化社会に寄り添う法・社会システムの再構築」（若林プロジェクト）は、犯罪をきっかけに生じた社会の破れ（breach）を、民事・刑事・冤罪救済というそれぞれの視点から修復・回復するシステムの構築を目指すものである。本年度新たに採択されたプロジェクトであるが、前身となるものを含めれば第3期という位置付けになる。

私は本年度8月にR-GIRO専門研究員を拝命し、今回のシンポジウム企画が初の大きな仕事であった。右も左も分からない状態でのスタートであったが、同研究グループの森久智江准教授（立命館大学法学部）には企画の準備段階で種々の相談に乗っていただき、また同じく中村正教授（立命館大学産業社会学部）には急な依頼にもかかわらず快く登壇を引き受けていただいた。さらに片山詩朗氏をはじめとしたリサーチオフィスのスタッフには、学外者の招聘手続きから当日の受付に至るまで、あらゆる面で強力なサポートをしていただいた。こうした研究・成果公表に、分野や所属を超えて一丸となって取り組むことができることに、立命館大学の強さの由縁があるように感じられた。今年度からは私自身もその一員として、本プロジェクト発展の一助となれるよう研究に邁進したいと考えている。

*本冊子に収録された研究は、いずれも立命館大学立命館グローバル・イノベーション研究機構第3期拠点形成型 R-GIRO 研究プログラムの助成を受けて行われたものである。

立命館グローバル・イノベーション研究機構 専門研究員
相澤 育郎

インクルーシブ社会研究 17
Studies for Inclusive Society 17

対人援助の新展開
—理論・方法・制度の視点から—

New Developments in Human Services:
Theories, Methods and Institutions

編集担当：相澤育郎・矢藤優子
Editors: AIZAWA Ikuo & YATO Yuko

立命館大学立命館グローバル・イノベーション研究機構
「学融的な人間科学の構築と科学的根拠に基づく対人援助の再編成」／
「修復的司法観による少子高齢化社会に寄り添う法・社会システムの再構築」

2017年 3 月17日印刷 2017年 3 月27日発行

発 行 立命館大学人間科学研究所
 <http://www.ritsumeihuman.com/>
 〒603-8577 京都市北区等持院北町56-1
 T E L (075) 465-8358
 F A X (075) 465-8245

印 刷 株式会社 田中プリント
 〒600-8047 京都市下京区松原通麩屋町東入
 T E L (075) 343-0006
 F A X (075) 341-4476

